

令和4年第2回宇城市議会定例会 会期日程表

会期15日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
6月10日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 報告第4号から諮問第2号までの19議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
6月11日	土	休 会	○ 市の休日
6月12日	日	休 会	○ 市の休日
6月13日	月	休 会	○ 議事整理
6月14日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般質問（豊田、河野（正）、原田） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
6月15日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般質問（高橋、三角、中山） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
6月16日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（村上） ○ 報告第4号から報告第9号までの質疑 ○ 承認第3号の質疑・討論・採決 ○ 議案第51号から議案第59号までの質疑・委員会付託 ○ 同意第4号から諮問第2号までの質疑 ○ 議案第60号、同意第5号、同意第6号及び陳情第1号の追加上程・提案理由説明・詳細説明 ○ 議案第60号及び陳情第1号の質疑・委員会付託 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
6月17日	金	休 会	○ 議事整理
6月18日	土	休 会	○ 市の休日
6月19日	日	休 会	○ 市の休日
6月20日	月	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務文教常任委員会 ○ 民生常任委員会

6月21日	火	休 会	○ 建設経済常任委員会
6月22日	水	休 会	○ 議事整理
6月23日	木	休 会	○ 議事整理
6月24日	金	本会議	○ 開議 ○ 議案第51号から議案第60号までの委員長 報告・質疑・討論・採決 ○ 同意第4号から諮問第2号までの討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

6月10日(金)

令和4年第2回宇城市議会定例会（第1号）

令和4年6月10日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | 報告第4号 | 令和3年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 報告第5号 | 令和3年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第6号 | 令和3年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 報告第7号 | 令和3年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第8 | 報告第8号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第9 | 報告第9号 | 令和3年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第10 | 承認第3号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号） |
| 日程第11 | 議案第51号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第52号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第53号 | 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第54号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第55号 | 宇城市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第56号 | 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第57号 | 財産の無償貸付けについて |
| 日程第18 | 議案第58号 | 財産の取得について |
| 日程第19 | 議案第59号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |

- 日程第20 同意第4号 宇城市固定資産評価員の選任について（黒崎 達也氏）
 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（村岡 純子氏）
 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（橋本 恵子氏）
 日程第23 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勲君 |
| 13番 高橋佳大君 | 14番 高本敬義君 |
| 15番 溝見友一君 | 16番 園田幸雄君 |
| 17番 福田良二君 | 18番 河野正明君 |
| 19番 入江学君 | 20番 豊田紀代美君 |
| 21番 中山弘幸君 | 22番 石川洋一君 |

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君
教育部長 豊住章君	総務部次長 舩井貴男君
市長政策部次長 福田真治君	市民部次長 星津章博君

福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	井住寿宏君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	植野修君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂本優子君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	坂井孝治君	農業委員会事務局長	岩竹泰治君

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（溝見友一君） ただいまから、令和4年第2回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（溝見友一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、3番、村上真由子さん及び4番、河野真理さんの2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（溝見友一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日6月10日から6月24日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月24日までの15日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（溝見友一君） 日程第3、諸報告を行います。
議長の諸般の報告として、お手元に配布しておりますように、まず1ページから8ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和4年1月分から令和4年4月分までが提出されております。
主な公式行事については、9ページのとおりです。
次に、陳情書等について申し上げます。去る5月31日の第7回議会運営委員会において、机上配布と決定した5件の要望等につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
はじめに、新型コロナウイルス感染症の状況について報告します。
市内では、依然として毎週100人前後の新規感染者が確認され続けている状況です。引き続き、国県と連携した対策を継続するとともに、感染拡大防止への取組の実践を呼び掛けてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況を報告します。

昨日現在、3回目接種は69.3%の方が終わっていらっしゃいます。また5月30日には、4回目の接種を開始しております。今後も広報紙やホームページ等でワクチン接種に関する最新の情報を発信してまいります。今後4回目の接種率は、この場で随時報告いたします。

次に、100%プレミアム付商品券第3弾について報告します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、低迷し続ける市内経済の刺激と新たな家計負担軽減の両側面を持つ第3弾のプレミアム付商品券ですが、4月1日から販売を開始し、6月9日現在87.7%、金額にして約10億3,500万円分を販売しております。そのうち6億1,100万円分が取扱店で利用されています。

販売期間は今月末までとなりますので、販売促進に努め、市内経済への活性化と家計支援につなげてまいります。また、使用期限は8月31日までとなりますので、使い漏れのないよう、広報紙やホームページ等で呼び掛けてまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（溝見友一君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4	報告第4号	令和3年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第5	報告第5号	令和3年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第6	報告第6号	令和3年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第7	報告第7号	令和3年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第8	報告第8号	令和3年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第9	報告第9号	令和3年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第10	承認第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）
日程第11	議案第51号	令和4年度宇城市一般会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第52号	令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 13 議案第 53 号 令和 4 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 54 号 令和 4 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 55 号 宇城市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 56 号 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 57 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 18 議案第 58 号 財産の取得について
- 日程第 19 議案第 59 号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第 20 同意第 4 号 宇城市固定資産評価員の選任について（黒崎 達也氏）
- 日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（村岡 純子氏）
- 日程第 22 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（橋本 恵子氏）

-----○-----

○議長（溝見友一君） 日程第 4、報告第 4 号令和 3 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第 22、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について（橋本恵子氏）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日から、令和 4 年第 2 回市議会定例会では大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件として令和 3 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告など 6 件、承認案件として令和 4 年度宇城市一般会計補正予算の専決処分が 1 件、予算案件として令和 4 年度宇城市一般会計補正予算など 4 件、条例案件として宇城市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部改正など 2 件、その他案件として財産の無償貸付けなど 3 件、同意案件として固定資産評価員の選任 1 件、諮問案件として人権擁護委員候補者の推薦 2 件、合わせて 19 件をお願いします。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第 4 号令和 3 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、報告第 6 号令和 3 年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 報告第 4 号令和 3 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の

報告について、詳細を説明します。議案集4ページをお願いします。

本報告は、令和2年度宇城市一般会計当初予算で承認いただきました本庁舎大規模改修事業及び松橋総合体育文化センター大規模改修事業、令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号）で承認いただきました小川中学校建替事業（第1期）の全3事業の継続費について、実際に令和4年度に逡次繰越した金額を報告するものです。

5ページをお願いします。継続費として承認いただきました3事業の合計額は、5ページの一番下の合計欄に記載しているとおりでございます。継続費の総額で5億8,700万円になります。令和3年度の継続費予算現額は、前年度逡次繰越額を含めて2億6,869万8千円で、支出済額及び支出見込額を差し引いた残額が8億2,037万5,160円になります。この執行残額のうち、実際に繰り越した翌年度逡次繰越額は8億2,037万4千円です。財源については、繰越金4,077万9千円のほか、特定財源で国県支出金1億1,955千円、地方債7億7,840万円としています。

以上で、報告第4号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第5号令和3年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、詳細を説明します。議案集6ページをお願いします。

本報告は、昨年2月の定例会以降、本年3月までの定例会におきまして承認いただきました議会用タブレット端末購入事業など、全45事業の繰越明許費について、実際に令和4年度に繰り越した金額を報告するものです。

7ページから11ページにかけて、事業ごとに記載のとおり繰越しを行っております。翌年度繰越額の合計額は、11ページの一番下の合計欄に記載していますとおり、翌年度繰越額が3億4,162万1千円、うち既収入特定財源が5,886千円、未収入特定財源が2億8,285万3千円、一般財源を2億4,288万2千円としています。

繰越しの具体的な理由につきましては、事業ごとに若干内容の違いはありますが、いずれも予算成立後に思わぬ支障が生じたことで年度内の完成が困難となり、また、改めて翌年度の歳出予算に計上する対応では確実な執行を期することができないことから、地方自治法施行令第146条の規定により、必要な財源をつけて繰り越すものです。

以上で、報告第5号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第6号令和3年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、詳細を説明いたします。議案集12ページをお願いします。

本報告は、令和2年度予算から令和3年度予算へ繰越明許を行ってございました小

学校トイレ改修事業と誉ヶ丘公園石橋復旧事業について、新型コロナウイルス感染症や支障工作物等の影響により工程が遅延したため、令和3年度内での完了ができなくなりましたので、事故繰越しとして実際に令和4年度に繰り越した金額を報告するものです。

13ページをお願いします。2事業の事故繰越し総額で、翌年度繰越額が7,417万3,021円、うち未収入特定財源である国県支出金が1,316万7千円、地方債が6,090万円、一般財源を10万6,021円としております。

また、繰越理由の詳細につきましては説明欄に記載のとおりです。

以上で、報告第6号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第4号から報告第6号までの詳細説明が終わりました。

次に、報告第7号令和3年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び報告第8号令和3年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 報告第7号令和3年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明いたします。議案集は14ページをお願いいたします。

本案は、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

15ページをお願いいたします。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。資本的収支予算の款1資本的支出、項1建設改良費、松橋町松山地区岡岳加圧ポンプ更新工事で、翌年度繰越額は1,658万4千円となります。繰越しの理由は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、機器等の納期に不測の日数を要したことによるものです。

次に、16ページをお願いいたします。同法第26条第2項の規定による事故繰越し額としましては、収益的収支予算、款1水道事業費用、項1営業費用、下水道工事に伴う配水管布設替受託工事で、翌年度繰越額は600万1千円となります。繰越しの理由は、西下郷・両仲間地区における下水道管渠工事の工期延長に伴うものとなります。

以上で、報告第7号の詳細説明を終わります。

続いて、議案集17ページをお願いいたします。報告第8号令和3年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明します。

ページは18ページに移ります。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。翌年度繰越額は、資本的収支予算の款1資本的支出、項1建設改良費、公共下水道管渠新設事業6,963万6千円ほか4件で、翌年度繰越額は、合計4億2,845万1千円となります。主な繰越しの理由は、関係機関との協議・調整に時間を要したこと、また事業計画の見直しなどによるものです。

次に、19ページをお願いいたします。同法第26条第2項の規定による事故繰越し額としまして、収益的収支予算の款1下水道事業費用、項1営業費用、大野橋改築に伴う下水道仮設工事450万円。また、資本的収支予算で、款1資本的支出、項1建設改良費、雨水ポンプ場測量調査・基本詳細設計業務委託ほか1件で、合計1億350万円となります。繰越しの理由としましては、関連工事の工期延伸や新型コロナウイルス感染拡大により、業務進捗の遅れによるものです。

以上で、報告第8号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第7号及び報告第8号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第9号令和3年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についての詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 報告第9号令和3年度宇城市土地開発公社の経営状況報告につきまして、詳細説明を申し上げます。

宇城市が出資をいたします宇城市土地開発公社の令和3年度の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条の2の規定により議会に報告するものです。

議案集は20ページです。併せて、別冊で経営状況報告を皆様にお配りしております。宇城市土地開発公社令和3年度経営状況をご覧ください。経営状況を3枚めくっていただきますと決算報告書がございます。この決算報告の1ページをお願いいたします。

令和3年度収入支出決算額につきましては、公有地取得等の事業を行っていませんので、事務的経費のみです。

まず、収益的収入支出については、記載のとおり、収入は受取利息のみ合計1,254円、支出合計は0円です。前年度まで租税公課の法人住民税が7万1千円掛かっておりましたが、令和2年4月1日付けで、休業手続きを申出したので掛かっておりません。収入済額から支出済額を差し引いた差額が、事業外収益1,254円でした。

次に、2ページをお願いいたします。資本的収入支出につきましては、事業を行っていませんので収入支出ともに計上はありません。

3ページ以降は、決算明細書、損益計算書、貸借対照表、財産目録、11ページからは附属明細表と14ページに監査結果を添付しております。また、15ページからは、令和4年度の予算計画を掲載していますが、現在のところ、公有地取得等の事業計画等はございません。事務的な経費のみを計上しております。

以上で、報告第9号令和3年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第9号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）及び議案第51号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）令和4年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号）について詳細説明いたします。

議案集21ページから22ページをお願いします。資料は、別紙でお配りしております、別冊令和4年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第1号）になります。令和4年5月24日付けで、専決処分をしたため、議会に報告し承認を求めるものです。

補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国において4月26日に閣議決定された施策として、申請期間が延長となった生活困窮者自立支援金、2回目の給付となる低所得のひとり親等の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金、60歳以上の市民等を対象とした4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務事業を、国の施策に応じて迅速に対応するための補正になります。

それでは、令和4年度宇城市各会計補正予算書の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,819万2千円を追加し、予算総額を333億9,903万5千円としております。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正です。歳入費目では、款15国庫支出金、項2国庫補助金で2億7,819万2千円を補正しています。補正の詳細については、6ページ目をお願いします。歳入歳出事項別明細書の目2民生費国庫補助金、目3衛生費国庫補助金のとおりでございます。

続いて、歳出予算について説明いたします。7ページ目をお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で1,933万9千円を補正しています。生活困窮者自立支援金の申請及び支給期間の延長に伴い、必要な経費として、節19扶助費1,440万円と関連事務費を補正しております。

次に、同じく、項5母子福祉費、目1母子福祉費で9,332万6千円を補正しております。原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯や住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を支給する事業に必要な経費として、節18負担金補助及び交付金8,330万円と関連事務費を補正しております。

8 ページに移ります。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費で 1 億 6,552 万 7 千円を補正しております。4 回目の新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保に必要な経費のうち、当初予算で不足する経費について補正するものです。

歳出予算で説明しました 3 事業の財源については、全て国庫支出金で賄われております。

以上で、承認第 3 号の詳細説明を終わります。

続いて、議案第 51 号令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）について詳細説明します。配布しております令和 4 年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第 1 号）の 1 ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 億 3,519 万 4 千円を減額し、予算総額を 332 億 6,384 万 1 千円としております。また、第 2 条で継続費、第 3 条で地方債を補正しております。

補正の内容につきましては、令和 3 年度国の補正予算事業にて前倒しで採択された道路橋りょう補助事業の減額、新たに採択されたデジタル田園都市国家構想推進交付金事業の増額、また農業関連補助事業や松橋総合体育文化センター大規模改修事業の増額など、当初予算編成後に生じた新たな財政需要に対応するための補正になります。

2 ページ目になります。第 1 表、歳入歳出予算補正です。歳入費目では、款 15 国庫支出金、款 16 県支出金、款 22 市債を、それぞれ紙面のとおり減額しています。また、款 19 繰入金、項 2 基金繰入金の 2,890 万 7 千円は、歳入の予算不足の財源調整として財政調整基金から繰り入れるものです。

3 ページに移ります。歳出費目では、款 2 総務費、項 1 総務管理費で 2 億 4,500 万円余の増額となっております。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費で 1 億 2,300 万円余の増額、同じく、項 3 清掃費で 2 億 100 万円余の減額、款 7 土木費、項 2 道路橋りょう費で 4 億 7,000 万円余の減額、款 9 教育費、項 5 文化費で 7,682 万 6 千円の増額などになります。

4 ページに移ります。第 2 表、継続費の補正です。令和 2 年度から 4 年度にかけて継続費予算を設定していました松橋総合体育文化センター大規模改修事業について、令和 4 年度の年割額を 1 億 9,922 万 6 千円に補正し、総額を 12 億 2,882 万 6 千円に変更しています。

5 ページ目に移ります。第 3 表、地方債補正です。1 追加で、熊本地震復興基金事業費を追加し、2 変更で、道路橋りょう整備事業費ほか 1 件の起債限度額を紙面のとおり変更しております。

続いて、歳出予算の主なものとその特定財源について説明します。

10ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目11情報システム運営費で2億684万1千円の増額を、10ページから11ページにかけて補正しております。令和3年度の国補正予算にて、新たに採択されたデジタル田園都市国家構想推進交付金の事業費2億559万9千円と、その関連経費が主な内容です。財源については、国庫補助金の本推進交付金が全体事業費の5割、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が4割、残り1割が市の負担となります。

11ページに移ります。同じく、目17熊本地震復興基金事業費、節12委託料の応急仮設住宅・みんなの家移転業務委託料3,800万円は、応急仮設住宅等の解体資材を再利用して整備する誉ヶ丘公園内の宿泊施設の給排水設備の整備費用です。財源は、地方債の過疎債の活用を予定しております。

12ページに移ります。続いて、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費の国庫支出金精算返還金1億2,218万1千円は、令和3年度に収入した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る国庫補助金の精算返還金です。

13ページをお願いします。同じく、項3清掃費、目1清掃総務費の宇城広域連合宇城クリーンセンター費負担金2億142万3千円の減額は、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業が、令和3年度の国補正予算事業において前倒しで採択されたため、令和4年度の当初予算に重複計上していた負担金を減額するものです。

続いて、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金で、攻めの園芸生産対策事業補助金、農地利用効率化等支援事業補助金、園芸・特産事業者緊急支援事業補助金を追加しています。また、農業次世代人材投資事業補助金は、新規就農育成総合対策事業補助金に事業名が変更され、増額補正としています。農業費補助金の財源は、全て県の10分の10事業です。

14ページに移ります。款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、同じく目3道路新設改良費、同じく目4橋りょう維持費で、それぞれ紙面のとおり減額しております。主な内容につきましては、令和3年度の国補正予算事業において前倒しで採択された補助事業について、令和3年度と令和4年度に重複計上していた予算の減額になります。併せて、国庫補助金と地方債の特定財源もそれぞれ減額しております。

15ページをお願いします。款9教育費、項5文化費、目5松橋総合体育文化センター費で7,682万6千円を補正しております。第2表、継続費の変更で説明しました松橋総合体育文化センター大規模改修事業において、追加の改修工事が必要となりましたので、工事監理業務委託料と工事費を補正するものです。財源は、地方債の合併特例債を活用予定です。

以上で、議案第51号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 承認第3号及び議案第51号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第52号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 議案第52号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をします。補正予算書の101ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,191万2千円とするものです。

まず、歳入について説明します。106ページをお願いします。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の108万7千円の増額は、国民健康保険業務を行っている職員が出産に伴う休暇に9月から入るため、その代替職員として採用する会計年度任用職員の給与を一般会計から繰り入れるものです。

続きまして、歳出を説明します。107ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費108万7千円の増額は、先ほど歳入で述べました職員の出産に伴う休暇に係る代替職員の給与等の費用で、報酬7万8千3百円、期末手当1万3千3百円、共済費1万4千1百円、旅費3万円を合わせた金額です。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第52号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第53号令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第54号令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第53号令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明いたします。資料は、同じく補正予算書201ページをお願いします。

第2条、収益的収入及び支出で、収入において、第1款水道事業収益、第1項営業収益の既決予定額に、補正予定額として1,535万円を追加しています。国道改良工事に伴う受託工事収益の増額となります。

支出では、第1款水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に、補正予定額として1,670万円を追加しています。国が実施します国道3号の改良工事に伴い、支障となる配水管の布設替工事を行う必要が生じたことによる増額となります。

以上で、議案第53号の詳細説明を終わります。

続いて、議案第54号令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）につ

いて詳細説明します。資料は、同じく補正予算書301ページをお願いします。

第2条、収益的収入及び支出で、収入において、第1款下水道事業収益、第1項営業収益の既決予定額に、補正予定額として4,731万5千円を追加しています。国道改良工事に伴う受託工事収益の増額となります。

支出では、第1款下水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に、補正予定額として5,210万円を追加しています。水道事業会計と同様、国が実施します国道3号改良工事に伴い、支障となる下水道管渠の布設替工事による増額となります。

次に、302ページをお願いします。第3条、資本的収入及び支出では、収入において、第1款資本的収入、第1項企業債の既決予定額に、補正予定額として380万円を追加しています。建設改良事業に伴う企業債の増額です。

支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に、補正予定額として400万円を追加しています。浄水管理センターにおける設備取替工事による増額です。

303ページに移ります。第4条、企業債では、変更で、建設改良事業の起債限度額について紙面のとおりに増額しております。

以上で、議案第54号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第53号及び議案第54号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第55号宇城市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第55号社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集の23ページから24ページ、説明資料は2ページをお願いいたします。

市では、宇城市社会福祉協議会、保育所事業者、介護施設事業者等の社会福祉法人に対して助成事業を行っています。社会福祉法第58条第1項では、社会福祉法人への助成手続きについて、必要により条例で定めることとされています。

本市においては、現行では、宇城市社会福祉協議会に限定した形で条例に規定されているため、本市が所轄するその他の社会福祉法人にも、その助成の手続きが適用されるよう改めて整備するものです。併せて、申請に対する決定の手続きを新たに規定し、条文を整えるものです。

以上で、議案第55号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第55号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第56号宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第56号宇城市水道事業給水条例の一部を改正

する条例の制定について説明いたします。議案集は25ページから27ページ、説明資料集は3ページから5ページをお願いします。

本案は、八代浄水場を中心とする各施設の大規模改修事業の実施にあたり、上天草・宇城水道企業団からの受水費単価が、令和2年4月1日から、従来の1立方メートル当たり、税込額104円76銭から143円へ引き上げられたことに伴い、本市の各給水区域のうち、当該企業団からの用水を供給している松橋・小川上水道の給水区域、豊野西部地区簡易水道の給水区域の水道料金について改正を行うものです。

これまで、企業団において水道用水の供給単価が増額改定された以降も、本市の水道料金については据え置いてきたところですが、国の制度に基づく繰入金金の減少等もあり、従来の料金収入だけでは水道事業会計の損益において、大きな欠損金が生じている状況となっております。

今回の改正は、公営企業の原則である独立採算制また受益者負担の原則に基づき、当該給水区域における種別ごとの現行の基本料金及び超過料金に、受水費単価の上昇分を水道料金へ転嫁する改定案となり、今後の健全な水道事業の経営を図るものです。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

以上で、議案第56号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第56号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第57号財産の無償貸付けについて及び議案第58号財産の取得についての詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案第57号財産の無償貸付けについて説明します。議案集28ページから30ページをお願いします。

まず、財産の概要です。1件目、旧宇城市豊野公民館、土地7,380平方メートル、建物1,623.42平方メートル、所在地、宇城市豊野町糸石2996番1。2件目です。旧宇城市立豊野学校給食センター、土地1,690平方メートル、建物456.98平方メートル、所在地、宇城市豊野町糸石2998番です。貸付期間、令和4年7月1日から令和14年3月31日までです。貸付け相手方、住所、熊本県熊本市東区下江津4丁目5番12号1。商号又は名称、株式会社プロス、代表者氏名、代表取締役中島裕二。

貸付けの理由としまして、本市は、フォレストリーヴズ熊本を運営する株式会社プロスと、令和4年1月21日に連携協定を締結しました。現在、フォレストリーヴズ熊本は、バレーボールV2リーグに所属しています。フォレストリーヴズ熊本の活動拠点として、市の保有施設である旧豊野公民館及び旧豊野学校給食センター

を有効活用することを目的に、株式会社プロスに財産を無償で貸付けを行うものです。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

続きまして、議案第58号財産の取得について説明します。議案集31ページ、説明資料集6ページをお願いいたします。

今回の三角地区小学校中型バス購入に係る物品売買契約は、令和4年4月28日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

本契約の内容は、物品名、三角地区小学校中型バス購入。納入場所、教育部教育総務課。契約金額3,844万9千円、税込です。契約の相手方、住所、宇城市松橋町萩尾782-2。商号又は名称、株式会社吉田自動車、代表者氏名、代表取締役吉田誠。

本契約により、45人乗りの中型バスを2台購入します。購入した中型バスは、三角小学校及び青海小学校に各1台を配備し、スクールバスとして活用します。

納入期限は、令和5年3月10日までとしています。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第57号及び議案第58号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第59号熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更についてから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（橋本恵子氏）までの詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第59号、熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について説明をいたします。議案集32ページをお願いします。

本議案は、令和4年4月1日から「小国町外一ヶ町公立病院組合」が「小国郷公立病院組合」に名称変更されたことに伴い、改正を行うものです。

熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更を行うには、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があることから提案を行うものです。

以上で、議案第59号の詳細説明を終わります。

続いて、同意第4号固定資産評価員の選任について説明します。議案集は33ページをお願いします。

本案は、令和4年4月1日付けの人事異動に伴い、固定資産評価員に表記のとおり黒崎達也氏を新たに選任するためのものです。固定資産評価員を選任するには、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を要することから、この議案を提出するものです。

以上で、同意第4号の詳細説明を終わります。

続いて、諮問第1号、第2号人権擁護委員候補者の推薦について説明します。議

案集34ページ、35ページ、説明資料集8ページ、9ページをお願いいたします。

現委員であります不知火町の村岡純子さんが、令和4年9月30日付けで任期満了となりますので再推薦し、また、小川町の畑野秀昭さんが、同じく令和4年9月30日付けで任期満了となりますので、後任として小川町の橋本恵子さんを推薦したく、議会の意見を聞く必要があり提案するものです。

村岡純子さん、橋本恵子さんは、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格識見や中立公正さを兼ね備え、人権擁護委員にふさわしい方です。

以上で、諮問第1号及び第2号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第59号から諮問第2号までの詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第23 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第23、休会の件を議題とします。

お諮りします。来週6月13日月曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、来週6月13日月曜日は休会することに決定しました。

なお、明日11日土曜日及び明後日12日日曜日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前10時50分

第 2 号

6月14日 (火)

令和4年第2回宇城市議会定例会（第2号）

令和4年6月14日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	14番 高本敬義君
15番 溝見友一君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君

教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	福田真治君	市民部次長	星津章博君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	井住寿宏君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	植野修君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂本優子君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	坂井孝治君	農業委員会事務局長	岩竹泰治君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、20番、豊田紀代美さんの発言を許します。

○20番（豊田紀代美君） 皆さん、おはようございます。20番、新志会、豊田紀代美でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは3点について質問をさせていただきます。

大きな1点目は、宇城市民病院について、2点目は、不知火美術館・図書館・子ども絵本のいえ、スターボックスについて、3点目は、防災拠点センターの利活用についてを質問させていただきます。

まず、大きな1点目、宇城市民病院についてでございますが、自宅から徒歩4、5分のところに位置いたしておりまして、昭和28年に豊福診療所として開設され、その後、昭和30年に国民健康保険松橋町立病院として、一般病床30床で開設、平成7年には救急医療告示病院として認可を受け、平成17年1月の市町村合併で、国民健康保険宇城市民病院と名称を変え、45床8科を有する病院として、地域医療を支えてきていただいております。これまで議会の一般質問でも平成26年12月第4回定例会では、医療法改正を含む医療介護一括法成立後の自治体病院としての体制と医師の招へいについて、平成30年第1回定例会では、熊本県地域医療構想を踏まえての宇城市民病院の方向性について、令和元年第4回定例会では、厚生労働省が再編・統合の必要性があると指摘をした中に宇城市民病院があり、適正な医療体制と方向性について、令和3年第2回定例会では、今後の宇城市民病院の在り方について一般質問をさせていただきました。

近年、慢性的な医師不足や経営状況の状態の悪化を踏まえ、病院譲渡に至ったとお聞きをいたしております。これまでの譲渡に至った経緯、また、受け入れていただくための課題や現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 宇城市民病院につきましては、豊田議員がおっしゃったとおり、近年、慢性的な医師不足と経営状況の悪化に加え、令和元年度には厚生労働省から、公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証の対象となったことから、昨年10月から本年1月までの計4回にかけ、医療関係者、地元住民代表等で構成された宇城市民病院の在り方検討委員会を開催し、今後の市民病院の方向性を議論してまいりました。

それを受けまして、本年2月から事業譲渡に向け、県の医療政策課に相談し協議を重ねてまいりました。その結果、大きな課題が2つございます。

まずは、病床数の問題です。宇城市民病院は、急性期の病床が45床ございました。市民病院から受入先の医療機関へ譲渡を行う際、譲渡に病床も含める場合、厚生労働大臣の承認が必要となります。ただし、宇城地域の急性期の病床数は、既に、熊本県地域医療構想上、厚生労働省令に基づく算定式によると、2025年の病床の必要量を約200床以上超過しております。このため、病床の譲渡につきましては、厚生労働大臣の承認を得ることは非常に難しい状況でございます。

次に、受入先の医療機関です。病床数が確保されない場合、外来機能のみの形態になり、病院経営としては利益が大きく見込めることがなくなります。

そういった状況を踏まえて、市としては、宇城市内にある公的医療機関に事業譲渡の打診を行いました。打診しました医療機関は、宇城総合病院、国立病院機構熊本南病院、済生会三角病院の3院となりますが、かなり厳しい状況が伺っております。

○20番（豊田紀代美君） 宇城市民病院の譲渡が厳しい状況にあることを市長政策部長から御答弁いただきましたが、実際、受け入れていただける医療機関のめどは立ったのか、受入先は決まったのかまたは決まっていないのかの現状を踏まえて、市長のお考えをお示しいただきたいと思っております。

○市長（守田憲史君） ベッドの譲渡には、厚労省の承認を得ることが非常に難しい状況の中、今月6日に、宇城総合病院を運営する社会医療法人黎明会の理事会が開催され、公的医療機関として事業を引き継ぐことを前提に、協議調整することを御了承いただきました。その方向性を示していただきました。

最終的には、宇城地域医療構想調整会議において了承いただき、廃止条例を議会に提出したいと考えております。

○20番（豊田紀代美君） ただいまの守田市長の御答弁で、宇城総合病院に受入先のめどが立ったことについての市長の強い思いと決意をお示しいただきたいと思っております。

○市長（守田憲史君） 病床がゼロとなり、不安定な経営となることが予想される中、社会医療法人黎明会に引き受けていただくことについては、大変ありがたく思っております。今後、在り方検討委員会の答申を最大限尊重できるよう、社会医療法人黎明会としっかり話し合いを進めてまいります。

○20番（豊田紀代美君） ベッド数45床がゼロとなる不安定な経営状況の中、宇城総合病院に引き受けていただいたことには、深く感謝を申し上げます。宇城市民病院の地元の議員として、何とか診療所機能だけは残していただきたいと

訴えをいたしてまいりました。また、在り方検討委員会の答申も最大限に尊重していただくということでございますので、今後ともくれぐれもよろしくお願いをいたしたいと思います。

小さな2点目、宇城総合病院に譲渡されることで、専門職スタッフである医師、看護師、医療技術者等の今後の処遇についてお考えをお尋ねいたします。

○総務部長（天川竜治君） 宇城市民病院の専門職スタッフ、医師、看護師、医療技術者等は、現在も市の職員であり、今後も市の職員として、職員の希望に添えるよう病院職員の資格を活かした市役所内の組織にどのような部署があるか、どのような業務内容があるかなどの情報を4月に提供いたしました。情報提供後、資格を活かせる部署の担当者が市民病院で説明会を5月に3回開催し、どのような業務を行っているかを説明し、また、質疑の時間も設け、理解を深めました。説明会後には、実際に職場を見学したい希望もありましたので、対応してまいります。

今後も、病院職員個々に面談等を行いながら進めてまいります。

○20番（豊田紀代美君） 病院職員の今後の処遇についてのお考え、状況について、総務部長に御答弁をいただきました。慣れない業務に苦勞も多いかと思えます。引き続き職員の処遇につきましては、特段の御配慮をいただきますように強く要望をいたしておきます。

小さな3点目、宇城市民病院が閉院した後の周辺地域や、これまでの利用患者についての地域医療体制についてお尋ねをいたします。

○市民病院事務長（坂本優子君） 宇城市民病院は、昭和28年に豊福診療所として開設以来、地域唯一の公立病院として、「私たちは患者さま本位の医療に努め、地域から愛される心温まる病院を目指します」という理念を掲げ、医療活動を行ってまいりました。

公立病院事業の引継ぎにあたっては、当院をかかりつけ医と信頼していただいている地域の皆様が、できる限りこれまでと同様の質の高い医療サービスが受けられる組織体制づくり、そして安心の医療が提供できる経営の安定化を軸として協議を進めていく考えです。

近日中に、社会医療法人黎明会様と共同で、国民健康保険宇城市民病院の廃止に伴う医療機能再編計画（案）を取りまとめ、この夏の宇城地域医療構想調整会議に諮る予定としております。

計画案に対し会議の同意を得た後は、令和5年3月の市民病院閉院、翌4月の新診療所開設と、途切れることなく地域の皆様に医療が提供できるように努めてまいります。

○20番（豊田紀代美君） 病院事務長の御答弁で、令和5年3月に市民病院の閉院、

翌4月に新診療所となることが、途切れることのない周辺地域利用者の皆様に医療が提供できるように努めると、力強い御答弁をいただき安堵をいたしました。

そこで、周辺住民の皆様やこれまで御利用いただいている患者の皆様方に、これまで同様、安心して医療を提供いただけるという旨の説明会の実施を強く要望したいと思いますと思いますが、市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 市民病院を廃止し、社会医療法人黎明会が現在地での診療機能を引き継ぐことについて、地域医療構想調整会議の了承があったときには、御利用いただいている皆様方や地域の不安を払拭するためにも、早い段階で説明会を開きたいと考えます。もっと早い時期にどんどん説明すればいいのですが、いろいろな機関の了承を得ないとそれができません。その了承がありましたら、すぐに説明を開かせていただきます。よろしく願いいたします。

○20番（豊田紀代美君） 守田市長、ありがとうございます。早い段階での説明会を重ねて要望をいたしておきます。

大きな2点目、不知火美術館・図書館・こども絵本のいえ、スターボックスについて、小さな1点目、本市の不知火図書館についての記事が、5月27日の熊日新聞朝刊にカラー刷りで大きく取り上げてありました。「4月3日にリニューアルオープンした宇城市の不知火美術館の来館者が、4月末で53,000人ほどになった。わずか1か月で旧館の年間の利用者数40,000人を超え、カルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）株式会社が指定管理を担う熊本県内初の蔦屋図書館は、順調な滑り出しを見せている」と、とても嬉しい記事がございました。私もオープン以来、多いときには週に3回程度、午前、午後、夜にまいりました。駐車場も満車に近く、入館者も非常に多く、図書館内にあるスタバ効果は圧倒的であり、議会の一般質問や常任委員会で、スタバの誘致を強く要望し続けた甲斐があったと嬉しく思っております。CCC株式会社の指定管理を御英断された守田市長、執行部に感謝をいたしたいと思います。

そこで、具体的な入館者数や書籍の貸出数についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 4月1日にリニューアルオープンした美術館・図書館については、4月の1か月で約53,000人の集客がありました。前年同月の集客人員は3,347人でしたので、約16倍増加しております。一日平均としましても1,895人の集客であり、前年同月は139人で大幅に増加しています。

このうち、こども絵本のいえを新規にオープンしましたが、4月の1か月で10,000人を超える入館者がありました。このこども絵本のいえの影響もあるのかもしれませんが、図書館全体の年齢層として、これまでよりも格段に親子連れでの入館が増えたように感じております。また、夕方には多くの学生が勉強する姿も見ら

れ、夜9時までの時間延長が学生の利用増加につながっていると考えます。

併設する美術館も4月1か月で2,790人の入場者がありました。前年同月が351人の入館でしたので、こちらも約8倍に増加しています。

また、分館についても相乗効果もあるのかもしれませんが、全館、微増ではありますが、お客さんが増加している状況です。

なお、貸出冊数も1か月で24,249冊の貸出しがあり、前年同月の11,161冊の約2倍となっています。

今回のリニューアルオープンを機に市民の皆さん、特に未来を担う若い世代の図書館への関心や本への親しみが増加していると感じているところです。

○20番（豊田紀代美君） 御報告ありがとうございます。教育部長の御答弁にもありましたように、実際、日中には高齢者の方々やお子様をお連れになった入館者が多く、夕方から夜にかけては、多くの学生が学習されている様子を見るたびに、年中無休、午前9時から午後9時までの時間延長の効果が、来館者数の伸びに拍車をかけていると判断をいたしております。今後も市内外から多くの来館者が訪れていただきますように、なお一層の取組を期待いたしております。

小さな2点目、4月3日リニューアルオープンされてから、これまでの現状と課題についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 当初懸念していました駐車場の不足について、オープン以来、ゴールデンウィークまで休日に警備員を配置して対応してきました。特に大きな混乱もなく、入場者数は多かったもののスムーズにいったと思っております。

オープン当初は、春休み期間ということもあり、子どもたちの入館も多く、若干駐輪場が不足気味で、多いときは建物を取り囲むように裏の方まで駐輪されていましたが、現在はそこまでの駐輪はないと聞いております。

今後、夏休みに子どもたちの来館が増え、駐輪場が不足するような場合には、一部の駐車場部分を駐輪場にして対応するなどの工夫をしたいと思っております。

そのほか特に問題はありますが、今は新しい図書館が珍しくて来館している方もいらっしゃるかと思います。今後、マルシェや地元農家の皆さんとコラボした農産物販売など、様々なイベントと図書館を重ねていくことにより、引き続き、市内外から多くの方に来館してもらえる美術館・図書館にしていきたいと考えています。

○20番（豊田紀代美君） 駐車場につきましては、常に満車に近い状態でありまして、駐輪場につきましては、特にこれから夏休みにかけて学生の来館者が多くなると思います。一考お願いしたいと思います。また、CCC株式会社が運営する年間3回180日の企画展につきましては、市民のイベント等とコラボすることにより、宇城市文化のメインゾーンとして、同敷地内にあります防災拠点センターとも連携を

された企画も考えていただきたいし、また、7月23日、24日予定のイベント等につきましても、特にファッションショーの企画では、図書館や美術館もファッションショーに関係した展示も試みていただくと、統一感があるイベントになるのではないかと思い、更なる集客が期待できるというふうに考えております。是非御検討をお願いいたします。

小さな3点目、不知火美術館には収蔵庫の収納スペースが少ないとお聞きをいたしておりますが、現状についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 不知火美術館は、現在467点の収蔵品を持っており、美術館にあります収蔵庫の中は、ほぼ満杯の状況にあります。

この収蔵庫は美術品保護のために、年間を通して温度は22度前後、湿度は50%から60%にしておかなくてはなりません。これは、文化財保存のための温湿度条件に関する国際基準として定められるものです。

特に、不知火美術館収蔵品の大部分を占める絵画・写真・版画等については、ひび割れや剥がれを防ぐためには、温度・湿度が全面に統一にいきわたるように収納ラック等に下げ、さらには虫等の侵入がないような管理体制が求められます。

また、これらの収蔵品は単に所蔵するだけでなく、市民が文化に触れる機会をつくるため、定期的な展示を行います。そのため、収蔵品を増やす場合には、宇城市美術館条例及び施行規則で定められている専門委員会委員の意見を聞きながら、作品ごとに検討しているところです、今後は収蔵庫内の整理をしていくことで、収納スペース確保の検討を図っていきたいと思います。

○**20番（豊田紀代美君）** 教育部長の御答弁で、不知火美術館は467点の収蔵品があり、収蔵庫はほぼ満杯である。温湿度管理体制の必要性や美術館条例及び施行規則で定められている専門委員の意見の集約、さらには収蔵庫の整理をされているというふうに、収納スペースを確保する検討をされるということで認識をいたしました。

そこで、御提案をいたしたいと思います。執行部、議員各位も御存じかと思いますが、議長のお許しをいただきまして、関係資料を机上配布させていただいております。御参照いただきたいと思います。宇城市出身の画家、塔本シスコさんを御紹介いたしたいと思います。塔本シスコさんは1913年、大正2年生まれで、八代郡の郡築で生まれられ、生後ほどなくして養女となり、宇城市松橋町の東松崎でお育ちになり、豊川尋常小学校を4年生で中退をされ、家業に失敗された家を助けるために11歳で松崎に奉公、20歳で御結婚され1男1女をもうけられております。46歳のとき、夫が事故で殉職され、その後53歳から子どもの頃から憧れていた絵を描き始め、91歳で亡くなるまで200点以上のエネルギッシュな作品を残さ

れました。出生地の八代には短期間、それから56歳まで松橋町東松崎にお住みになっておりました。57歳から91歳までが大阪府の枚方市でお過ごしになっております。塔本シスコさんの絵に対する思いは、「私にはこがん見えるとたい」、ありのままに、自分らしく書き続けた自由な世界、人生を丸ごと絵日記のように描く日々、日常の暮らしと身の周りのあらゆるものに注がれる創造のエネルギー、大胆で心温まる構図、圧倒的な色彩、心に宿る喜びや夢が溢れ出すシスコワールド、「私は死ぬまで絵ば書きましょたい」と亡くなる91歳まで絵筆を置く間もなく、制作に没頭されたとあります。現在200点以上の作品は、孫の福迫弥麻さんが所有されております。3月15日に、私も熊本市現代美術館に塔本シスコ展に行ってみました。守田市長、浅井副市長も初日の2月2日に御招待をし、お出でいただいたと坂本顕子学芸員からお聞きをいたしました。私は、塔本シスコ展の絵を拝見して、圧倒的な色彩と湧き上がるふるさと宇城市松橋町への強い思いが感じられ、しばらくは感動で金縛り状態でした。4月8日にはお孫さんの福迫弥麻さんが守田市長を表敬訪問されております。机上の資料にありますように、宇城市立小学校13校に、塔本シスコ画集を寄贈いただきました。これがそれでございます。弥麻さんが所有の塔本シスコさんの絵画展が2011年9月4日から世田谷美術館に始まり、熊本市現代美術館、岐阜県美術館、滋賀県立美術館と巡回展覧会が本年の9月4日で終了する予定であります。それまでに手を挙げている5館で、7月上旬に開催されるオンラインの分配会議で確定するとお聞きをいたしております。作品で宇城市が仮押さえをしている油彩が11点、残り未配分が42点、全作品では宇城市が仮押さえをしている作品が30点、残り未配分が116点、まだまだたくさんの絵を寄贈していただけるということです。過去に熊本市現代美術館の所有であります「ふるさとの海」、不知火海を描いた絵でございますが、皆さんにお配りしているこの絵でございます。かなり高額で購入されたというふうにお聞きをいたしております。八代には博物館はございますが美術館はありませんし、熊本市現代美術館にはもう収納スペースがほとんどありません。そういう中で熊本県内の風景画あるいは宇城市に関係する作品を不知火美術館にいただきたいと強く思います。上村宇城市文化協会長やさくらプロジェクトの女性議員の皆さんには、同意をいただいております。たくさんの市民の皆さんにも御要望をいただいております。塔本シスコさんの作品を無償でいただける千載一遇のチャンスです。多くの作品があれば、企画展や収蔵庫展を開催することにより、宇城市民はもとより全国からのファンで交流人口の増にもなります。また、宇城市の所有収蔵庫作品として全国に貸し出すこともできます。提案ですが、指定管理者であるCCC株式会社、わずかひと月で驚くほどの実績成果を上げた企業です。CCC株式会社とのコラボを強く要望いたし

たいと思います。銀座蔦屋書店で検索すると、銀座6丁目に立地した美術展示コーナーもございます。是非、塔本シスコさんの絵画を銀座のど真ん中に展示していただけないものか、さらには蔦屋として塔本シスコさんのグッズを考えていただき、全国展開をしていただけるよう是非執行部よりCCC株式会社に御提案をいただきたいと思います。CCC株式会社の全国展開が万が一可能になれば、不知火美術館、塔本シスコさんの絵画、さらには宇城市の知名度を限りなくアップすることが可能だと確信をいたしております。そのためにも収蔵庫が必要です。収蔵庫の耐用年数は30年以上あります。例えば、1億円の予算が必要であれば、年間333万円のコストです。もちろんランニングコストは必要です。今後、子や孫の代以降も、九州ナンバーワンのアートシーンを盛り上げる不知火美術館として愛され、貢献できるためにも、指定管理者であるCCC株式会社と連携を密にされ、是非、提案の実現に向けて特段のお取組を強く要望したいと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 議員がおっしゃいました塔本シスコさんの絵画については、現在、全国を巡回している200点を寄贈されるということで、受入れに手を挙げている美術館が5館あります。世田谷美術館、岐阜県美術館、滋賀県立美術館、熊本市現代美術館と不知火美術館であります。それぞれの地で書かれた絵画ですので、今後は各館が希望する絵画等について希望調査を行い、関係者で会議を重ね、調整して配布という形になると聞いております。不知火美術館では、宇城市の風景が描かれた絵画を中心に約30点を希望しているところであります。

また、議員御提案の件につきましては、様々な可能性について指定管理者とも話をしながら、塔本シスコさんの作品をもっと多く受け入れられるように検討するとともに、できるだけたくさんの人に見てもらえるように働き掛けをしていきたいと思っております。

○**20番（豊田紀代美君）** 塔本シスコさんの作品に対しての教育長と市長のお考え、そして思いをお尋ねいたしたいと思っております。併せて収納スペースの問題についてのお考えをお示しいただきたいと思っております。

○**教育長（平岡和徳君）** 塔本シスコさんの作品は非常にダイナミックで、ここに紹介されておりますように、鮮やかな色彩と大胆な構図の中に自由を表現されたすばらしい作品だと思っております。そして、子どもたちにとって平常からそういった本物に触れて、感受性を豊かに育てることはとても大切なことだと感じております。

その意味から、豊田議員の御紹介のとおり、先日全小学校に、塔本シスコさんの作品の図録、画集を寄贈されたところです。これを機に、不知火美術館で本物を見ることができれば、子どもたちの感性は磨かれまして、そして新しい感動が生まれ

ると思います。不知火美術館が収蔵しますマナブ間部さんの油絵や、野田哲也さんの版画、こういったものと同じように宇城市ゆかりのすばらしい作品とともに、皆さんに是非見ていただきたいと考えております。

なお、収蔵庫内のスペースの不足につきましては、教育部長答弁のとおり、まずは全体のバランスを保ちながら、現在の収蔵庫内の整理をきちんとしていくことで、収納スペース確保を図っていきたいと考えております。

○市長（守田憲史君） 塔本シスコさんの作品はすばらしいもので、今後ますます評価が高まっていくものと思います。不知火美術館としても、もちろんたくさん寄贈していただくのは、ありがたいところではございますが、今回、巡回展を開催されたよその館も熱心に要望されていると聞いています。御相談をしながら、できるだけ多くの作品を収蔵できるようにお願いしたいと思います。

また、収蔵庫の容量不足については、建設するとなるとかなりの財源が必要となります。計算しましたら、改築だけでも床工事に1,300万円、壁工事1,500万円、天井工事580万円、1億円相当掛かりまして、これが新築ともなりますとそれでは済みません。美術館の作品は、虫の駆除その他燻蒸費用、ランニングコストが大変なものでございます。ほかの美術館もありまして、今後100年間しっかりと宇城市の財産を保全するためにも、手を抜けないところであり、費用も掛かるところでございます。

まずは、現在の収蔵庫内を整理し、収納スペースを確保するなどして、今後、必要ならば収蔵庫の拡張も考えてまいります。

○20番（豊田紀代美君） 御提案をさせていただきましたCCC株式会社との連携事業の件また収納スペースは、塔本シスコさんの絵のみならず、他のすばらしい作品の収蔵庫として先ほど申し上げましたように、子どもや孫の時代以降の九州のナンバーワンのアートシーンを盛り上げる宇城市不知火美術館でありますように、市民の声に特段の御配慮を強く要望いたしておきたいと思います。改修だけでも1億円掛かると市長がおっしゃいました。建設となると、それ以上のことはもちろん予算が必要になります。ただ、将来のことを見据えて考えますと、決して私は、その投資は無駄にはならないというふうに考えております。どうぞひとつこの件につきましては、いま一度御検討いただき、何とか収蔵庫の改修をしていただき、今やっつけていただいているので少しはそのスペースがあるかもしれませんけれども、先ほど申しましたように、5館が手を挙げているところでもありますけれども、別にバッティングしなくてもまだ百十何点あります。それを無償でいただける千載一遇のチャンスですから、それをいただくためにはやはり収蔵庫が必要です。そして収蔵展や企画展をするためにも、やはり収蔵庫は必要なんです。大変予算が掛かることは承知

いたしておりますが、いろんな補助金、国県は国宝が出ないと補助金は出ないというふう担当所管からお聞きをいたしておりますが、まだまだそれをひねり出しながら何とか建設に向けて頑張っていたいただきたい、そういうふうに思います。市民の声をどうぞよろしく願いをいたします。

3点目、防災拠点センターの利活用について、小さな1点目、平成28年の熊本地震や豪雨災害を教訓に、地域の防災意識はさらに向上し、各地区で自主防災組織が各地域に設立されております。自主防災組織は非常時の地域の自助・共助機能であり、また6か所の防災拠点センターは、有事の際の中核施設として存在していることを踏まえて、自主防災組織が非常時の防災拠点センターの運営等も速やかに携わることができるように、平時より研修や訓練をする必要があるというふうに考えますが、市民部長にお考えをお尋ねいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 御質問のとおり、平成28年の熊本地震等を教訓に、様々な計画や組織体制が見直され、地域の防災意識も向上してまいりました。現在では、自主防災組織が116地区において結成されています。また、市におきましても6つの防災拠点センターを建設し、有事の際の拠点になるとともに、平常時におきましては、市民の学習活動の場としても利用されております。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、閉館していた時期もございますが、地元でも活動を控えている地区もありました。最近におきましては、市の防災消防監や県の講師を招きまして、地区公民館や防災拠点センターにおいて研修会を行った地区もあります。実際に、令和3年度は9団体が防災研修を行っておりますし、本年度におきましても7団体が、防災拠点センターを利用した防災研修を計画しております。

しかしながら、議員が懸念されますとおり、熊本地震の発生から年数が経過するにつれ、当時の記憶も薄れていくものと思われれます。また、全ての自主防災組織において、活発な活動がなされているわけではございません。

今後におきましては、自主防災組織という地域住民による自助・共助の機能と防災拠点センターという有事の際の救済施設の機能を最大限に活用できるようにしたいと考えております。

具体的には、自主防災組織に働き掛け、防災拠点センターを使用し、市の防災消防監などによる講習会をはじめとして、実践的な炊き出し訓練などの防災訓練を定期的に行うことによりまして、市民の防災に対する危機感とモチベーションを維持しますとともに、相互の機能を活性化してまいります。

○20番（豊田紀代美君） 市民部長の積極的な御答弁ありがとうございます。今後具体的には、自主防災組織に対して働き掛けを行い、防災拠点センターを使用し、講

習会や実践的な炊き出し訓練等の防災訓練を定期的に行うことで、自主防災組織と防災拠点センター機能を最大限に活用するようにするとお約束をいただきました。大きな期待を寄せております。また、松橋東防災拠点センターや三角防災拠点センターの案内板設置の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 昨年度から御質問をいただいておりますとおり、早めに看板の設置をということで要望が挙げられております。現在、発注をしている段階でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○20番（豊田紀代美君） 是非、早めに設置をしていただき、市民の皆さんが迷わず防災拠点センターを御利用いただけるように、御努力をお願いいたしておきたいと思っております。

小さな2点目、防災拠点センターは、平常時は公民館機能を有する施設とのことでありますが、どの程度の施設利用がされているのか、まずお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 防災拠点センターは、平常時、公民館講座などの学習活動の場として活用しております。

お手元にお配りしております一覧表にて、令和3年度の各防災センターの稼働日数と利用人数をお示ししております。全体での利用人数は87,587人でした。

拠点センターごとの人数につきましては、資料のとおりですが、5月、6月及び8月、9月の利用者の減少の原因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、休館や市外利用者の制限、利用時間の短縮等によるものです。

平常時は、各施設とも多くの方に利用いただいております。昨年度、制限をかけた時期以外には、毎日稼働している状況でございます。

○20番（豊田紀代美君） 教育部長、御報告ありがとうございます。防災拠点センター建設前に公民館機能が失われるのではないかと、利用ができなくなるのではないかとという一般質問等で指摘がございましたが、ただいまの報告で新型コロナウイルス感染症対策での休館や市外利用者の制限、利用時間の短縮での減少以外は、昨年度は毎日稼働しているというふうに、表を見ますと分かります。今後も引き続き、市民の防災拠点センターの利活用について御努力をお願いいたしたいと思います。

続きまして、小さな3点目、女性の視点を活かした宇城市防災計画についてでございますが、5月27日開催の令和4年度宇城市防災会議に、市議会から議長と民生常任委員長の出席依頼がありましたが、溝見議長は、全国市議会議長会の御出席のため欠席で、私のみが委員長として出席をさせていただきました。本年の気象概況について、また宇城市地域防災計画の修正についての会議で、女性は数人の委員

でした。詳細を申しますと、地域婦人会の濱崎会長と女性消防隊の団長、それから地域振興局から女性総務振興課長がお出でございましたけれども、それは地域振興局の局長の代理として御出席でございました。私もたまたま民生常任委員長という立場でございますので、合わせて4人なんですけども、実際女性は2人で、大体5.5%ぐらいのパーセンテージです。そういう中で、女性の視点や意見がどう反映されるのか疑問を感じました。令和4年3月に第4次宇城市男女共同参画計画が策定をされております。策定を踏まえて、お考えをお示しいただきたいと思っております。

○市民部長（黒崎達也君） 御質問のとおり、市の地域防災会議では、委員のほとんどが男性で、女性の委員は少ないのが現状です。先日の会議におきましては、委員36人中3人が女性ということで、女性登用率は8.3%でございました。

ちなみに、本年度の市の委員、審議会等への女性登用調査におきましても、目標として女性登用率30%を掲げてございますが、現状は全体を平均しますと24.0%にとどまっております。

防災に関することといたしましては、令和2年度には、内閣府において「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定され、これを受け、令和3年度に具体的な資料及び避難所のチェックシートなどが配布されております。

また、令和3年6月には、「女性の視点に立った防災・復興の取組促進について」が発出されております。主な内容として、地方防災会議の女性委員の登用は、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を早期に15%とし、さらに30%を目指すこと。性暴力・DVの防止については、避難所における性暴力・DVが発生することも予測し、対策を行う必要があることなどが掲げられております。

今回の市の地域防災会議におきましては、任期2年の中間にあたりまして、人事異動などによる委員の交代のみの対応でした。現在の委員は、関係機関の役職を指定しておりますので、令和5年度からの委員におきましては、女性委員の登用について国から示された割合及び市の委員、審議会等における女性登用割合の目標に近づけるよう、関係機関と協議を行いまして、登用率の向上を目指し、防災計画により女性の意見や視点が反映されますようつくりたいと思っております。

○20番（豊田紀代美君） 市民部長の御指摘にあったように、災害対応力を強化する女性の視点や、女性の視点に立った防災・復興の取組促進のためにも、女性の登用率の向上を目指され、より女性の意見や視点が反映される防災計画策定にさせていただきたいと強く要望いたしておきます。

また、女性議員も4人になり心強く、宇城市さくらプロジェクトや女性消防隊とともに連携をし、防災計画にも女性の視点を活かした、そして女性、子ども、障が

い者にとっても必要な防災グッズや、女性のプライバシーを守る防災支援等を提案してまいりたいと考えております。

今回は大きくは3点について、宇城市民病院について、2点目が、美術館・図書館・こども絵本のいえ、スターバックスについて、3点目が、防災拠点センターの利活用について質問をさせていただきました。時間は少し残りますけれども、市長をはじめ、所管のそれぞれの部長、そして市民病院事務長、熱心に御答弁ありがたいと思っております。私から申し上げました要望を前向きに検討していただくことをしっかりと受け止めていただきまして、今後お互いに精一杯頑張ります、宇城市民のため、宇城市の発展のために頑張りたいというふうに思います。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（溝見友一君） これで、豊田紀代美さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18番、河野正明君の発言を許します。

○18番（河野正明君） 皆さん、おはようございます。会派、公明党の河野正明でございます。本日は、傍聴の皆様もたくさんお見えの中での質問は久しぶりでございますので、少々あがっておりますが、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

早速ですが、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。今回は大きな3点について質問をさせていただきます。まず1点目でございます。物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の取扱いについて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の長期化並びにウクライナ危機による物価高騰の影響が、学校給食の値上がりにつながると懸念をされております。学校給食の食材費は、保護者負担が原則の考えではあるものの、その考え方を維持しつつ、自治体の判断によって保護者負担を増やすことなく給食が実施できるよう、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠組みを自治体が活用することを推進いたします。去る4月1日、内閣府地方創生推進室より発出をされました「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」の中において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金の活用が可能な事業の中に、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減が追加をされております。また、

各教育委員会等に対応を促進するため、4月5日に文部科学省より事務連絡も発出をされているところでもあります。

これらを踏まえまして、本市において給食費の値上げに対する考え方や、また地方創生臨時交付金の活用について質問をさせていただきます。小さい1点目でございます。新型コロナウイルス感染症の長期化、そして本年2月末以降のウクライナ危機により原材料価格が値上がりをしています。4月には政府が輸入小麦の売渡し価格を17.3%値上げしたところでもあります。食材費の値上がりが一層懸念をされます。そこで、小さい1番でございます。本市学校給食の現下の状況についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 市内小中学校にて提供している学校給食については、共同調理場である宇城市学校給食センター管轄の不知火・松橋・豊野の小中学校9校と、単独調理場である三角・小川の小中学校8校にて、各々運営している状況であります。

給食費の年間徴収額についても、各調理場単位で設定されているところであり、給食センターと単独調理場で金額が多少異なっています。

しかしながら、昨今の物価高騰により給食の食材調達にも影響が生じていることから、単独調理場である中学校1校及び小学校1校が、今年度より値上げをしております。

給食現場に従事する栄養教諭や調理員等は、食材やメニューの見直しなどの工夫により、児童生徒の栄養バランスと給食費の収支との両立を維持した学校給食の提供に努力しているところでもあります。

○**18番（河野正明君）** ただいま部長より答弁をいただきました。共同調理場である宇城市学校給食センター管轄であります不知火・松橋・豊野の小中学校9校、そしてまた、単独調理場である三角と小川の小中学校8校で今運営されている状況ということを理解いたしました。給食費の年間徴収額についても、各調理場単位で設定されているということ、また、今回4月1日だったと思いますけれども、物価高騰によって給食の食材調達にも影響が生じたということで、単独調理場であります中学校1校、これは三角中学校、そして小学校1校、これは河江小学校が、今年度より値上げをされているという状況ですね。

ということで、ここで再質問なんですけれども、学校給食の食材調達の現状、それと食材費と予算のバランス等を含めた今後見通しについてお伺いをいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 先ほどの答弁と重複しますが、食材の調達については給食現場に従事する栄養教諭や調理員等が、食材とメニューの見直しなどの工夫により、価格を維持したまま質と量を維持した給食の提供に努めている状況です。

現在のところ、給食従事者の日々の努力により、何とか現在の給食費で賄えている状況ですが、調査機関の予測や情報機関による連日の報道等では、今後も食材費の高騰が続くことが確実視されており、今後の給食運営は大変困難となることを予想しております。

○18番（河野正明君） 先ほどの答弁でありましたように、中学校1校、小学校1校がもう既に値上げをされているという状況、そしてまた今後の見通しとして、今答弁されました、食材費の高騰が続くことが確実視されていると、今後の給食運営は大変困難となることを本市としても予想されておられます。

そういった中で、次の2つ目の質問に入ります。本年4月に内閣府より発出されました文書「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」の中において、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減という項目が追加をされております。物価高騰による給食費値上げを抑えるために、地方創生臨時交付金を活用できるとするものであります。本市においても活用すべきと考えますが、いかがなものでしょうか。答弁をお願いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 国の地方創生臨時交付金については、令和4年度より、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応する生活者支援に関する事業として、「学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援」の項目が追加されたところ です。

市としましては、各小中学校と連携しながら、コロナ禍による影響を受ける子育て世帯に対し、給食費の追加徴収等を実施しなくとも十分に学校給食を運営していくことのできるよう交付金を活用し、給食食材の価格高騰に対し、子育て世帯の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。

○市長（守田憲史君） ただいま教育部長が述べましたとおり、河野正明議員の御要望にお応えし、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金2億8,000万円の一部をもって、給食食材の価格高騰にしっかり対応いたします。

○18番（河野正明君） 市長、御答弁ありがとうございます。市長の英断に対し感謝申し上げます。今回の交付金を活用して、子育て世帯の負担軽減のために2億8,000万円の交付金から使っていただけるということで、本当に感謝を申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。大きな2番目の環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進についてということで質問をさせていただきます。地球温暖化や激甚化、頻発している災害等に対しまして、地球規模での環境問題への取組でありますSDGsや、2050年のカーボンニュートラル達成に向けては、更なる取組が急務であります。公共建築物の中でも大きな

割合を占めます学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに学校施設を教材として活用し、児童生徒の環境教育を行う環境を考慮した学校エコスクール事業が行われてまいりました。この事業は現在、エコスクール・プラスとして文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力をし、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助金の優先採択などの支援を受けることができるとなっております。

そこで、国の事業「エコスクール・プラス」についての認識をお伺いいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** エコスクール・プラスについてお答えいたします。

まず、エコスクールとは環境を考慮した学校施設のことであり、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、これを教材として活用し児童生徒の環境教育に資するものであります。

エコスクール・プラスとは、学校設置者であります市区町村等がエコスクールとして整備する学校を、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して認定するものを指します。

エコスクール・プラスとして認定を受け、一定の条件を満たした場合には、学校施設の新築、増築、改築または改修を実施する際に、文部科学省からの補助金について、単価加算措置及び関係各省から補助事業の優先採択などの支援を受けることができます。

エコスクール・プラスとして認定を受けた学校では、実施される事業取組を環境教育の教材に活用するなど、環境に配慮した取組を行う必要があります。地球規模の環境問題について、エコスクールを通して身近に感じることができ、環境教育を推進する上でも、有効な事業であると認識をしております。

○**18番（河野正明君）** 環境教育を推進する上でも、大変有効な事業であるとの認識を持っておられるということで、宇城市においてもしっかりと取組がなされているということを私も知っております。

2番目の質問でございますけれども、エコスクールとしての取組についてお伺いいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 先ほど御説明しました国の補助事業であるエコスクール・プラスには、太陽光発電を設置する太陽光発電型や内装を木質化する木材利用型、断熱化や省エネルギー設備を設置する省エネルギー・省資源型など様々な事業タイプがあり、エコスクール・プラスに認定された学校では、事業タイプに応じた環境教育の取組を行う必要があります。

本市においては、現在建設中の小川中学校が内装を木質化する木材利用型に認定されており、木材による快適な学習環境の整備をはじめ、地球環境への配慮や地域

材の活用による地域経済の振興に取り組んでいます。

今後、建設や改修を予定している学校についても、環境負荷の低減また本市の児童生徒の環境教育に資する環境に配慮した施設整備を推進してまいります。

また、学校においては、平成19年度から県内全ての公立小中学校で環境保全活動「学校版ISO」に取り組んでいます。

学校版ISOとは、各学校が定めた環境についての宣言項目に沿って、児童生徒、教職員及び地域が一体となって取り組み、継続的に環境を改善していくためのプログラムです。校内の環境委員会等が中心となり、全校児童生徒に呼び掛け、活動を行っています。

この取組を通して、児童生徒が自ら考え行動することで、環境にやさしい心を育み、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成することを目指しています。

具体的には、一人一鉢運動、花いっぱい運動、ごみの分別チェック、節電、節水、美化作業、紙のリサイクル等、各学校で工夫しながら環境教育に取り組んでいます。

○18番（河野正明君） まずもって本市において、現在建設中の小川中学校が内装を木質化する木材利用型に認定されているということで、木材による快適な学習環境の整備をはじめ、地球環境への配慮であったり地域材の活用による地域経済の振興に取り組んでおられるということでございます。学校においては、平成19年度から県内全ての公立小中学校で、環境保全活動「学校版ISO」に取り組んでおられるということで、県下全ての小中学校で今取り組んでいらっしゃるということですね。そしてこの取組を通して、本市においては、児童生徒が自ら考え行動することで、環境にやさしい心を育み、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成することを目的としていらっしゃる、大変大切な部分ではなかろうかと思えます。どうかそういった目的を持ってしっかりと取り組んで、今後もお一層取り組んでいただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。3番目でございます。カーボンニュートラルの達成及びSDGs等の環境教育の充実に向けては、本事業等の活用は非常に有効であると思えます。そこで、新築や増築といった大規模事業だけではなく、これは1つの例ですけれども、LEDや二重サッシといった部分的なZEB化事業もしっかりと周知を行っていただいて、できることから取り組んでいただきたいと思います。そういった自治体、学校を増やしていくことが大変重要であると思えますが、本市においてもまずもって周知徹底をされ、推進すべきではないかお伺いをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 近年の気候変動に伴う、猛暑や激甚化する災害に対する環境対策については、我が国のみならず全世界において喫緊の課題となっております。

我が国においても、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルを目指すことを宣言され、今後建設される学校などの公共建築物についても、現行の省エネ基準値からエネルギー消費量40%削減を目指すこととされています。

このことから議員御指摘のとおり、学校施設の整備計画においても、施設の年間消費エネルギー量を大幅に削減する省エネと、再生可能エネルギーを利用した創エネを組み合わせ、エネルギー収支ゼロを目指すZEB化に積極的に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

本市においては、第2次宇城市環境基本計画及び宇城市公共施設等総合管理計画により、公共施設への省エネルギー化や自然・未利用エネルギーの利用を推進しているとともに、宇城市学校施設等長寿命化計画においては、環境に配慮した取組など、時代のニーズに対応した学校施設の整備を進める方針としており、現在、建設中若しくは今後建設、改築を予定している学校についても、省エネルギー化や木材の積極利用など、環境に配慮した取組と併せ、関係部局と連携しながら検討を進めてまいります。

今後も、環境にやさしく豊かで快適な学習環境の形成とともに、環境教育にも寄与できる学校施設の建設を積極的に目指してまいります。

○18番（河野正明君） 2番目の1番、2番、3番の3つ質問をいたしました。こういったことを含めまして、教育的効果といえますか、これからの想定される実施事業は実施していく中において効果というのが様々あると思いますが、いくつか例を挙げてみますと、まずもってSDGsやカーボンニュートラル達成の観点から、環境問題、エネルギー問題、温暖化問題を考える上で、また実生活の中、身近な教材での教育は理解が進むと言われております。また、地球環境の問題に堅実に直面することによって、グローバルな視点を持つきっかけとなると言われております。そしてまたエコスクールとしての取組は、全国で多種多様な授業が行われております。例えば、宇城市の学校以外の見学、そういったことが勉強にもなりますし、また交流学习といえますか、そういった点でも大変有効であるということを含めて今後の想定される教育効果としては上げられておりますので、本当に今までもしっかりと取り組んでおられますが、今後ともどうか宇城市を担う今大変なカーボンニュートラル、そういったのでSDGs等の環境教育の充実に向けて、子どもたちの小さい頃からのそういった勉強、そういったことが大変大切でありますので、どうか今後ともなお一層力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

議長すみません、先ほど、私が大きな1番目の3番目を飛ばしまして、このことに対しましては、教育部の方におわびを申し上げます。

それでは、最後の3番目の子育て支援について質問をさせていただきます。これは、18歳までの子ども医療費に対しての質問でございます。まず、第1番目の県内の子ども医療費無償化の状況についてお伺いをいたします。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 令和4年4月1日現在における熊本県内の子ども医療費助成の実施状況で、18歳まで無償化しているのは八代市や上天草市など6市と、嘉島町、甲佐町など28町村で、合計34市町村となっています。近隣市町では、美里町が18歳までの無償化をしております。

なお、あさぎり町は令和4年9月診療分から、益城町は令和4年10月診療分から、現在15歳までとしている無償化の対象年齢について、18歳までに拡大する予定です。

これによりまして、県内45市町村のうち、36の市町村が18歳までを無償化するということになります。

残りの9市町につきましては、15歳までを助成の対象としており、このうち熊本市、宇土市及び宇城市につきましては、一部自己負担を求めています。自己負担の内容としましては、熊本市が外来のみ自己負担を求めている、3歳から（歯科については5歳から）小学校卒業まで1か月1医療機関当たり700円、中学1年生から3年生まで1か月1医療機関当たり1,200円となっております。

宇土市につきましては、宇城市と同様、小学1年生から中学3年生まで、入院が1か月1医療機関当たり2,000円、外来が1か月1医療機関当たり1,000円の自己負担を求めています。

○18番（河野正明君） ただいま状況について御答弁いただきました。令和4年4月1日現在における熊本県内の子ども医療費助成の実施状況ということで答弁をいただきまして、今、6市28町村、合計34市町村が18歳まで医療費が無料ということで実施を拡充されております。令和4年の9月診療分からはあさぎり町、また、10月からは益城町が、現在15歳までとしている無償化の対象年齢を18歳までに拡大する予定であるということでもありますので、合計すると熊本県下45市町村のうち36市町村が、18歳まで医療費無料化の拡大の自治体となります。あと残りの8市1町でございます。これが現在は15歳までを助成の対象としておりまして、このうち熊本市と宇土市と宇城市が、一部自己負担となっております。内容は先ほど言われましたとおり、宇城市においては、入院が1医療機関当たり2,000円ということと、外来が1医療機関当たり1,000円の自己負担であります。この自己負担の部分も大変意味合いがあって、私も理解をしておりました。また、いろんな財源的な部分もあります。しかし今回は、県下45市町村のうち36市町村がもう18歳まで医療費を無料化ということでやっております。

2番目の質問に入りますが、子ども医療費無償化の対象を、宇城市においても18歳まで拡充する考えはありませんかということで、質問させていただきます。

○市長（守田憲史君） 河野議員の御要望にお応えしまして、令和5年4月1日診療分から、子ども医療費の対象年齢を18歳に引き上げさせていただきます。

ただし、一部負担金につきましては、現行どおりお願いしたいと考えております。

○18番（河野正明君） 市長に御答弁いただきました。市長の英断に感謝申し上げたいと思います。18歳まで医療費の対象年齢を上げていただくという、これは来年の4月1日よりというふうに答弁をいただきました。ありがとうございます。先ほど付け加えて言いましたけれども、無償化の件に対しては、私もその部分の意味合いは重々承知をしております。残りの7市1町が今後どういうふうに進んでいくか分かりませんが、全体的に無償化というのが、全部無償化というのがほとんどでございまして、熊本市、宇城市、宇土市だけが一部負担ということで、いっぺんにはできません、今回18歳まで市長が英断をしていただきまして、拡大をしていただきました。それはそれとして、あとの問題としては、この無償化に対してはやはり今後検討していただきたいというふうをお願いをしたいと思います。どうかその点ですね、本当に今後検討していただくと、それを見据えた上でそういうふうに申し上げたいまして、大分時間も余りましたが、これで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（溝見友一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、原田祐作君の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 皆様、改めまして議席番号8番、会派、宇城市民の会、原田祐作でございます。

本年2月に、ロシアがウクライナ侵攻を開始し、4か月が経とうとしております。いまだに終結の兆しは見え、日々報道からは現地の悲惨な状況が流れていると、このような状況でございます。このことに多くの市民、国民の皆様が、心を痛めているという状況にあるとともに、私自身、ウクライナとその周辺地域に、一日も早い平和が訪れることを心から願っているところでございます。

また、最近北朝鮮からも頻繁に飛翔体が発射されたと、このような報道がなされ

ております。このような情勢を受けてかどうか分かりませんが、国も国の防衛費をGDP比の2%まで引上げるという方針を示しております。GDP比2%といいますが、およそ1兆円を超え、世界的にも大きな批判を受けているロシアを抜き世界第3位の規模になるという状況にあります。しかしながら、今、日本が抱える大きな問題、これはこの国の存続自体を揺るがす大きな問題と私は考えておりますが、少子化の問題、この対策に係る家族関係の社会支出は、GDP比およそ1.5%程度、これは先進国の中でも非常に低い値となっています。我が国は専守防衛を掲げ、積極的に他国を侵略または攻撃するようなそんな防衛費ではないと、このことは私も十分承知はしておりますが、国を守るために必ず必要なものは人であると、その人を増やすための予算、安心して子を産み、育てるための予算をもっと増やしていく。このことが今の日本には最も大切なことではないかと、このように考えるところでございます。宇城市におきましても、どのようにしたら、より安心して子どもを産み、育てる環境、そういうことを実感していただくことができるかを、また定住促進、定住人口をどのようにしたら増加させることができるのか、このようなことを念頭に置きながら、先般通告をいたしておりました質問の方に移っていきたいと、このように考えます。

それでは、まず大きな1つ目の質問、子どもの成長に大きな影響があると考えております学校給食について質問をいたします。まずは現状について、摂取カロリー、献立の作成状況、もろもろ現状について質問をいたします。

○教育部長（豊住 章君） 学校給食の現状についてお答えいたします。

まず、1日当たりの供給量につきましては、令和4年5月1日時点の各学校の食数調べによると、三角・小川地区の各単独調理場では、小学校1,118食、中学校556食、計1,674食です。また、学校給食センターでは小学校2,260食、中学校1,155食、計3,415食を供給しています。

次に、献立の作成状況についてです。献立の作成にあたっては、学校給食法に基づく学校給食実施基準が示す児童または生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準による栄養価に基づいた献立の作成を行っています。

献立に使用する食材については、登録されている物資納入業者により、できる限り地元産食材での納入をお願いしている状況であります。

また、毎月19日の食育の日を「ふるさとくまさんデー」と銘打ち、地元の旬の食材を使用した献立を設けることで、地元の食材を児童生徒に身近に感じてもらえるような取組等を実施しています。

続いて、給食費についてです。給食費については、先の河野議員の質問にて答弁しましたとおり、給食費の年間徴収額は各調理場単位で設定されているところであ

り、給食センターと単独調理場で金額が多少異なっています。

納付方法については、保護者等が各学校に直接納付あるいは口座振替による納付がなされます。

給食センターが給食を提供する不知火・松橋・豊野地区においては、各学校が保護者等から徴収した給食費を給食センターが管理する口座に毎月振り込み、その納付分をもって食材費の支払いに充てているところでもあります。

続いて、給食費の公会計化についてです。給食費の公会計化については、学校現場の負担軽減や働き方改革等の目的により、国や県でも導入に向けた指針が示されており、本市としても導入を検討しているところでもあります。

○8番（原田祐作君） 丁寧な御説明ありがとうございました。そこで、再度質問をしたいと思います。まず摂取カロリーについて、献立をつくる上で考慮されていると思うのですが、さっき言葉がありました学校給食摂取基準ですね、これにはどのような規定がなされておりまして、また具体的にどの程度の摂取カロリーが必要とされているのかというのが1つ、また給食センターと自校方式のお答えも今ありました。そこで、1食当たりの単価はどのようになっているのか。単純に比較は難しいというのは、先ほどの一般質問を聞いていて重々承知はしているのですが、目安となるような単価があればお答えいただきたいと思います。

またさらに、最後公会計化にまでお答えをいただきました。確かに国は、公会計化を進めるというようなことを通達しているということは、私も承知をしております。答弁の中に、導入を検討しているというようなお答えがありました。どのような検討をされているのか、導入に向けて前向きにされているのか、若しくは調査研究をされている段階なのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 学校給食実施基準が示す児童または生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準では、児童生徒1人当たりの栄養素ごとの摂取基準が定められております。具体的な数値としては、カロリーの例でいいますと、小学校低学年で530キロカロリー、小学校中学年で650キロカロリー、小学校高学年で780キロカロリー、中学生で830キロカロリーとなっております。

続きまして、単価について申し上げます。注文する納入業者の違いや注文する時期によって食材価格は変動するため、各単独調理場でも食材費に違いがある状況であります。まずセンターにおきましては、小学校1人1日当たり240円、中学校では1人1日当たり270円で賄っているところでございます。

○8番（原田祐作君） 是非とも、後からまた自校方式の経費等を教えていただきまして、公会計化も国の方から指針が出ていると思いますので、どのような形で進められているのか、文科省とかの報道発表によりますと、この公会計化も非常に進んで

いないと、特に令和2年度の発表によりますと、全国平均が26%程度に対しまして、熊本では4.5%というような報道も出ています。職員の皆さんの働き方改革等々あると思いますので、是非ともこの辺のような状況かなというのを後でもいいので教えていただければなというふうに思います。

それでは、小さな2つ目の質問に移ってまいりたいと思います。今、若干経費等でお話が及んだのですけれども、センター方式と自校方式についてというところで、食材の購入状況やアレルギーの対応食ですね、この辺がどのような形になっているのか、またセンター方式になってその評判といいますか、PTA等からの評判等々があればお聞かせ願いたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** 御承知のとおり、不知火・松橋・豊野の3地区ではセンター方式、三角・小川の2地区においては自校方式にて給食を実施しているところがあります。

センター方式と自校方式による食材費の比較については、納入業者やそのときの食材の時価で価格は変動するため、一概にどちらが安いとは言えない状況ですが、昨今の情勢を受けて、生鮮野菜をはじめ食材については、全体的に価格が上昇傾向にあります。同じ食材でも、物資を取り扱う業者や食材の品質等により単価が変動している状況であります。

続いて、食物アレルギーへの対応についてです。食物アレルギーへの対応については、宇城市学校給食食物アレルギー対応食提供実施要領に基づき、市内全小中学校において対応を行っています。

具体的には、卵や乳、甲殻類等、全8品目の食材について対応を行っており、対象食材を除去する対応を取っているところです。

加えて、全ての小中学校で、アレルギーを回避した代替食を提供し、対象児童生徒の栄養価の担保と食べる楽しみを両立した給食の提供を実施しています。

このような対応について、対象児童生徒の保護者等からはおおむね好評を得ており、安全・安心の給食提供体制の構築につながっているものと理解しているところです。

○**8番（原田祐作君）** 今御説明いただきまして、食材価格が高騰しているというようなお話をいただきました。先ほどの一般質問で、そういったのにも国からの交付金を充てられるというようなお答えも聞きましたので、ひとつ保護者としては安心する要素が増えたのかなと思っております。また、アレルギー対応食も8品目ということで、市内全部共通で対応されているというようなお話をいただきまして、これもひとつ安心するところでもあります。

そこで1つ質問なんですけれども、今アレルギーを除去して代替食を提供してい

るという御説明がありました。最近非常にアレルギーを持った子どもたちが、これは大人もそうだと思うのですが、増えてきているというようなお話をよく聞きます。そこで、市内で代替食を必要とする子どもたちというのは何パーセントぐらいいるのかなど、割合をお聞きしたいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 小学校で児童生徒数3,040人に対し52人、パーセンテージでいきますと1.7%、中学校で生徒数1,548人に対し22人、1.4%です。全体で4,588人に対し74人、1.6%へアレルギー対応食を提供しております。

○8番（原田祐作君） 今、具体的な人数とパーセンテージをお答えいただきました。非常に少ないとみるのか多いとみるのかは、個人の判断に分かれるところであると思うんですけども、非常に御苦労されているのかなというようにことを推察することはできます。やはり代替食ということで一般の子どもたちとメニューが変わる、メニューが変わることによって、「わあ、俺たちよりいいのを食べているね」とか、「そっちの方がちょっと何か見劣りするね」とか、そんなことがないようにですね、そういったところも配慮され、また当然栄養価とかも配慮されてやられていると、非常に御苦労されているのかなど、そしてまた今後もやはり増えていくのかなという部分だと思いますので、今後もしっかりとその辺対応していただければ、安心・安全な給食と胸を張って言えるのかなというふうに、今感じているところです。

それでは、3番目に移ります。今後についてということで書いておりますけれども、これは非常に具体的なんですけれども、1点に絞って御質問したいと思います。センター方式への移行ですね、現在、自校方式でやっている学校もあります。設備が新しい、古い、様々ということも承知はしております。ですが、何かずっとお話を聞いていますと、いつかはセンター方式にどんどん移行していくのかなど。実際、小川中学校が今度新校舎になった場合には、もう給食はセンター方式ということも決まっているようです。ですので、このセンター方式についての移行のスケジュールというか、そのような条件といいますか、そのようなものがあったらお聞かせ願いたいというふうに思います。

○教育部長（豊住 章君） 先にお答えしましたとおり、市内小中学校にて提供している学校給食については、共同調理場である宇城市学校給食センター管轄の不知火・松橋・豊野の小中学校9校と、単独調理場である三角・小川の小中学校8校にて、各々運営している状況であります。

単独調理場については、宇城市公共施設等総合管理計画及び宇城市学校施設等長寿命化計画において、施設の改修時期や厨房機器の更新時期に学校給食センターへの移行を検討するよう明記しているところです。

ほとんどの単独調理場では老朽化が進行しており、厨房機器も最新の衛生基準を満たしていない現状であります。学校給食センターへの移行についての具体的な時期については未定となっております。

ただし、先ほど議員がおっしゃられたように、単独調理場である小川中学校におきましては、現在校舎の建て替えを行っており、校舎の完成が予定されている令和5年8月に供用開始とともに、学校給食センターへ移行することが決定しています。

○8番（原田祐作君） おおむね建て替えの時期が来たらというところで、理解をしようかなというふうには思っています。具体的にそういった時期が来たときには、個別に御説明があるのか、様々お知らせがあるかなと思っております。ただ、私としましては、やはり基本的なこの自校方式を残していただきたいと、お昼の時間になったら給食のにおいがしてきて、そこで「ああ、お腹が空いたな」と、「このにおいは何だな」と、そういった子どもたち同士で話し合えるような環境がいいのかなというふうには思っています。そしてまたそこで1つ、今回は質問しませんが、やはり食育基本法というのがありまして、非常に食育についても考え、非常に重要なものであるというふうに考えられるようになっていきます。先ほどからちょっと話に出ていますけれども、栄養教諭の役割というのも非常に重要になってきていると考えます。単に献立をつくるばかりではなくて、食事に対する意識といいますか、また地場産品をどのように使っているんだよとか、そういったところまで、食に対する教育の役割も担うということが法律には明記されております。そういった中で、この栄養教諭の設置基準というのが、センター方式の場合は1,500人以下に1人というような基準になっています。宇城市がどういう状況かは質問しませんが、おそらくこの基準に則って運営されていると思います。やはりもっと給食を身近に、もっと子どもたちが楽しんで食べられるような環境というものを是非とも今後も続けていってもらいたいと、自校方式にしてもセンター方式にしてもいずれもそのような楽しみが奪われることがないような環境を今後もつくっていただきたいなというふうには思います。

それでは、4番目の質問に移ります。給食費の無償化ということにお尋ねをします。今までも、もう何人もの議員の皆様が、繰返し繰返しこのことについては質問をされているということは十分認識をしております。ですが、これは非常に大きな、やはり選挙での公約というところから出たものですから、いつなるのかなと非常に楽しみにしていられる保護者さんたちもいますし、そういった地域の声も耳にします。そこで、いつやられるのかなというのをお聞きしたいと思っております。

○教育部長（豊住 章君） 過去の質問でもお答えしましたとおり、現時点におきましても、新たに財源となるものを模索しながら、ふるさと応援寄附金と併せて恒久

的・継続的な財源を確保できるよう、関係部局と検討を重ねているところです。

- 8番（原田祐作君） 同様のお答えは今までも何回か目にしましたし、教育部としては、これは致し方ないところかなというのは理解をいたします。やはり、一番問題となるのは財源ですからですね、これはもうそういうお答えでしょうがないのかなと思います。実際、検討という言葉がもうたぶん1年以上続いているんじゃないかなと、初めて一般質問されたときからですね、議員のときからの答えはずっと継続して変わらないと、これは非常に残念だなと思います。財源にいたしましても、ふるさと応援寄附金も今回もまた予算書を見ると6億円程度基金を積み上げると、半分の4割から5割ぐらいしか使えないんだよと言われても、やはりそれなりのお金はあると。それとまた財政調整基金も90億円を超えるぐらい大きな基金があると。確かに今年度末は、若干減らすような予算立てにはなっておりますけれども、ここも十分じゃないかなと。それと地域振興基金と、これがはっきり使えるかどうかは分かりませんが、こういった基金が非常に多くあると、また財政規模も300億円を超えるような財政を持っている自治体であります。そういった中で、やはり恒久的な財源というのはつくらなければできないと私は考えます。いつか見つかるだろうと、そんな見つかるものではないと思うんですね。やはりつくらないといけないと、本当にやりたかったらつくらないといけない、私はそのように思いますけれども、これは財政課の方に、部長に質問なのかなと思うんですけど、今、部内でも財源に向けて検討をしているというようなお答えでした。そして何回もこういうお答えが続いています。では、どういう条件が整ったらやれると判断ができるのか。そこをお聞きしたいです。

- 総務部長（天川竜治君） 原田議員御質問の子育て支援や教育に関連する重要政策は多岐にわたります。特に、今回松橋中学校建設等の大きな建替事業もあります。改修事業も今やっております。当面の間、続く予定となっております。今後、膨大な事業費予算が必要になること予想されます。

このような中で、給食費の無料化はたった1回きりではございません。今後永久に続いていくと考えられます。そのためには、持続可能で安定した財政運営を図らなければならないと考えております。そのためにはどういった手段があるのかというのを十分検討した上で、進めなければならないと考えております。

- 8番（原田祐作君） 十分に理解するところではあります。ですが、これは確かに給食費を無償にするということで、「何でそんなことを今の市長は言われるのか」という声も確かに私も聞きます。「飯ぐらい自分で食べさせないと」ということを言われる方も非常に多くいるんですけども、やはり申し訳ないけど、そういったときと今ちょっと情勢が変わっていますよね、やはり社会保障費の負担とか、今の

若い世代、現役世代非常に大きくなってきている。そういった中で、本当であれば子どもをあと1人産みたい、あと1人育てたい、でもそういった社会保障費にどんどんお金が取られていって、その余裕がない。そしてまたニュースでも最近頻りに流れていますけども、日本という国が総体的に貧困になったのではないかと。よくビックマック指数なんかと言われますけれども、よその国はどんどん物価が上がって豊かになっていると、その中で日本はずっと物価も変わらないと。これは総体的に貧困なのではないかと。このような中で若い世代、非常にやはり苦労している、しかもその非正規の問題もあります。様々な問題があって苦労していると。そんな中ではこの給食費の無料化というのは、単に教育施策という側面だけではないというふうに思うんですよ。以前の議事録を見たときもですね、市長自ら答えられています。教育だけではなくて、定住促進とか地域振興の側面もあると。だからやはりよりしっかり考えられているからですね、時間がかかっているのかなというのは思います。そしてもう一つ、やはり平等性という面で、私たちが分からないところです。やはり市長たちの連携とかがあって、地域の中で「ああ、そんなことをしてもらおうね」というのもひょっとしたらあるかもしれませんね。やはりよそとしては、宇城市がこういう施策を出せば宇城市にどんどん人が流れていって、うちが疲弊すると考えられる方もいらっしゃるかもしれない。だから、非常にこれは市長にとってもつらいお考えかなということは思います。でもですね、やはり夢があって子どもたちのためにと若い世代が喜んで、この宇城市はちょうどいいなんていうまちではない、最高の子育てのまちだよと、そういう将来を見て、この非常に苦しい財源の中、財務諸表は非常にいいです、県内でもいい方。ただその裏には、やはり単年度の財政規模を超えるような債務も市債もあると、そういった中で非常に微妙な財政運営をされる中でも、そういう明るい未来をとという思いがあって、この公約をされたのではないかと思います。しっかり応援したいと思うんです。だから是非ともこういう条件が整ったらやりますから、議員の皆さん、みんなでやりましょうよと、こんな環境がつかれないかなと、そこでお聞きしているんです。どういった条件が達成できたらこれに踏み切れるのか、もう一度、できれば市長、できればお答え願いたい、お願いします。

○市長（守田憲史君） 先ほど教育部長がお答えしましたとおり、恒久的・継続的な財源を確保できるよう、関係部局と検討を重ねているところです。

○8番（原田祐作君） そういったところでの答えが精一杯なのかなというところで、今後がどういった形になるのかというのを見ていきたいなと思います。ただ、最後に申し添えておきたいと思います。公会計化についても検討されているというようなお話がありました。公会計化が進まない1つの理由として、この報道発表により

ますとやはり事務的な経費、システムの変更であったりとか人員の配置であったり、そういったところに経費が掛かるから進まないというようなこともありました。だったら、どうせシステムを変えるんだったら公会計化ではなくて、一気に無償化までやっていただきたいというようなところが、私の期待するところであります。これは一般質問ですので、要望ではございません。ただ、私が期待しているというようなところで御理解いただければなと思います。それでは、学校給食については以上で終わりたいと思います。

では、大きな2番目の質問に移ります。小中学校の通学路について質問を進めていきたいと思えます。やはり、安全に学校教育を受けられると、そのためには安全にその学びの場所に行くことができなければならない、これは絶対条件だとこのように思っております。様々なところでこういうところが危ないと、またここが危ないというような話を聞きます。では、そのような危険箇所についてどのようにして把握をされているのか。また、どのくらいの危険箇所というのがあるのかというのをお聞きしたいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 本市では、通学路の安全確保に向けた取組を計画的かつ継続的に行うため、宇城市通学路安全プログラムを策定し、毎年夏休み期間中に、学校、警察、国・県・市の道路管理者等と連携し、通学路の危険箇所合同点検を実施しています。

危険箇所の把握及び件数については、各小学校から交通面、防犯面それぞれの観点から危険箇所のリストを上げていただき、通学路の状況や危険箇所の内容等を把握しています。

令和3年度については、各小学校から53か所の危険箇所が上がってきており、そのうち34か所を選定し合同点検を実施しています。なお、中学校については、小学校とほぼ同一区域内に位置していることから、合同点検を実施してはおりません。しかしながら、中学校等から危険箇所の改善要望等があった場合は、関係部署と協議の上、随時対応しております。

○8番（原田祐作君） 大体34か所を選定して合同点検を実施されているというところですね。当然様々な事情があると思えますので、すぐにできるところもあればなかなか進まない、また協議に時間を要すると、そういったところがある。ただ、一応これだけの数を把握して、きちんとそこに対しては関わっていきますよというようなお答えだったのかなと理解をいたします。

そこで、2番目の質問に移ります。十分これは御理解された上でやられていると思うのですけれども、上がってきた危険箇所をどういった形で優先順位を付けていわれているのか。例えば児童生徒が多いところは早く進むよとか、児童生徒だけで

はなくて、地域にお住まいの方が多いところから先に進んでいくよとか、そういった何か手を付ける条件があるのかなというところ。また、安全対策についても、様々なやり方があるというふうに思います。例えば歩道をつくらないといけないということで、道路を改良して歩道をつくっていくやり方もあれば、白線を引きますよ若しくは標識を立てますよと、例えばちょっと車がスピードを出し気味だから、道路標示でそれを注意喚起しますよというようなものがあると思うんですけれども、こういった形でその対策が選ばれてその順序付け、そしてまた経費なんかも、目安になるようなものがあればお答え願いたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** 危険箇所の優先順位につきましては、あらかじめ小学校の方で危険箇所のリストに優先順位を付けて提出していただいております、その優先順位を基に、市の担当課で危険性、緊急性、必要性等を考慮し、点検箇所の選定を行っています。

令和3年度に点検した34か所の主な対策内容は、防護柵の設置の検討、カラー舗装の塗り直し及び延伸、横断歩道の引き直し、樹木の伐採を検討、見守り・パトロールの強化、押しボタン式信号での横断指導、速度規制の検討、防犯カメラの設置を検討するなどの意見が出されました。その中で早急に対応可能な危険箇所については各担当部署で対応し、年度内に19か所改善することができています。しかしながら、国や県、警察等が管理するカラー舗装の塗り直しや防犯カメラの設置あるいは速度規制などについては、予算措置や部署内での協議等が必要となりますので、各担当部署に要望事項として持ち帰っていただいております。

また、令和3年度に選ばれなかった危険箇所等については、次年度におきまして、再度危険箇所リストに上がってくることも考えられます。

○**土木部長（梅本正直君）** それでは、教育部長の答弁と重複する部分もございますが、土木部で対応しております主な内容についてお答えします。

全国で、登下校中の児童生徒が巻き込まれて死傷する交通事故が相次いで発生したことを受け、本市では、平成24年度から管内小学校の通学路緊急合同点検を実施し、必要な対策について関係機関と協議し安全対策を講じてきました。

本年度におきましても、本市で策定した宇城市通学路安全プログラムにより、小学校の夏休み期間に2日間程度、学校の登下校時における防犯等の観点も含みながら、管内小学校12校の通学路合同点検を予定しております。

昨年度は、その通学路合同点検により土木部が所管する市道等について、道路幅員が狭小であるため車両と歩行者との離隔が少ない、交通量が多い、見通しが悪い、水路・田んぼ等の段差があり転落する等の危険箇所を新たに12か所確認し、対策について関係者で協議を重ねております。

本市では、10年前から昨年までに29件の事業を実施しております。道路維持事業で早急に対応可能な危険箇所につきましては、速やかに舗装修繕や転落防止柵等を施工しております。また、道路改良事業として対策を図る危険箇所につきましては、国の交付金等を活用し創意工夫をこらし、現地の状況に応じた効果的な歩道整備や路側帯のカラー舗装等を実施しております。

また国道につきましても、危険箇所とされた小川町北新田の国道3号と市道北新田線との交差点の交差点改良に伴う歩道整備が、国土交通省により事業化され、測量・設計業務が実施されております。

通学路については、国道・県道や市道の隔てなく、宇城市通学路安全プログラムでの現地調査を基に、国県、市や警察署、教育関係者、保護者等で構成されます宇城市通学路安全推進協議会の協議の中で、知恵を出し合いながら、それぞれの現場に適した効果的な対策が講じられるような安全対策を要望し、実施しているところでございます。

地域住民や学校及び通学路に関わる関係者が、通学路の状況について共通した認識を持ち、日頃から児童生徒の安全確保について意識することが必要であると考えております。

小中学校はもちろんのこと、保護者、庁内の関係各課や交通管理者である警察など各機関と連携して、今後も児童生徒の安全確保に向けて取組を進めてまいります。また、予算に関しましては、国の補正予算や交付金を最大限活用するなど、必要な予算の確保に努めてまいります。

引き続き、安全点検をしていただいた学校関係者や保護者の皆様からの要望に応えるため、そして何より子どもたちの安心・安全を守るため、関係機関とともに通学路の安全対策に取り組んでまいります。

○8番（原田祐作君） 今、御説明をいただきまして、やはり1つの部署だけでは対応できないと、非常に庁舎内でも多くの部署と関係を持ちながら、またこの市役所外の各機関とも調整を進めなければいけないということで、部分によっては非常に難しいところもあるのかなと、なかなか進まないというのもこれは理解をしなければいけないところかなと思います。

それでは、3番目の質問に移りますけども、先ほどの部長の答弁からもございましたけれども、地域との連携も必要ということ、そしてまた地域の皆さんも御苦勞をされているよというようなお話があったというふうに、今私は思っているんですけども、そういった中で地域または学校、このようなところとどのような連携といたしますか、情報共有をなされているのかということについて質問をいたします。

○教育部長（豊住 章君） 危険箇所の合同点検が全て終了した後は、10月に開催す

る宇城市通学路安全推進協議会にて対策内容等を検討し、各委員から承認を得た上で、各学校へ対策結果等を通知しています。また、市のホームページを活用し、通学路対策箇所一覧、通学路対策箇所位置図、宇城市通学路安全プログラムを掲載し、検討した学校ごとの対策内容及び対策箇所等を公表し、市民への周知を図っております。

全国的に、児童生徒の交通事故死者数及び重傷者数は、減少傾向で推移しているものの、依然として多くの死傷者が生じる状況が続いております。児童生徒の安全は学校だけで守ることはできません。学校、家庭、地域、行政、関係機関等が連携し、それぞれの責任と役割を分担し協力し合いながら、学校安全に取り組んでいく必要があります。

本市では、地域学校安全指導委員や子ども見守りボランティア会員による、通学路での児童生徒の見守り支援活動を行っています。また、生涯学習課に勤務する青少年教育指導員2人が、週に3回程度、宇城市内全域を青色防犯パトロールカーで巡回し、不審者対策及び交通事故防止活動などを行っています。そのほかにも、PTA、婦人会、民生児童委員、交通安全指導委員など、地域全体で子どもたちの見守り活動や安全指導等を行っています。

本市としては、今後も児童生徒が安全・安心に通学できるよう、これまで以上に学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、見守り体制の強化を図るとともに、通学路における更なる安全確保を図ってまいります。

- 8番（原田祐作君） 非常に地域との連携も重要にお考えの上、一生懸命御尽力されているということは十分理解しようというふうに思っております。ただ、やはり十分御承知と思うですけれども、非常に御苦労されている地域の方たちもいらっしゃいます。もうひょっとしたら適当ではないかもしれませんが、私は小川ですから身近なところでお話をさせていただきますと、やはり海東地区にスマートインターができたことによって、これは県道の話なので、市がやることは非常に難しいと思うんですけれども、交通量も増えて非常に危ないと、そして歩道の整備もされていない。そこに雨の日なんかは、小さな1年生の女の子が傘をさして歩いているわけです。歩道も白線は引いてあるんですけど、やはり脇の方から泥が流れてきて草が生えていて、歩く幅は本当に30センチぐらいしかない。そこを大きな10トンダンプが、雨の日とかものすごい速さで飛ばしていくわけですね。「もう怖くて見ていられない」と言いながら、もう我が子はいないけれどもということで、ずっと見守りをされている。どうにかしてもらいたい、速度制限はできないものだろうか、もっとほかに手当はないものだろうかというように困っている方もいらっしゃる。これもまた小川の話で申し訳ないんですけれども、ニュータウンのところな

んですけれど、交差点のところがとても危ないということで、これも地域の高齢者の方が順番で見守りをされている。ここはやはり自分たちの善意でグループをつくって、輪番制にして見守りをされているんですけども、やはりその会長の方が、やはりちょっとタダでは心苦しいと、商品券など私たちの予算から出そうかということで、商品券をメンバーの人に配りながら、でも私たちがやっぺいこうよということでやられている。また、地域のそういう見守りの方が高齢になられたということで、どうにかありませんかという問い掛けを受けた地元の若いお父さんたちが、いらっしやらないなら私たちが引き受けましょうと、子どもたちのことだから、私たちがやりますよということで、これも毎日立っぺいらっしやる。やはりこういった御苦勞をされている方たちがたくさんいらっしやるということ、改めて私たちは胸に留めて、より一層何か継続的に、この方たちもいつかはできなくなるわけですから、そういったときにスムーズに次の世代へバトンが渡せるとかですね、その環境がいつまでも担保されるように、やはり考えていく。今もやられていると思うんですけども、より一層そこを考えていく必要もあるのかなというようなところで、今回取り上げさせてもらいました。そういった話を聞く中で意外だったのが、見守りされているのは全く別の場所なんですけれども言われました。「場合によっては、私たちは体を張って命をかけて車を止めに行くんです」と、やはりそれだけ危ない状況があると。それにボランティアという形で、やはり我が身を犠牲にしてもというような格好でやられているということも、やはりこれはしっかり私たちは忘れたらいけないなど。やはりその環境を守り、その方たちの負担を少しでも軽くするために、何ができるのかなということを常に考えていかなければいけないというようなところを、強く感じることができました。改めて私自身もそういった見守りに参加をしながら、また、こういう議員という立場の中で行政の皆さんとどういった議論をしながらその環境をつくっていけるのかということ、今後もしっかりと考えていきたいと思っぺいます。

最後になりますけれども、今回無投票ということで当選をさせていただき、また、こうやって一般質問をさせていただくことができおっぺいます。ちょっと以前の熊日の報道では、無投票でいいのかと政治への関心が薄くなっぺきているのではないかと、こういう厳しい記事も掲載をされておっぺいましたし、また、よその議会では若い人たちが入っぺ、新しい雰囲気でもた新たな気持ちでやっぺいくぞと、こういうような記事も掲載されておっぺいます。私自身もまた改めて、これはもう熊日さんからの叱咤激励だと捉えて、改めて自分の気持ちを見つめ直して頑張っぺいきたいと思っぺいますので、今後どうぞ活発な議論をしていただっぺけるようお願いを申し上っぺ、一般質問を終わりたいと思っぺいます。本日はありがとうございました。

○議長（溝見友一君）　これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会　午後1時51分

第 3 号

6月15日 (水)

令和4年第2回宇城市議会定例会（第3号）

令和4年6月15日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	14番 高本敬義君
15番 溝見友一君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君

教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	福田真治君	市民部次長	星津章博君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	井住寿宏君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	植野修君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂本優子君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	坂井孝治君	農業委員会事務局長	岩竹泰治君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、13番、高橋佳大君の発言を許します。

○13番（高橋佳大君） おはようございます。13番、会派彩里、高橋佳大です。議長のお許しを得ましたので、大きく3つの質問をさせていただきます。それと添付資料も了解を得ましたので配布しております。それから大きな1番目の質問、(2)の質問は削除いたします。今回も1時間の持ち時間ですが、時間が余りますようですので、なぞっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、現在の社会情勢を見ますと、コロナ禍が少し落ち着いてきたかなと思ったり、次に来たのが戦争で、それと同時に原油の高騰、物価の値上げ、それに円安が拍車をかけて厳しい社会情勢となっています。戦争により穀物の輸入が困難になり、食生活に今後多大な影響を与えかねません。素人の考えではありますが、米余りの日本、小麦粉の代替用として米粉をもっと活用され、食糧自給率も含めて安定した価格の供給に努めるべきだと思います。約1万種類にも及ぶ値上げ物価上昇に、政府も物価高対策推進を打ち出しておられます。社会安定のため、是非心血を注いでもらいたいと思います。

それでは、1番目の令和4年度の宇城市議会議員選挙について質問をいたします。今回実施された市議選は、定数22人の候補者22人で無投票当選でした。なり手不足が深刻化している地方議会の議員選挙、先月行われた菊池市議選も同じく無投票当選でした。私も物心ついた旧町時代から、無投票は一度も記憶になく、今回、2005年に5町合併して市政が施行されてから初めての無投票選挙で、これでもいいのか悪いのか判断することは、私自身含めて大変難しい問題だと捉えております。選挙に向けて新人の方は、それなりの今後の市政への意気込み等、政策などの取組を有権者の方々に発信して、評価なり認知をしてもらうことを望み、現職の方々は、4年間それなりに頑張った実績を市民の皆さんから評価してもらう1つの世の中の通知表みたいなものが選挙だと思います。総務省の地方議会議員の在り方に関する緊急会で、なり手不足については、議会に対する理解と信頼が得られていないなどの面を指摘されています。また、議員自身が住民との意見交換や女性・若者などの多様な方々が参画しやすい、政治に興味を持ってもらうなど、環境づくりの場が必要だとも捉えておられます。しかし、環境づくりだけで改善できるでしょうか。ほ

とんどの方が、立候補をしたら大変だ、お金は掛かるし文句は言われる、割に合わない、議員に魅力を感じないなど、数々の要因があるのも事実です。公的議員年金制度の廃止もその1つの理由でしょう。無投票の様々な要因も含めて、市の人口が減少する中で定数が妥当だったのか。また、平成17年1月15日合併以降の市議会議員の定数状況及び県内14市の状況を改めて確認したいと思いましたが、ここで御質問をいたします。

○総務部長（天川竜治君） 本日は議長のお許しを得て、議員の皆様、九州内で宇城市の人口に近い市の議員定数及び熊本県内14市の議員定数状況一覧を配布しておりますので、ご覧いただければと思います。

近年の県内の市議選では、平成23年に合志市、平成27年に熊本市北区、平成31年に阿蘇市が無投票でありました。本年は、4月に宇城市、5月に菊池市が無投票となっております。

本市の議員定数を振り返りますと、平成17年1月15日の合併当時は、在任特例により議員数は77人体制であり、77人の旧町ごとの内訳は、三角町16人、不知火町15人、松橋町18人、小川町16人、豊野町12人。この後、合併後の初めての市議選は、平成18年4月に定数30人で実施され、立候補者は49人で投票率84.04%でありました。

平成18年12月、議会改革特別委員会において、定数30人から4人削減し定数26人となり、平成22年4月の市議選では立候補者は31人で投票率78.1%でありました。

また、平成25年3月、議会改革特別委員会において、定数26人から4人削減し定数は22人となり、平成26年4月の市議選での立候補者は24人で、投票率67.83%、平成30年4月の市議選での立候補者は24人で、投票率63.48%でありました。定数は22人で現在に至っております。

県内14市の議員定数状況は、県内の人口が多い順から申し上げます。熊本市48人、八代市28人、天草市26人、玉名市22人、合志市19人、宇城市22人、荒尾市18人、山鹿市20人、菊池市20人、宇土市18人、人吉市18人、上天草市16人、阿蘇市20人、水俣市16人であります。

○13番（高橋佳大君） この問題につきましては、私も大分考えました。どなたか質問をされれば取り下げるつもりでしたが、質問される方がいなくて、選挙後市民の方が一番関心のある無投票の結果の分析を、改めて自分なりに思い詰めましたので質問をいたしました。まず、ここにおられる数人の大先輩の議員の方は御存じのことと思いますが、合併後の議員の方が3分の2以上占められております。過去の状況を振り返りながら、今後の参考資料にしていったらいいなと思って質問いたしま

した。答弁によりますと、平成17年1月15日在任特例により、議員数は77人体制で、三角町16人、不知火町15人、松橋町18人、小川町16人、豊野町12人とあり、初めての市議選は、平成18年4月に定数30人で実施され、49人の候補者で、その年の12月に、議会改革特別委員会で30人から4人削減して26人となり、平成22年の市議選では、31人の候補者で、また、平成25年3月、議会改革特別委員会において、26人から4人削減して定数は22人、平成26年から平成30年、そして今回までの定数22人で推移しているわけでございます。

また、別表にありますように、14市の議員定数は、人口の多い順から熊本市、八代市は別格といたしまして、天草市の26人、玉名市の22人、合志市の19人、宇城市の22人、荒尾市の18人、山鹿市の20人、菊池市の20人、宇土市の18人、人吉市の18人、上天草市の16人、阿蘇市の20人、水俣市の16人とあります。この表から見ますと、人口が少なくなるにつれて定数は人口割では多少多めになっております。これは、人口だけで定数の基準を一定化するのはいかなものかと同感をいたします。人口密度の低いところは、住民の生の声が届きにくくなる懸念も抱いております。割り切れるものではありません。また、資料の九州内での宇城市の人口に近い自治体を見ますと、熊本県の合志市は63,900人で定数は19人、福岡県柳川市は63,545人で定数19人、福岡県古賀市は59,382人で定数19人、福岡県小郡市は59,259人で定数が18人、宮崎県日向市は58,300人で定数が20人、福岡県直方市は人口は若干少ないですが世帯数は多く、定数は19人となっているのが分かります。表だけで見ますと、宇城市は若干定数が多い感じが受け取られます。合併後30人でスタートされた市議選も8年間で8人の2回の定数削減をされています。平成26年から今回までこの8年間、定数の議論はありませんでしたが、ここら辺のところを、今回、議会改革特別委員会や議会運営委員会で議論されたいかなものかと思えます。溝見議長も熊日の取材で「議員定数削減も視野に入れる」とコメントされていました。定数の削減も1つの案、公費負担選挙制度の導入も1つの案、今回の結果を重く受け止め、いろんな角度から議論して議会の活性化に努めなければなりません。地域の未来を決める選挙に、自治体の担い手である私たちが率先して知恵を出し合い、解決に努めるのが課題だと思っております。

次の質問に入ります。2番目の特定外来生物のアライグマについてです。現在、県内各地で相次いで確認されているアライグマの生息状況についてです。先だって熊日新聞で、2021年度個体の確認数は85件に上り、2年前の2019年度から倍増して、このまま増加すれば、農作物や生態系に深刻な被害をもたらすおそれがあると報道されています。夜行性で余り人目につかず、木登り、泳ぎも得意で、

かわいらしい姿とは対照的でどう猛な性格で、日本にはペットとして輸入され、大きくなるにつれて手に負えなくなって、捨てられたり逃げ出したりした個体が野生化したらしいです。雑食で環境適応能力と繁殖力が強く、全国的に生息域を拡大しているのが現実です。今後、農産物の食害のほか、狂犬病やアライグマ回虫などの感染症を媒体するおそれが懸念されております。本市でも数年前、幼獣が捕獲されたと聞いております。広報紙などでも目撃情報などを呼び掛けてはありますが、市内での生息情報はあるのか、状況をお尋ねいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 県内におけるアライグマは、平成22年9月に城南町鰐瀬で初めて確認されて以降、徐々に生息域を拡大し、令和3年度までの12年間で74頭の捕獲実績があります。

本市においては、平成28年2月に松橋町竹崎で確認され、平成29年に松橋町曲野で捕獲、三角町大田尾で事故死体の確認、その後令和2年に豊野町糸石で捕獲されています。

昨年度、熊本連携中枢都市圏構成市町村のうち、調査を必要とした本市、熊本市、宇土市、玉東町の3市1町で連携し、自動撮影カメラ80台を導入しました。うち本市では、宇土半島10台、雁回山周辺10台、豊野町周辺5台の合計25台を設置し、広域的な生活痕跡調査を8か月間行ったところです。

雑食性のアライグマの生息は、水辺から都市部までと幅広いのですが、水場には1日数回立ち寄りことから、カメラは沢やため池のある雑木林付近に配置しております。

この調査でアライグマが撮影された回数は、本市5回、熊本市29回、玉東町18回で、宇土市では撮影されておられません。本市の5回は、不知火町高良と三角町波多の2か所で撮影されていたので、その周辺に箱わなを設置していますが、現在まで捕獲には至っておりません。

また、市への農作物被害の報告はあっておりませんが、高橋議員が御存じのとおり、先月の市の広報5月号に目撃情報を求める記事を掲載し、幅広く情報収集にも努めているところではありますが、今のところ何ら寄せられていない状況であります。

なお、自動撮影カメラによる調査は、本年度も引き続き行い、実態の把握に努めてまいります。

○**13番（高橋佳大君）** 答弁では、平成22年9月に城南町で初めて確認されて以来、生息を徐々に拡大し、令和3年度まで74頭の捕獲実績があり、本市では、平成28年松橋町竹崎で確認され、平成29年に松橋町曲野で捕獲、三角町大田尾で事故死体の確認、令和2年に豊野町糸石で捕獲とあり、市内でも数頭の確認がされてお

ります。

また、この対応策として熊本連携中枢都市圏構成市町村の調査に賛同した本市、熊本市、宇土市、玉東町の3市1町で、自動撮影カメラ約80台、本市内には、宇土半島10台、雁回山周辺10台、豊野町周辺5台、合計25台を設置して調査をされているようです。アライグマが撮影された回数は、本市5回、熊本市29回、玉東町18回、宇土市ではないようであります。その本市の5回は、不知火町高良と三角町波多の2か所で箱わなを設置しておられますが、捕獲には至っていないとあります。

このような野生動物は行動範囲がおそらく広く、夜行性でありますので昼間見掛けることが増加の原因の1つだと思います。えさを求めて住宅地に出没する事例もあり、見掛けても凶暴なので近づかないでほしいと呼び掛けておられます。県内23市町村で確認され広範囲の生息ですので、市町村が連携した取組が必要で、地道な努力が成果を上げると思います。現在のイノシシやシカの二の舞にならないように、大がかりな駆除対象動物にならないうちに早め早めの対策をして、昼間の目撃はなかなか難しいと思いますので、予算の許す限り、もう少し多くのカメラ導入も必要ではないかと思います。引き続き、自動撮影カメラの調査設置をよろしく願いたいと思います。

次の質問に入ります。3番目の宇城市健康マラソン大会の開催についてです。以前、コロナ禍になる前、2018年から2019年頃には、ジョギングやランニングを年1回以上実施した推計人口は964万人で、人口の約8%にあたるそうです。その人たちが週に1回以上の550万人も上り、世代別では20代、30代の実施率が高く、2007年ランニングブームの火付け役の東京マラソンをはじめ、県内も熊本城マラソンから25市町村までのマラソン大会が開催されております。熊本市の74回ロードレース大会が最も古く、八代市で、今回球磨川豪雨災害復興支援第1回フルマラソン大会が2022年1月30日に開催されています。25市町村で開催されているマラソンの名目は、地域の特性にちなんだ名称が付けられています。今回、選挙期間中、マラソン愛好会の方々から「宇城市健康マラソン大会の実施を楽しみにしています」などと意見もあり、本市もコロナ禍により、いろんな大会が中止となっている現状ではありますが、少しずつ各種イベントが開催の方向に戻りつつあります。今まで継続していた大会の開催に加えて、市内外に呼び掛けて招待選手なども交えた、宇城市健康マラソン大会の実施計画はいかがなものかお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 本市におきましては、マラソン大会や駅伝大会につきましては、令和2年度より全てコロナ感染の影響により中止とし、開催には至っており

ません。現状では全国的に少しずつではございますが、スポーツイベントに関しましては開催の方向に戻りつつあります。それぞれの地域によりコロナ感染状況は違いますが、社会的、全国的にいろんなイベントが開催に進んでいる状況の中、宇城市におきましても、現段階では各種大会につきまして開催の方向で考えているところです。

旧町単位のそれぞれの大会といたしまして、三角町ではランラン駅伝、不知火町ではデコポン駅伝、松橋町におきましてはリレーマラソン、小川町では町内健康づくり駅伝、豊野町ではさくらマラソンが例年開催されております。その各地域での大会に加え、今年度は宇城市スポーツ協会主催によりまず宇城市全域を対象とした宇城市民駅伝大会を、三角町の戸馳地区での開催を計画しているところであります。まず今年度は、初開催となりますこの大会を成功させることを目標とします。

市外または県外から参加者を呼ぶレベルの大会となれば、警察等による交通規制、安全管理、商工関係など様々な分野の協力が必要となりますので、宇城市マラソン大会の開催につきましては、市民駅伝が定着したのちに検討していきたいと考えております。

○13番（高橋佳大君） 答弁で、現段階では各種大会を開催の方向で考えているとあります。旧町単位の大会は、三角町のランラン駅伝、不知火町のデコポン駅伝、松橋町のリレーマラソン、小川町の町内健康づくり駅伝、豊野町のさくらマラソンなどが例年開催されているとあります。そして、今年度は宇城市スポーツ協会主催で全域を対象とした宇城市民駅伝大会を、三角町戸馳で計画されていて、まずこの大会を目標とし、市民駅伝大会が定着した後にマラソン大会も検討するとあります。大成功を期待しております。この三角町の戸馳地区で実施することに、私は大変意義があるように感じます。三角町にどんどん足を運んでもらって、競技が終わったら金桁温泉などでゆっくりされたらいいかなものかと思えます。駅伝も競合しながら競いながら順位が変わりながら走る姿には感動します。しかし、どうしても駅伝となれば勝敗を決めるスポーツになり、出場する選手もそれなりの重圧を感じて出場にためらう人もいるかもしれません。それと反面、マラソンは自分のペースで楽しみながら走れる、自己タイムに挑戦など様々な応援をいただいて走られると思います。確かに市民マラソン大会となれば、道路の選定、交通規制、安全管理、各種団体の協力が不可欠で、それなりの経費も掛かります。しかし、県下約半数の市町村が取り組んでおられます。今後、市民駅伝大会が定着した暁には、是非、宇城市健康マラソン大会の開催をよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。今日はありがとうございました。

○議長（溝見友一君） これで、高橋佳大君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、三角隆史君の発言を許します。

○11番（三角隆史君） 皆さん、おはようございます。議席番号11番、会派彩里の三角隆史でございます。

新型コロナウイルスもなかなか終息の方向には向かず、いまだに下げ止まっている中で、経済が活発に動き出したとも言えず、アメリカにおいてはインフレが発生、金利上げが行われ、それに伴い円安が進行し輸入品の高騰、またウクライナ侵攻による物価の高騰のダブルパンチで、日本経済は今混沌の中にあると言えるのではないのでしょうか。国においてはコロナ対応はもとより、物価高騰の対策も早急に進めていただきたいと願うばかりです。

さて、4月に行われました市議会議員選挙後の初めての議会ということもあり、新鮮さを感じながら一般質問をさせていただきます。選挙自体が無投票となり、有権者の方々の思い、いかばかりかと察すると、市への期待が薄まっているという現実をしっかりと受け止めなければならないと感じています。今後、市政への興味を示していただくよう、また期待されるような議会になるため、まず宇城市の目指すべき姿をはっきりとさせること、議員定数の削減、若い世代の政治への参画を目指すべきではないでしょうか。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく4点、障害福祉サービス、地域振興、水道事業、スポーツ振興について質問させていただきます。

まずは大きな1点目、障害福祉サービスについて質問させていただきます。地域共生社会が叫ばれる中で、全ての障害者及び障害児が、可能な限りその身近な地域において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を地域間格差なく享受できることは国がうたっていますが、あえてここで、平成25年4月1日から施行されています障害者総合支援法の基本理念を読ませていただきます。「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会

生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない」とうたっています。この基本理念に則って質問させていただきます。

宇城市の障害福祉サービスの支給決定の基準についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市の支給決定の基準についてお答えいたします。

今、三角議員が御説明されましたけれども、平成25年に施行されました障害者総合支援法は、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、総合的に支援を行うことを目的としており、申請者一人一人がニーズに合わせ、多様な障害福祉サービスを組み合わせ利用できる仕組みとなっております。その障害福祉サービスの支給決定は各市町村で行っておりますが、厚生労働省は、支給量の決定についての基準を定めておくことが適当であると通知されております。

現在、本市における障害福祉サービスは、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準、この2つを参考として、支給決定を公平かつ適正に行うため、宇城市障害者及び障害児の障害福祉サービスに関する支給基準を定める要綱を策定して、同要綱に基づき支給を行っています。

この要綱においては、6つの段階の認定区分によるサービス支給量が定められており、区分の数字が大きいほど、必要とされる支援の度合いが高くなり、単位で示されております。例えば、居宅介護の身体介護の場合、ひと月当たり、区分1の3,040単位から区分6の25,000単位であり、障がい児の場合は9,750単位と定められています。

これを時間に換算すると、区分1で8時間から、区分6で63時間、障がい児の場合は25時間となります。なお、介護する方が入院等で一時的に支給量を超えるサービスが必要な場合は、障がい者等の状況を勘案した上で基準を超えて決定できるものとしています。

また、標準の3倍を超える支給量が必要な場合には、審査会の意見を聴取した上で、個別に適切な支給量を決定するものとしております。

この内容については、国県が負担する負担金の算定基準となるものであり、全国的にほぼ統一されており、地域間で格差なくサービスが受けられるようになってお

ります。

○11番（三角隆史君）　ここで、一例を示させていただきます。議長のお許しを受けて、議員の皆様と執行部の皆様には障害福祉サービス受給者証の写しをお渡ししております。このお二方は、障がいの程度はほぼ同程度で身体と知的障がいをお持ちです。また、体幹機能にも障がいがあり、いわゆる重度の障がいを持たれている方です。保護者の方の御負担は相当なものだと想像できます。そういう状況で、宇城市と宇土市で支給量の違いがあります。先ほどの福祉部長の答弁においての説明では、30時間という量は納得しなければならない数字かもしれません。しかし、障がい児という括りで決められているのはどうかと思います。障がい児の方の中でも重度から軽度の方までいると思いますので、その程度により支給量を決めたい。障がい者の場合は区分1から6まで分けてありますので、障がい児の場合も区分けが必要だと思います。ましてこの方は中学生になり、体も成長し、食事、入浴の世話も次第に大変になってきます。30時間という時間が十分なのか疑問です。また、障がいの程度が同程度で、宇土市が47時間であるならば、そっちの方に合わせてほしいというのが誰もが願うところではないでしょうか。こういう状況で宇城市の方に見直しをしてほしいと思うとき、何か手立てはあるのでしょうか。また、障がいを持つ方を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担は、障がい児を持つ御家庭、特に成長期にある方を持つ御家庭において、子どもさんの体の成長とともにますます増大していくものと推測します。そこで、こういった方々を介護されている家族が、障害福祉サービスを円滑・容易に利用できるような提供体制の整備として、本市における負担軽減の支援策はないのかを併せてお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君）　今2つの事例の提供がございました。障がい児につきましては、それぞれのケースがあると思いますし、その家族構成また家のつくり、介護する方の就労状況によって異なってくるかと思います。それぞれの自治体においてその支給量が個別の支援計画に基づき決定されているところです。

なお、子どもの成長によるサービスの見直しにつきましては、在宅の障害福祉サービスを継続して受けている方は、基本的に6か月ごとに実施状況を把握し、その効果を評価するモニタリングを行い、その結果により必要に応じ、個別支援計画の見直しを行うことができることとなっております。

また、障がいを持つ子どもさんを介護されている家族の方の身体的・精神的・経済的な負担は、子どもさんの体の成長とともに、その負担も大きくなっていくものと考えます。そこで、介護されている家族の方の身体的・精神的な負担軽減としては、ショートステイを利用する方法があります。これは、自宅で暮らす障がい者が

短い期間に限って施設へ入所するサービスです。

また、障がい児に対する経済的負担軽減施策としては、20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に、特別児童扶養手当が支給され、精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の本人に対しては、障害児福祉手当が支給されます。

ほかにも精神的な負担軽減支援策としては、子どもが障がいを持ち、様々な悩みを抱えている方に、熊本県障害児（者）親の会連合会では、障がいがある子の親の立場で相談に応じられています。会はそれぞれの課題を持っている5つの団体が協力して活動する連合会で、昭和61年に設立され、令和4年4月現在での会員数は2,958人となっております。

さらに、本市においては地域の相談員として、身体障がい者に対する相談員を旧町ごとに1人ずつと、知的障がい者に対する相談員を1人委嘱しており、地域からの障がい者に関する相談に応じてもらい、介護を行う方への精神的なケアを実施しています。

○11番（三角隆史君） 手厚い手当、数々の支援策があることを理解しました。非常にありがたいことです。今後も介護される方のニーズを的確に捉え、負担が極力軽減されるような支援策を行っていただき、また行ってこそ、福祉のまち宇城市と堂々と名乗れるのだと思います。

再々質問になります。先ほど皆様にお渡ししました障害福祉サービス受給者証ですが、支給市町村の印が、本市では福祉事務所長となっておりますが、他自治体では首長での発行をされているところがあります。首長と福祉事務所長では、受ける印象が違うように感じますが、市の見解をお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市では、宇城市福祉事務所長に対する事務委任規則第10条第1項第2号により、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス受給者証の交付に関することについては、市長から福祉事務所長に委任をされておりますので、発行が福祉事務所長印となっております。

この事務委任の項目につきましては、福祉事務所を設置する自治体ごとに異なっているため、発行印が首長となっているところもあります。

○11番（三角隆史君） 分かりました。

次の審査会の質問に移ります。障害区分認定がなされるまで、一次審査、二次審査があると聞いておりますが、一次審査の内容、二次審査の内容についてお伺いをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 審査会とは、障がい者等の障害福祉サービスの必要性を明

らかにするために、障がい者等の心身の状態を総合的に示す指標である障害支援区分を審査判定する市町村の附属機関です。

本市では、宇城広域連合に設置されており、障がい者の実情に通じた方のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する方であって、中立かつ公正な立場で審査が行える方を任命しており、医師、社会福祉士、事業所職員など10人で構成されています。そして、5人ずつの2合議体により、毎月第2木曜、第4木曜に審査会を開催しております。

一次審査では、移動・動作に関する項目、身の回りの世話や日常生活等に関する項目、意思疎通等に関する項目、行動障害に関する項目、特別な医療に関する項目の計80項目を認定調査員が調査し、その結果と医師意見書の一部項目を用いて、市町村に設置された判定ソフトによって一次判定を行っています。

二次審査では、一次審査での特記事項及び医師意見書の内容を総合的に勘案した上で、審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いに相当するかどうかを確認し審査されています。

また、世帯の状況等については概況調査票により調査していますが、その世帯状況が区分の判定がされることは原則ありません。ただし、審査会の区分の認定後に、サービスの種類や量などを市が支給決定する際、区分の認定結果とともに世帯の状況などが勘案される場合もあります。

- 11番（三角隆史君） このような審査を経て、障害支援区分認定がきちんとなされるのであれば、適切な支援が受けられるのだと思います。支援を受けられる方、その保護者の方が宇城市に住んでよかったと思えるよう、障がい者、障がい児に寄り添っていただきたいと願います。

次に移ります。障がいのある方が、地域で生活する上で支援や福祉サービスはなくてはならないものです。しかし、一人一人の状況が違う障害のある方にとって、自分自身でまた家族の方でニーズに合ったサービスの情報を探し、利用するための手続きをし、支援を受けるのはとても大変なことではないかと考えます。そこで、必要とする方が安心して任せられる相談窓口についてお伺いいたします。

- 福祉部長（岩井 智君） 障がいがある人の生活を支える障害福祉サービスは、種類が多岐にわたり複雑です。その複雑なサービスを利用者の方がニーズに合うように使うための手助けとなる相談窓口があります。

宇城圏域の2市1町におきまして、福祉、医療・保健、雇用、当事者団体に関連するメンバーで構成されました宇城圏域障がい者支援協議会の相談支援部会がその役割を担っており、類型ごとに圏域で15の相談支援事業所が存します。

そのうち、宇土市のうきうき地域生活支援センター、美里町の相談支援センター

ゆきぞの、そして本市松橋町の相談支援センターこすもすの3事業所に、2市1町から市町村障がい者相談支援機関として相談業務を委託しています。

これらの機関では、障がいのある方からの一般的な相談に応じ、様々な問題について必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な業務を行っています。

また、相談支援体制は3段階の構造となっており、基本相談支援を基盤とした第1段階の計画相談支援事業所、第2段階の一般的な相談支援事業所、地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などを担う第3段階の基幹相談支援センターで構成されており、利用者のニーズに対応できるような体制が整備されています。

○11番（三角隆史君） 障がい児の保護者の方々、障がい者の関係者の方々は、藁にもすがる気持ちで相談に訪れます。そういった方々が安心して、信頼して相談できる場所があれば、どんなに心強いことかと思えます。そういう頼れる場所が今後活かされ、どんどん活用することを願っています。

次の支援体制について移ります。審査会、相談窓口について聞いてきましたが、審査を終えて支援区分が決定し、相談窓口の存在が理解できました。最後に、支援を受けるにあたって、宇城市はどういった支援体制になっているのかお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市では、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の第89条の3第1項の規定に基づき、障がいのある方の支援体制を整備するため、先ほど申しました宇城圏域の2市1町で、福祉、医療・保健、雇用、当事者団体に関連する方々で構成された宇城圏域障がい者支援協議会を設置しております。

この協議会には、専門部会として相談支援専門部会、就労支援部会、権利擁護部会、こども部会、行政部会が組織され、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を深め、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行いながら、障がいのある方のニーズに沿った支援体制を整備しています。

本市としましても、支援の必要な方が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう、また障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見と障がい者等の権利擁護のために必要な援助が行き届くよう、関係機関と連携した取組に努めているところでございます。

○11番（三角隆史君） 今まで障害者支援サービスについて質問してきましたが、最後に障がい者、障がい児への支援体制、また総合的な支援について、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 障がいのある方や障がいのある子どもさんの保護者に対して、個々のニーズに対応したサービスの提供が行き渡るよう、医療や保健、教育、福祉などの関係機関が連携し、効果的な支援を身近な場所で提供できる体制づくりに今後も努めてまいります。

○11番（三角隆史君） 福祉のまち宇城市が、今後障がい者、障がい児またはその方々を介護する人たちの相互の関係がより良くなるよう期待をし、次の大きな2番、地域振興についての質問に移ります。

6月号の広報ウキカラに、宇城市の誘致企業は59社と掲載されていましたが、5町別の数とジャンル別はどうなっているかお尋ねをいたします。また、三角町、不知火町、豊野町の製造業に対する特別な税制支援があると聞いていますが、その内容をお尋ねいたします。さらに、令和4年第1回宇城市議会定例会において、宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例が可決しましたが、この条例は企業誘致における競争力を高めるため制定したものと理解しておりますが、こういった企業の誘致を念頭に置いているのかをお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） これまでの宇城市における企業誘致の件数ですが、平成17年の合併後、令和4年2月末までのおよそ17年間で、35件の立地協定を締結しております。

合併前からの誘致企業も含めると59社で、各町の内訳は、三角町4社、不知火町6社、松橋町33社、小川町11社、豊野町5社になります。

産業別では、まず製造業では半導体関連9社、自動車二輪等輸送機器関連6社、金属関連6社、コンクリート関連6社、食品関連5社、その他の製造業11社です。ほかに物流施設5社、コールセンターほかオフィス系企業3社、その他のサービス業等11社となっております。

また、宇城市には企業誘致のための条例がございます。宇城市企業振興促進条例において、用地取得補助金を創設、雇用要件の撤廃を行っております。

宇城市税特別措置条例では、企業が新たに取得した土地・家屋・償却資産について要件を満たした場合は、固定資産税免除または減免の対象となります。特に三角町、不知火町及び豊野町に立地した企業については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法または半島振興法により、いずれかの要件を満たした場合は、課税免除または税率を軽減する不均一課税の対象となります。

なお、市税の減収分につきましては、国から減収補てん措置を受けることができます。

最後に、今後の誘致の方向性としては、やはりTSMC進出に伴う半導体関連産業の活性化を捉え、サプライヤーと呼ばれる部品メーカーや装置メーカーの誘致を

進めたいと思っております。

また、宇城市が高速道路の2つのインターチェンジを有し、県南・天草方面、また鹿児島県、宮崎県に至る交通の要衝であることを活かし、物流施設の誘致を進めてまいります。

- 11番（三角隆史君） 厚生労働省の業務改善助成金において、最低賃金を上げた事業者が設備投資を行った際に助成する制度もあります。こういった助成事業を活用し、企業誘致で来ていただいた事業者や設備投資を行った事業者が、生産性を向上させ利益を上げていけるように支援していただきますようお願いいたします。

次の小さい2番に移ります。中小企業・小規模企業が、現在宇城市の中でどのくらい存在しているのか、目安として把握できるのが商工会の会員数ではないかと考えるところであります。ちなみに平成24年4月において1,229社、10年後の令和4年4月において1,119社であります。110社ほど減っております。内訳は、三角町が263社だったのが198社、不知火町が144社だったのが136社、松橋町が407社だったのが369社、小川町が333社だったのが330社、豊野町が82社だったのが86社となっております。また、商工会青年部の数を見ますと、平成24年4月が94人、令和4年4月が83人と11人減っています。内訳は、三角町が16人だったのが6人、不知火町が24人だったのが11人、松橋町が22人だったのが27人、小川町が24人だったのが31人、豊野町が8人だったのが8人ということで、とりわけ三角町と不知火町の減り方が気になるところであります。将来の宇城市の商工業を担っていく若い方たちが減る傾向にあるということは、宇城市としても危機感を持たなければいけないところではないでしょうか。商工会の中でも小売業の減少は甚だしく、進出してきた大手チェーン店の煽りを受け、余儀なく廃業される事業者も少なくありません。今まで宇城市の経済を根本から支えてきた小規模企業・中小企業を今後守っていくためにも、前回の議会で制定させていただきました中小企業・小規模企業振興基本条例は、商工業者にとっても宇城市にとっても、今後重要な条例として商工業振興に役立たせ、活気ある宇城市にしていかなければなりません。

そこでお伺いいたしますが、中小企業庁の地方公共団体による小規模事業者支援推進事業が中小企業・小規模企業振興基本条例を制定している自治体や、商工振興に取り組んでいる自治体を優遇するという認識はあったのかをお尋ねいたします。

- 経済部長（浦田敬介君） 今年度10億9千万円の予算を計上されています、中小企業庁の地方公共団体による小規模事業者支援推進事業につきましては、事業内容の把握はできております。

ただ、県が当該事業を活用したくまもと型小規模事業者経営発展支援事業という

補助金の制度を設けておりますので、御要望がある場合は、県の制度を御案内しているところです。

県のこの制度には、「平成28年熊本地震又は令和2年7月豪雨災害により影響を受けた県内の小規模事業者が、経営革新計画等の具体的な計画を基に、商工会・商工会議所等の支援を受けながら取り組む販路開拓や生産性向上、第二創業に要する経費に対して支援するもの」と記されております。

また、公募にあたっては、政策上の観点から、令和2年7月豪雨により直接被災された事業者や事業承継に取り組む事業者への重点的な支援を目的とされております。

ちなみに、県内の状況について確認したところ、独自でこの中小企業庁の事業を活用した補助事業の実施自治体はないとのことで、本市においても現段階では独自の補助制度を設ける計画はございません。

本市の経済活動の活性化を図るためには、市内事業所の多くを占める中小企業・小規模企業の更なる所得向上が求められているところです。当該事業と先般の定例会で三角議員の発議により制定されました宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例は、共に目的とするところは一致しておりますので、本市はこの条例に沿って事業を進め、宇城市商工会及び関連機関とさらに連携を深め、商工業振興に努めてまいります。

○11番（三角隆史君） 今後、こういった中小企業・小規模企業振興基本条例を持っている自治体に対する国からの補助金というのは増えてくるとお思いますので、逐一チェックをお願いいたします。地域の企業を守るといのは、宇城市の役割でもあると思います。どうかこの条例とともに、宇城市の小規模企業・中小企業を守っていきましょう。

次の大きな3番に移ります。TSMCが熊本県に進出することが決まり、建設予定の菊陽町またその周辺の自治体は、喜びに湧いていることでしょう。菊陽町の人口は令和4年5月現在で43,589人、昭和60年に21,876人であったことから、この40年弱でほぼ倍増しております。熊本市のベッドタウン、空港へのアクセスの良さ、大企業の進出、光の森の出現等の要因で増えていると容易に想像できますが、なぜ菊陽町にTSMCかと考えたときに、理由の1つに地下水の豊富さにあると思います。特に半導体製造には水をたくさん使用すると聞きました。宇城市にも地下水は存在していると思いますが、石灰分が入っている、塩分が混ざっているとのことです。しかし、熊本県は地下水のかん養ということを県を挙げてやっています。宇城市も県に倣ってすればいいのではないかと、素人の考えですが思っています。普段の生活、農業、工業そして企業誘致にも有効であります。

そこで、企業誘致においても重要な判断基準になる水のことで質問をさせていただきます。宇城市、とりわけ三角地域において水道管の漏水の話をよく耳にします。施設の老朽化によるものと推測はできるのですが、このまま老朽化が進めば至る所で漏水が発生し、水道水の安定供給に大きな影響があるのではないかと危惧するところであります。宇城市として命の源でもある水、水道施設の今後の改修予定についての考えをお伺いいたします。

○上下水道局長（木見田洋一君） それでは、まず本市の水道施設の状況について御説明いたします。

本市の水道事業が保有し、現在稼働している施設は、井戸15か所、ダム1か所、浄水場3か所、配水池22か所、加圧ポンプ所24か所で、管路につきましては導水管・送水管・配水管合わせまして約530キロメートルに及びます。

これらの施設は、旧町時代に整備され、合併により新市に引き継がれたものが大部分であり、法定耐用年数を経過するものも多く存在しております。

このうち、お話にありました三角地域の施設としましては、三角上水道と郡浦地区簡易水道を合わせまして、井戸7か所、ダム1か所、浄水場1か所、配水池9か所、加圧ポンプ所11か所を保有しておりまして、管路につきましては導水管・送水管・配水管合わせて約90キロメートルになります。いずれの施設におきましても高度経済成長期以降に建設された施設が多く、特に管路施設の大半におきましては、布設から40年前後が経過しておりまして、老朽化による漏水が増加している状況でございます。このため、令和2年度に、三角上水道区域において大規模な漏水調査を行い、30か所の漏水箇所を発見し、修繕を行ってきたところです。

現在、三角地域に限らず漏水が発生した際には、その都度、緊急修繕工事により対応しておりますが、大規模な管路の破損事故が生じた場合は、断水等、給水に影響を及ぼす状況も考えられます。

また、地震等の大きな災害が発生した場合、老朽化し耐震性のない施設は大きな被害を受けると予想されます。このため、将来にわたりまして水道水の安定供給を行うためには、老朽施設の改修更新は避けて通れず、急務であると考えております。

本市では、水道施設の更新計画でありますアセットマネジメントの内容精査及び計画策定に向けて現在取り組んでおりまして、本年度におきましては改正水道法に基づく井戸、浄水場、配水池、加圧所などの管路を除く全ての水道施設の個別施設台帳の整備を完了する予定としております。

これによりまして、水道事業が保有する全施設を洗い出し、老朽化した施設の改修更新計画を策定してまいります。保有する全ての施設をそのまま更新するとなると莫大な費用が想定できます。更新計画の策定にあたりましては、施設の統廃合

や人口規模に応じた施設規模への見直し等を行うなど、持続可能な水道事業の実現のため、中長期の更新需要また財政収支見通し等を十分考慮し、効率的かつ効果的な施設の管理運営を図れるよう努めてまいります。

○11番（三角隆史君） 松橋、小川、豊野の水は、球磨川から来ていると理解しておりますが、三角町の水はどこから来ているのでしょうか。またどのようにして各家庭に送られているのでしょうか、お伺いいたします。

○上下水道局長（木見田洋一君） 三角町の水道は、三角上水道と郡浦地区簡易水道の2つの給水区域がございます。まず、三角上水道の給水区域は、水道事業等設置条例で定める区分に合わせて大字名で申し上げますと、三角浦、波多、中村の一部、戸馳、大田尾となっております。郡浦地区簡易水道の給水区域は、郡浦、中村の一部、里浦の一部となります。

まず、現在の三角上水道の水源は、三角町中村の郡浦地区市民館近くになりますが、こちらの6本の井戸から汲み上げている地下水となります。汲み上げた地下水は、三角浄水場で浄水しまして、三角防災拠点センター近くにありますが中央配水池へと送ります。その後、中央配水池から給水区域全域に給水しておりますが、地区によりましては、加圧所や配水池等をさらに経由したのちに各御家庭に給水されます。

次に、郡浦地区簡易水道の水源は、同じく三角町中村における別の井戸の地下水となります。この水源は水質がよいことから、その場で滅菌処理のみ行った後、一旦郡浦配水池へ送り、同配水池から給水区域全域に給水しております。

○11番（三角隆史君） 分かりやすい御答弁ありがとうございます。

再々質問になりますが、今回の水道料金改定について、宇城市の料金の中で、これまで三角上水道の料金が一番高かったと認識しておりますが、改定後の料金体系はどうなるのかをお尋ねいたします。

○上下水道局長（木見田洋一君） 水道料金につきましては、事業認可区域ごとに料金が設定されておりますが、今回の料金改定対象区域との比較で申し上げます。一般的なメーター口径13ミリの御家庭で、1か月に1世帯当たりの平均使用量であります20立方メートルの水を使用したと仮定した場合で、料金の高い順に申し上げますと、これまでは三角上水道が5,310円、豊野町西部地区簡易水道が4,740円、松橋・小川上水道が4,570円となっております。

改定後は、先ほどと同じ条件の場合、豊野町西部地区簡易水道が5,520円、松橋・小川上水道が5,350円、三角上水道が5,310円の順となります。

○11番（三角隆史君） 安いにこしたことはありませんが、水なくして人間は生きていけません。今後も安全・安心の水の提供をお願いしまして、次の4番、スポーツ

振興についての質問に移ります。

宇城市におきまして、悲願とも言える熊本ヴォルターズのアリーナ誘致は、経営陣のパワハラ問題もあり、現在刷新中ということなので、なかなかシビアなところもありますが、進捗状況はどうなっているのか気になるところであります。またフォレストリーヴズ熊本は、旧豊野小学校体育館を利用して練習に励んでおられるみたいで、非常にありがたく、また頼もしく思います。フォレストリーヴズ熊本には今後も宇城市に根を下ろし、熊本のバレーボール発展に寄与していただくとともに、地域との交流を積極的に関わっていただき、愛されるチームになっていただくことを願うばかりです。

そこでお伺いいたしますが、フォレストリーヴズ熊本の現在の状況、地域との交流状況、今後の予定等についてお伺いいたします。

○市長（守田憲史君） 熊本ヴォルターズは、Bリーグが掲げるプレミアリーグ化で、新B1条件の1つである収容人数5,000人以上のアリーナの建設を目指しています。これは、アリーナを軸に各地で経済価値を高め、人口交流を進めるクラブを増やしていくというBリーグの将来構想に基づくものです。

本市としては、地域活性化の起爆剤とし、JR松橋駅西側を候補地として表明しておりますが、ほかにも複数の自治体が誘致を表明しており、現在、熊本ヴォルターズ側で検討している段階です。

候補地決定の具体的な日程は公表されていませんが、引き続き誘致に向けた取組を進めてまいります。

○教育部長（豊住 章君） 令和4年1月21日に連携協定を締結いたしましたフォレストリーヴズ熊本と宇城市における現状を報告します。

まず、連携協定を結んだ主な目的としましては、市としましては地域の活性化であり、フォレストリーヴズ熊本にとってはチームの基盤強化であります。

現在の状況としましては、フォレストリーヴズ熊本は基本的に毎週末、旧豊野小体育館を利用して練習に励んでおられます。

イベントとしましては、今年の5月3日から5日にかけて、県内外から高校生を対象とした強化合宿がウイングまつばせで行われました。

今後も8月と12月に大規模な合宿を計画されております。フォレストリーヴズ熊本は、そのイベントの際に宿泊や食事、買い物等も宇城市でお願いしたいと、参加チームに呼び掛けているとのことでした。

地元チームや宇城市内の小中学校のバレー部を対象としたバレーボール教室の開催に関しましても、定期的な開催をフォレストリーヴズ熊本にお願いしたいと考えております。

今後は、地元をはじめ、バレーボール協会、商工会などにも協力をいただきながら、フォレストリーヴズ熊本を各方面から支援することにより、お互いの発展につながるよう連携を取っていきたいと考えております。

なお、本議会にて提案しておりますが、旧豊野公民館、旧豊野給食センターをフォレストリーヴズ熊本がクラブハウスやトレーニング室として活用できるよう、無償にて貸付けを行う予定としております。

○11番（三角隆史君） 地元の各種団体の支援によりチームが強化されていく、そして地域全体でチームを応援する、そんな宇城市になることを願ひまして、次の質問に移りますが、最後の施設整備についての質問は、熊本ヴォルターズの施設整備について聞く予定でありましたが、熊本ヴォルターズに進展が余り見られないということで、フォレストリーヴズ熊本について自分の思いを言って終わりにしたいと思ひます。

フォレストリーヴズ熊本というチームが市民の皆様に愛されるチームになって、宇城市に浸透してくれることを願ひばかりです。また、選手やスタッフの皆様が試合でいろんなところに行かれた際には、宇城市のPRをしていただき、活性化の一翼を担っていただければ非常にありがたいことではないかと思うところであります。クラブハウスやトレーニング室もつくるということで、選手の皆様たちにとっての練習環境を整えば、V2リーグでの勝利というのが限りなく近づくと思うので、宇城市としても可能な限りの支援をお願いしたいところであります。クラブハウスとトレーニング室がフォレストリーヴズ熊本の選手たちに使いやすく、また自らの意思で鍛え抜く施設になることを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時35分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

21番、中山弘幸君の発言を許します。

○21番（中山弘幸君） 21番、宇城市民の会の中山でございます。時間も限られておりますので、早速質問に入ります。

まずは、不知火温泉センターについて質問をいたします。不知火温泉センターは、合併前の旧不知火町時代から令和2年4月に閉館されるまで、物産館とともに地域

の拠りどころとしてまた道の駅の役割を担ってきたと認識しております。その復活を望む声は地元不知火町のみならず、私の地元三角町でも多くあります。

そこでまず、これまでの経緯についてのお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） これまでの経緯についてお答えします。

当時、劣化が進むことで保全をどうするかを検討いたしました。その中で、部分改修ではコストが割高になる、また頻繁な改修により度重なる休館が予想されるなどが想定されることから、大規模改修での基本設計を行うことになりました。

平成29年度に委託業務により大規模改修基本業務設計を実施し、総工事費6億1,398万円という金額が示されました。ただ、この金額は、設計を委託する前に、これまでの修繕費用を基にした平米単価に面積を乗じて、机上により計算したものと大きく開きがあり、改めて根本的な改修は巨額の費用を要することを再認識させられたものでした。

その後、老朽化した施設に巨額な費用を投入してまで改修する必要があるのか、また、工事の手法として設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用してはどうかなど、様々な角度から大規模改修に係る調査研究を再度行いました。

時間を要しましたが、まずは、早急に必要な設備の最低限の改修へと方針転換し、令和2年度に当該箇所の詳細設計を行うこととしました。

ただ、その後経営面では状況が一変しました。令和元年度末からの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月下旬から温泉館、続いてレストランが休業せざるを得なくなり、物産館だけの営業を余儀なくされました。また、全国的な外出自粛で、大型バスをはじめとした観光客の入りが止まったことで、指定管理者である不知火温泉有限会社が経営不振に陥ったことは、御承知のとおりであります。

令和2年度も引き続き回復の兆しすら見えない、先行き不透明なこのような状況下でありましたので、必要箇所の詳細設計を一旦取りやめ、基本構想をゼロから検討する旨業務を進めたところです。

ただ、基本構想案で示された不知火温泉ふるさと交流センターを含む道の駅不知火の将来構想図には、温泉施設は示されていなかったため、その有無及び必要性について、さらには地域の方々からの存続要望もあったことより、温泉施設については、再度検討が必要となったところです。

以上の経緯から、本年第1回定例会で答弁させていただきましたとおり、温泉施設を再開するにしても、大規模改修より解体して新設した方が費用は大幅に抑えられるのではないかとの考えにより、大浴場及び家族湯の部分解体に係る経費等を算出する予算を、本年度、温泉施設解体設計業務委託料として613万8千円計上し

ているところであります。

○21番(中山弘幸君) これまでの経緯は理解いたします。市長に1点だけ質問をします。市長は、平成30年第1回定例会で、渡邊議員の不知火防災拠点センターの質問の中で、「福祉センターの入浴施設の代替えは、温泉センターでお願いしたい」と答弁しておられます。そのことについて、市長はどのように受け止めておられるかということと、もう1点は、例えば今後温泉等を整備する場合に、有利な起債が活用できるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○市長(守田憲史君) 温泉施設を代替利用したいと申し上げた時期は、新型コロナウイルスが流行する前のことであり、当時は、それが最良の選択肢であると考えておりました。実際に、福祉センターの入浴施設を利用して実施されていた介護予防教室は、道の駅の温泉施設に場所を移し、継続して利用いただいております。

しかし、コロナの影響は想定以上に大きく、長期化した結果、閉鎖した温泉施設は再開のめども立たないまま、運営されていた不知火温泉有限会社が破綻したことは御承知のとおりであります。

そのような状況下でも、当時の介護予防教室は、現在では、入浴を除いたカリキュラムの下、元気に語ろう会という事業名で、体力づくりや買い物支援などを行い、参加されている御高齢の方も、元気に楽しく過ごされていると聞いております。

今後は、道の駅不知火が、利用されるお客様にとって、有意義な時間を過ごしていただけるスペースになるよう、温泉施設の必要性、在り方も含めて調査をさせていただきます。

また、起債の件に関しましては、浦田部長が答えます。

○経済部長(浦田敬介君) 起債についてお答えします。前年度アグリパーク豊野においても空調等の改修を行いました。その際も有利な起債を確認しましたが、現在のところ、有利な起債はないものと考えております。

○21番(中山弘幸君) 今、市長の答弁がありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響や資材等の高騰などの環境変化は理解しますので、答弁があるからといって何が何でも温泉を再開しなさいということまで私も申しません。ただ、市長の公の場での発言は重たいということだけは指摘をさせていただきます。

次に、今後については後でも質問をしますが、その前提として、今後温泉センターを宇城市の中でどのような位置付けにしていくのか、私はそれが重要だと思っております。いわゆる位置付け、方向性、その点は執行部としてどのようにお考えなのかをお尋ねします。

○経済部長(浦田敬介君) 先ほど答弁いたしました中でも発言しましたけれども、今から議論をして、様々な方の御意見も拝聴しながら考えたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） では、平成29年度に行われた改修計画の内容の説明をお願いいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 平成29年度に実施しました大規模改修基本設計は、当時22年経過し老朽化が進んでおりましたので、設備や機器の更新を頻繁に行うことによるコスト増や、それに伴う休館で営業にも支障を来すことを考慮し、一度に改修を行うとの考えに基づいたものです。

改修後約20年の施設運用を見据えた全面的な仕上げや、設備機器等の更新を主なものとして設計されています。

ここからは、温泉施設部分について、当時の設計における基本方針について説明いたします。

まずは、水処理設備ですが、温泉水の除鉄マンガン装置、硬水軟化装置が老朽化のため取替えが必要です。

次に給湯設備ですが、機械室内の温泉系統機器が老朽化しているため、取替えが必要です。また、温泉配管も薬品洗浄を行い、老朽化している機械室内のバルブの取替えが必要です。さらに、取替対象ボイラー等は省エネ機種に取替えが必要で、屋外温泉槽については部品が腐食しており、取替部品も製造されていないため、全て取替えが必要です。

続いて空調設備ですが、男女大浴場脱衣室の空調が効かないので新規に設置、暖房用空調機は劣化のため取替えが必要です。

続いて換気設備ですが、大浴場が湯気により曇りますので、劣化している有圧換気扇を取付け、可能な風量アップ機種への取替えが必要です。

最後に衛生器具設備ですが、誰もが簡単に使用できる、いわゆるユニバーサルデザインを基本とする節水型小便器及び洋式大便器への取替えが必要です

ほかにも、老朽化している電気設備など、建物外観はしゅん工当時と何ら変わらなくても、内部は老朽化により傷みが激しいことから、施設を継続して利用するためには、大規模な改修が必要とされました。

全体工事費は約6億1,400万円で、そのうち温泉施設には約4億7,800万円という工事費が見込まれました。

○21番（中山弘幸君） 今の答弁で、温泉設備だけで約4億8,000万円、おそらく現在ではもっと高くなるという予想はつきます。

次に、今後の計画について質問いたします。

○経済部長（浦田敬介君） 今後の計画についてお答えします。

道の駅内にあります物産館、レストラン及び温泉館の3施設で構成しております不知火温泉ふるさと交流センターは、令和4年度までにリニューアルする旨、市の

広報媒体でお知らせしておりました。

まず物産館が令和3年2月初旬にリニューアルオープン、その後、同年4月からは、有限会社アグリパーク豊野を指定管理者として業務を委託し、同年8月にはレストランが、海鮮料理いさり火としてリニューアルされたところです。

現在、道の駅は、有限会社アグリパーク豊野の経営努力により、徐々に活気も取り戻しつつある現状です。

先ほど申し上げましたとおり、今年度は解体に係る費用の算出をさせていただき、新たに温泉施設を建設した場合と大規模改修による場合との比較検討をさせていただきます。併せて、コロナ禍や燃油高騰の推移などの取り巻く環境、費用対効果、ランニングコスト、様々な御意見の拝聴など多角的に考え、その方向性を提言・協議させていただき予定です。

道の駅付近には、多くの方々が足を運ばれる不知火美術館・図書館もございますので、相乗効果で道の駅にもつながるよう魅力向上に努めてまいります。

○21番（中山弘幸君） 今後は、解体の設計が完了した後に比較検討ということで理解いたします。それでは、あと確認ですが、今後想定されることとして、1つは大規模改修をして温泉館をオープンする、もう一つは解体して新しい温泉館を建設する、若しくは解体して何も建てずにその土地を有効利用する。もう一つ考えられるのは、建物自体はしっかりしておりますので温泉以外に何か有効利用すると。大体この4つぐらいと思いますが、そういった理解でよろしいですか。

○経済部長（浦田敬介君） 中山議員がおっしゃるとおりです。

○21番（中山弘幸君） 今後、仮に温泉を整備される場合、昨今の温泉に対するニーズの変化、そしてまた観光に対する趣向の変化などを考慮し、中途半端な施設は、私は整備するべきではないと思います。先日私は久しぶりに金桁温泉に行きましたが、たまたま夕方で結構にぎわっておりまして、地域の人とも何人も会いました。しかし、残念ながらスペースの問題でありますとか、やはり設備の問題で物足りなさを感じますので、金桁温泉のようにはなあってほしくないという思いがあります。やり方次第では観光施設として、また物産館、レストランとの相乗効果も期待できますし、加えて市民の福祉、健康増進の場所として活用できれば、私は多少の赤字は許容範囲として考えられるというふうに考えておりますが、最後に市長のお考えをお聞かせください。

○市長（守田憲史君） 先ほども述べましたとおり、温泉施設の必要性、在り方も含めて調査させていただきます。

○21番（中山弘幸君） 分かりました。地元からも温泉復活の要望が出されていることも聞いておりますし、今後も一般質問でも取り上げられると思います。それを踏

まえて、宇城市として温泉センターの位置付けそして方向性を明確にして、今後進めていただけるように指摘をしまして、次の質問に移ります。

次に、2番目の戸馳保育園について質問いたします。本年第1回定例会で、戸馳保育園の閉園の方向性が示され、そのときは閉園の時期については明言はありませんでしたが、現在では、令和5年いっぱいまで閉園に向けての説明がされていると聞いております。まずは、戸馳保育園の園児の推移についてお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 現在の戸馳保育園の園児数は、令和4年4月1日現在で15人です。ここ数年の園児数の推移ですけれども、平成30年度が25人、令和元年度が19人、令和2年度が14人、令和3年度が12人という園児数であります。いずれも年度当初の園児数であります。

○21番（中山弘幸君） 次に、閉園の方向性を出すまでの地域、関係者への説明についてのお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 市は、全ての公立保育所の民営化を平成28年度から随時実施してきておりまして、戸馳保育園の民営化の状況につきましては、令和3年第2回の市議会定例会における山森議員の御質問に対し、移管先法人の公募を2回にわたり実施をしたものの、応募法人がなかったことを答弁にて報告をしております。

戸馳保育園に対する市の方向性につきましては、2回の公募で応募法人がなかったこの結果を踏まえ、担当部署にて現状を分析し、近年の同園の園児数の減少により、営利を目的としない社会福祉法人であってもその経営が難しいこと、三角地区の三角小学校区には、社会福祉法人が運営する私立保育所が3園あり、同校区の対象児童数から、既存の私立園の定員を調整していただくことにより入所が可能なこと、そして現在、戸馳地区に在住の保育園対象児童の約半数が戸馳保育園以外の保育園に通われていること等の状況から、昨年10月には閉園する方針としたところであります。

また、同園は建築後50年を経過しており、耐震性能不足と老朽化により、園児の安全面と衛生面に不安があることも、この方針決定の要因の1つであります。

閉園の方針決定後には、速やかに戸馳地区の行政区長及び戸馳保育園保護者に対する説明会において、市の方針をお伝えし、理解を求めています。

現在は、閉園することで直接的に御負担をおかけする戸馳保育園の在園児の保護者の方々と、今後のスケジュール等について協議を行っております。

○21番（中山弘幸君） これまで2回募集して応募がなかったということは理解します。だからといって、閉園というのは少し気が早いような気もいたします。もっとこの条件を見直すなどして、受入法人を探す努力もしてよいのではないかと考えております。地域や保護者の理解は得られたと思っておられるようですけれども、な

かなか市が決めたことに対して、逆らえないというようなことでもありますし、言いたいことがあってもなかなか言えないということもあると思います。本来は応募がなければ、市の責任を持って運営すべきという考え方もあります。しかし、それが選択肢にないということであれば、私は、応募がない最大の理由は園舎の新築だと考えております。

そこで、市がある程度の整備をする条件で受入先を探すという選択肢もあるのではないかと考えます。ちなみに、青海保育園と大岳保育園の統合民営化では、法人の要望により園舎の新築場所を青海小学校の駐車場に変更したことにより、道路の拡幅、駐車場の整備また園舎の解体費用など、相当の公費が投入されます。そういうことを考えれば、今後極端な園児の増加が見込めない状況を考慮し、不都合がないように改修した上で民間に任せれば、戸馳の保護者も安心して預けることができるので、園児の数も安定してくるのではないかと考えます。そのような選択肢はなかったのかどうかお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 先ほど、これまで2回目の公募を行ったと答弁しましたが、2回目の運営法人公募におきましては、当時の戸馳保育園保護者と再協議を行い、本来は有償貸付けとなる敷地を無償とし、現在の施設についても譲渡から無償貸与とするなど、本来は移管先法人が負担すべき部分を市の負担として再応募をしたところです。当然、保育の質に関する条件については下げることができませんので、それ以外で、2回目の公募についてはできる限りの緩和を試みましたが、それでも応募される法人がなかったのが実情です。

また、園舎建設など施設の整備を市が行う場合、全額が市の負担となりますが、保育に対し同様のサービスを提供している社会福祉法人等が施設整備をする場合は、その大部分が国の補助金で補うことができます。このことから、これまで民営化してきた保育園において老朽化していた園舎等については、民営化の条件に附して移管先法人による園舎建て替えを行っていただいているところです。

先ほどの答弁においてもお話しましたとおり、戸馳地区内児童の登園の状況や現在の戸馳保育園の施設の老朽化の状態、それに伴う施設建て替えの問題等を精査した上で、閉園の方向性としたことについて御理解いただきたいと思います。

○21番（中山弘幸君） 執行部なりに努力されたことは理解をいたします。先ほどの答弁の中で、園児の推移が平成30年度が25人で、令和4年度が15人という答弁がありましたが、対象の児童の約半数が戸馳以外の保育園に通っているともあります。これは民営化の話が出た頃から、この傾向が出てきたという話も聞いております。ちなみに三角小学校の児童数は、平成30年が188人、今年度が178人で10人の減少ですが、そのうち戸馳地区児童は平成30年度が49人、今年度

が50人、多少の増減はありますが減っていないというのが現状です。そういうことから、私は民間の法人で引き継いでもらえれば、戸馳に保育園を残すことは十分可能ではないかと考えておりました。その点、今後の条件もハードルを下げたと、それでも応募がなかったということでは理解しますが、そのように私は考えておりました。

次に、3番の地域への影響についてお尋ねいたします。戸馳から保育園がなくなれば、子育て世代からすれば間違いなく今より不便になります。またこの先若い人の移住やUターンをしようとする人のことを思えば、余りにも影響が大きいと考えております。また、戸馳学童クラブにも影響が出る可能性があります。そのようなことに対して、執行部の見解を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 戸馳保育園の保育活動や年間行事において、日頃から戸馳地区住民の皆様からの温かい御協力をいただきながら園運営がなされてきており、閉園することで地域の皆様の心情も思い量るところではありますが、現状では、戸馳地区内の保育対象児童の約半数近くが戸馳地区外の保育所に通われており、併せて施設の老朽化等による保育環境も悪化してきているというふうに考えていることから、閉園という判断を行ったところです。御理解いただきたいと思います。

また、学童保育については、三角小学校区内で私立3保育園での法人による運営と、保護者運営で実施されている戸馳学童クラブがあり、どちらの学童保育を利用されるかについては、保護者の選択となっております。戸馳保育園が閉園することにより、戸馳学童クラブに登録する児童数の減少も考えられますが、戸馳学童クラブは、長期的には保護者による運営継続が難しいというようなお話も伺っていることから、今後の状況を注視していく必要があると考えております。

○21番（中山弘幸君） 最後に、4番の今後の対応についてのお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 現在、在園児の保護者の方々とは意見交換会あたりで協議を重ねておまして、閉園することで発生する園児の環境変化に対する懸念や保護者の不安等をお聞きした上で、行政としてできる限りの検討を行ってまいりたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） 私は、戸馳保育園を閉園しても三角地区の保育園で受入れが可能だからと、そんな単純な話ではないと私は考えております。閉園することはいつでもできると思います。いろんな意見を持っていてもなかなか公の場では発言できる人は少ないと思います。今後、そういう声なき声に耳を傾けていただいて、地域の皆様に寄り添った対応をされることを指摘して、次の質問に移ります。

次は、3番のコロナ禍における家庭学習支援についてお尋ねをいたします。まずは、小中学校における新型コロナウイルス感染状況についてであります。昨年の

第3回定例会で関連した質問をしましたが、そのときは余り前向きな答弁はいただけなかったと認識しております。そのときは、主に不登校児童生徒に対しての学習支援としてのオンライン授業の充実が主な趣旨でありました。実はその後、我が家で1月と5月に新型コロナウイルスの感染者が出まして、娘2人と小学校の息子が10日間出席停止となりました。そこで改めて、コロナ禍における家庭学習支援の重要性を認識したわけであります。娘2人の場合は、もともとオンライン授業を最初から取り入れてありましたので、さほど問題はありませんでした。小学校の息子の場合は、1月のときは少し難しい単元で、5月は幸い余り難しくないので、先生が家庭まで来ていただきまして丁寧に教えていただきましたので、事なきを得たところであります。これが中学生となれば、さらに深刻な問題と感じております。

まずは、宇城市の小中学校における新型コロナウイルスの感染状況の説明をお願いします。

○**教育部長（豊住 章君）** 令和4年5月31日現在までに、宇城市内の小中学校に在籍していた児童生徒の新型コロナウイルス感染者数は、延べ人数で572人です。内訳としましては、令和2年度が小学生7人、中学生4人、計11人。令和3年度が小学生245人、中学生114人、計359人。令和4年度は、4月から5月31日までの2か月で、小学生が132人、中学生が70人、計202人となっております。

○**21番（中山弘幸君）** 令和4年度におきましては、2か月で202人ということで、かなりのハイペースだということが分かります。またこれに濃厚接触者で欠席した人数を入れると、さらに増えると理解します。そこで、現在の家庭学習支援の状況についての説明を求めます。

○**教育部長（豊住 章君）** 学校において学級閉鎖や濃厚接触者と認定された児童生徒の出席停止等における家庭学習の支援は、学習プリントはもちろん、家庭学習ノートや問題集などを活用し行っております。内容については、学級担任や教科担任が学習進度に合わせたものを用意しております。また、個人用タブレットを持ち帰らせ、宇城市で採用しているベネッセのドリル型学習を活用している学校もあります。

また、先日小学校で学年閉鎖が数日ありましたが、そのときには、オンラインにより自宅と学校をつなぎ、1日に3回の学習や交流を行っております。担任が指導用タブレットから学習課題を配信し、自宅で受け取った児童がその課題に取り組み、学習を進めました。オンラインの経験が余りなかった担任の先生は、画面越しではありますが、子どもたちの元気な姿や学習に取り組む様子が見られて、嬉しさややりがいを感じられたとのことでした。このように、それぞれの学校において工夫しながら、児童生徒の学習支援が進んできております。

○21番（中山弘幸君） 今回の質問にあたりまして、私は全てではありませんがいくつかの学校で話を聞かせていただきました。今、答弁がありましたように、少しずつオンライン配信または双方向のやり取りの実践が進んでいるという実感をいただきました。教育委員会として、現在、各学校の取組をどこまで把握しておられるのかお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 令和3年度に、教職員を対象にICTの活用に関するアンケートを実施しております。アンケートの結果から、年代が高くなるほど活用が進んでいない傾向があり、また、教職員により活用の仕方に格差があることが見られます。

また、ICTサポーター派遣の受託業者ベネッセからの定期活動報告で、各学校におけるICT活用状況について報告を受けており、ある学校でのタブレットを活用した授業において、子どもたちの積極的に取り組む様子や楽しそうに学習する様子が報告されています。

○21番（中山弘幸君） 私は以前、たぶん守田市長が1期目就任された頃だったと記憶しておりますけれども、当時宇城市は、ICT教育がハード面でも近隣の自治体より遅れておりました。そこで私は何回となく、一気に導入することは無理なので少しずつ導入し、効果を検証しながら効果的な事例を学校間で共有し、有効と判断すれば順次導入すべきではないかと提言してきましたが、なかなか進まず、近年になりまして財政的に余裕があったのかもしれませんが、一気に導入されました。現状では、ハード面の整備に人材育成などのソフト面が追いついていない現状だと認識しています。また、私の調査でも学校間での進み具合に格差があると感じております。そこで、教育委員会の役割が重要になってくると思いますが、教育委員会の役割についてどのようにお考えであるかをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 先ほど御説明いたしましたように、各学校において1人1台のタブレットを活用した学習支援が、少しずつ充実したものになってきております。しかし、活用の頻度や内容につきましては、学校間や教師間による格差があることは否めません。もちろんタブレットを使うことが目的ではなく、児童生徒の学びを保障することが最大の目的ですので、必要な場合に、いかに手軽に効果的に使用していけるようになるかが大切です。

教育委員会としましては、環境整備に努力してきたところですが、今後は各学校での好事例を、いかに全体に広げていくかであると考えております。校長会や学校訪問、情報担当者研修会での周知やICT推進係による技術的支援、また定期的に学校に派遣しているICT支援員を効果的に活用し、さらに充実していく必要があると考えております。

○教育長（平岡和徳君） それでは、私の方からも話をさせていただきます。

今、部長の方から話がありましたが、少し展開した中で、昨年度、ある小学校の5年生では、文部科学省のGIGAスクール構想や熊本県のICT教育日本一のスローガンを踏まえまして、児童のタブレットを文房具の1つとして捉え、年度後半からほぼ毎日家庭に持ち帰らせ、学習ツールとしての活用実践をされました。こういった取組によりまして、タブレット端末の活用についての疑問やアイデアが、いろいろと出てくるものと捉えております。

本市の学校訪問におきましても、ICTの効果的な活用が数多く見られ、小学校の低学年がタブレットを自在に使用している様子を伺うこともできました。失敗を恐れず積極的に活用し、児童生徒はもちろん各教師のICTに関する抵抗感を少なくしていくことが、授業改善と学びの保障にもつながると考えております。

更なる充実を図るためには、先ほどの答弁で教育部長が申し上げましたとおり、効果的な実践事例を検証しながら、いかにして各学校に広げていくか、その具現化を進めていくことが、現在の教育委員会の役割だと考えております。

今後もコロナ禍における児童生徒の学びを止めないように、学校と連携しましてハード面・ソフト面での支援に努め、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） 課題を十分把握しておられることは理解いたします。しかし今は、いわゆる学校任せ、教員任せの部分が大いのではないかと感じております。年度の後半からほぼ毎日タブレットを家庭に持ち帰らせる学校もあるとの答弁もありました。また実際にライブ配信を行ったり、双方向のやり取りを行っている学校もあり、ハード面また技術的にもそれほど難しくないということははっきりしております。今後は、教育委員会が各学校の先進事例をマニュアル化し、研修やICT支援員による支援体制を強化して計画的に進めていけば、確実にレベルアップできると私は考えます。教育委員会としては、具体的にいつから、どのような支援体制の強化していかれるのか、考えがあればお聞かせください。

○教育部長（豊住 章君） ICT活用については、教職員で得意不得意があることは認識しています。そこで、本年度8月上旬に、教職員への支援としてICTサポーターと教育委員会で連携しながらICT活用についての研修を行い、教職員のスキルアップを図っていきたいと考えています。

研修内容については、現在検討中ですが、実際にパソコンやタブレットを使いながら研修を行います。基礎的な内容の初級編と活用編の2部を設けることで、教職員の実態に合わせた支援を行っていきます。

また、各学校の情報教育担当と教育委員会でオンライン会議等を行い、各学校の

I C T活用に関する課題や取組状況等について情報共有を行っていく予定です。

なお、本年度宇城市は、県が進める I C T教育日本一の実現に向けた、くまもと G I G Aスクールプロジェクトにおける拠点地域の指定を受け、県教育委員会とも連携しながら、教職員の I C T活用指導力の向上に取り組んでまいります。

○21番（中山弘幸君） 今後の取組を期待しております。

あとは、課題として挙げられるのが、家庭の環境整備がまだ完全ではないということが挙げられます。スマホだけの環境では無理があるということです。これは経済的な理由だけではないということでした。また、現場の声として、配信用タブレットが必要ということです。教師は自分のタブレットは授業で使いますので、別に配信用のタブレットがあった方がいいということでありました。また、I C T支援員の月2回の訪問では足りないので、数を増やしてほしいという要望もありました。当然、このような問題を解決していくためには、それ相当の経費は掛かりますが、それを惜しんではいけないと考えます。もちろん、これで全てが解決するわけではありません。あくまでも1つの手段として、タブレットを活用したオンライン授業を提案しております。そして繰返しになりますが、学校任せ、教師任せにせずに、教育委員会がはっきりと道筋を示すことが重要だと考えていますので、再度、教育長によりしくをお願いします。

○教育長（平岡和徳君） まずは、家庭のネットワーク環境に関係する支援についてですけれども、W i - F i環境がない家庭に対しましては、各学校からモバイルルーターを貸し出している現状です。

また、配信用のタブレットにつきましては、各学校のパソコン教室に整備されているタブレットを転用しまして応用することが可能です。大体学校ごとに30台から40台ほどあるようです。

支援員の訪問回数に関しましては、現在、委託により I C Tサポーターを5人派遣しておりますが、それとは別に I C T支援員2人が教育委員会に常駐しており、常時対応できる体制となっております。議員申されている内容というのは、本県に限らず、本市に限らず、全国的な課題の取組であります。そういった中で、熊本県は I C T教育プロジェクトの日本一というのを掲げているところです。県の教育委員会のリーダーシップに大いに期待するところはありますけれども、それに頼らず本市においても中長期にわたる人をかける、お金をかける、時間をかける、こういったものは一朝一夕にはいきませんが、宇城市教育のプライドをかけて前に進める努力を進めていきたいというふうに思っております。

○21番（中山弘幸君） 教育長の力強い答弁を聞いて安心しました。先ほどモバイルルーターの話がありましたけれども、例えば熊本市の場合は、全てのタブレットが

通信機能を持っているようで、これは莫大な費用が掛かります。しかし、宇城市のモバイルルーターも通信機能はなくて、通信の方は家庭で開いてくださいと、それでは私は問題解決にならないと思いますので、やはり通信機能のあるものを貸し出さないと意味がないと思っています。

最後になりますけれども、宇城市の児童生徒が様々な理由で学校に登校できなくても学びの保障が受けられるよう、今後、教育委員会の取組を期待しまして次の質問に移ります。

次に、給食費についてお尋ねをします。まず、保護者負担の軽減についてお尋ねをします。国の臨時交付金の関係は、昨日、河野議員の質問でも答弁がありましたので、これは省かせていただきます。この件は、今国会でも議論がなされ、岸田総理も、今回の臨時交付金で対応ができるようになっていないかと答弁をされておりました。また給食費の無償化につきましても、これまでの議会答弁、また昨日の原田議員の質問でもこれまでと全く同じ答弁でした。

そこで、今回は現在の物価上昇また食料品の値上げラッシュを受け、保護者負担軽減の観点から市長にお尋ねをいたします。市長も御自身で買い物をされるかどうか知りませんが、日頃値段に疎い私でさえも、食品の値上がりには敏感にならざるを得ません。ある調査会社が、本年5月21日に発表した食品主要105社価格改定動向調査では、上場する食品メーカー105社の2022年度以降の価格改定計画を追跡調査した結果、5月19日までに累計8,385品目で値上げの結果が判明したそうです。そのうち5割の4,770品目は5月までに値上げした一方、6月以降は3,615品目で値上げが行われる見通しで、特に7月は値上げ品目は1,500品目を超えるそうです。

これまで、低所得者世帯やひとり親世帯には様々な支援がされております。しかし、それ以外の世帯が必ずしも余裕があるわけではありません。昨日市長は、給食費の無償化について、相変わらず新しい財源、恒久的・継続的な財源を検討していると答弁されましたが、それではいつになるか分かりません。そこで、現在の物価高騰を受け保護者の負担軽減の観点から、時限的な措置としての給食費の無償化をするといった選択肢はないのか。市長にお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 何度も申しましたとおり、恒久的・継続的な財源を確保できるよう、関係部局と検討を重ねているところです。

今年の増額部分については、地方創生臨時交付金を充てることを河野議員の質問に対して答弁いたしました。そんな簡単に無償化を臨時的にとすることはできません。計画的に進めたいと思います。

○21番（中山弘幸君） この給食費の無償化は、去年の市長選挙の最大の公約だった

と私は思っています。しかし、これまでの答弁を聞いておりまして、市長は本当は給食費の無償化はしたくないのではないかと思います。市長選挙で、最初に出た市長のリーフレットには、給食費の公会計化の文字はありましたが、給食費の無償化の文字はありませんでした。ところがある日突然、財源まで示してあの立派なチラシが出てきました。ふるさと応援寄附金は安定しないとか、総務部長の答弁では、教育予算は給食費の無償化だけでなく、ほかに使うところがある、それは最初から分かっていたことでもあります。私にはやりたくない言い訳にしか聞こえませんが、市長いかがですか。

○市長（守田憲史君） 公約でうたいましたとおり、給食費の無料化に頑張っておりま

す。

○21番（中山弘幸君） 次に、財源についてお尋ねします。これまで執行部は、新しい財源、恒久的・継続的な財源を検討していると繰り返し答弁してこられましたが、具体的にどのような財源をイメージされているのかお尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 昨日も申し上げましたとおり、いろんな財源がございます。それを今から検討している途中でありまして、現在何が使えるということを明言することはできません。

○21番（中山弘幸君） だからですね、例えばどのようなものをイメージしているのですかと。1つでもいいので例を挙げてください。

○総務部長（天川竜治君） 何度も申し上げますとおり、いろんな一般財源がございます。全て増額ではなくて減額して一般財源をつくることもありますので、今それを検討している段階であるということは何度も申し上げております。

○21番（中山弘幸君） 私は、市長の公約どおりにふるさと応援寄附金で十分対応できると考えます。寄附額は平成28年度が1億3,000万円から順調に増えて、令和2年が5億8,700万円、令和3年度は最終的には2月補正で6億円とされまして、今年の当初でも6億円の予算が組まれております。給食費の無償化に必要な財源は約1億8,000万円と聞いております。半額は返礼品に充てても十分に対応でき、今後努力次第では、ふるさと応援寄附金は増やすことも可能だと考えます。あとは、私は市長の決断ではないかと考えますけれども、市長いかがですか。

○市長（守田憲史君） 恒久的・継続的な財源を確保できるよう関係部局と検討を重ねます。

○21番（中山弘幸君） 市長の任期はあと2年半残されておりますので、公約違反とまでは言いませんが、そのような声は多く聞かれます。先の市長選挙では、給食費の無償化は有権者にとりまして大きな選択肢だったことは間違いありません。その

期待を裏切ってはいけないと思いますので、市長の英断に期待をいたしまして、次の質問に移ります。

次に、マイナンバーカードの普及状況についてお尋ねいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 本年5月1日現在のマイナンバーカードの交付者数は20,219人で、交付率34.7%となっております。令和3年5月1日時点では、交付者数13,575人で交付率23.0%でしたが、この1年間で12%ほど伸びています。

市では、マイナンバーカード取得推進のため昨年度から職員を増員し、マイナンバーカード関連業務に特化した特設ブースを設け、申請に必要な写真を無料で撮影するとともに、申請書類の書き方を説明する申請サポートを行い、さらには企業に対しての出張サポートも行っております。

マイナンバーカードを取得された市民の方のメリットとしましては、代表的なところでは、各種の証明書がコンビニエンスストアで取得でき、手数料も1件につき150円安くなるというところがございます。また、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得課税証明書におきましては、年末年始を除き、午前6時30分から午後11時まで、土日・祝日でもコンビニで取得できます。

本日は、議長のお許しを得て、議員の皆様にご覧いただきたく思います。

平成29年度の交付枚数が374枚だったものが、令和3年度におきましては6,507枚でございます。5年間で17倍以上に増えております。これだけ増えますと、市にとりましても交付事務が省かれることとなりますので、その分他の業務に専念できます。それだけでも市にとっては大きなメリットであると考えております。

今後におきましては、11月末の本庁舎大規模改修の完了に併せまして、市民が使用できるマルチコピー機を本庁に2台、各支所に1台ずつ導入いたしまして、これも個人で打ち出しますと、150円安くなるというマルチコピー機でございますので、来庁された市民の方の利便性をさらに向上できるものと期待しております。

○21番（中山弘幸君） マイナンバーカードの取得までのサポート、市民のメリット、行政の効率化などは理解しました。しかし、それでもなかなか普及が進まないのは、例えば紛失した場合の悪用や情報漏えい、また管理されたくないなどの理由があるものと考えます。私もそのような理由で、最近やっと取得したわけではありますが、そこで、実際どのようなリスクが考えられるのか。例えば、紛失したときに悪用されたり、情報が抜き取られるなどのリスクはあるのか、その点の説明をお願いします。

○市民部長（黒崎達也君） これまでなかなか普及が進まないという点でございますけれども、運転免許証や健康保険証あるいはキャッシュカードと違いまして、来られる方々が日常生活に直結していないというところから、マイナンバーカードの必要性を生活に困らない状況にあるため、感じていないということが多いというところでございます。

また、セキュリティにおきましては、国の第三者機関であります個人情報保護委員会というのがございますが、監視、監督の制度や、個人情報の分散管理と通信暗号化などのシステム面における保護措置が徹底されておりますので、十分対策を行っている、これは国の言葉でございます。

また、車の免許証やクレジットカードと同様に、紛失であったり盗難にあった場合には、警察への届出や個人番号カードコールセンターというのがございます、そちらに連絡を行ってもらう必要があります。

セキュリティの面に関しては、国の方で徹底して管理をしているということでございます。

○21番（中山弘幸君） 最後にもう一点だけ、例えば行政側のメリットとして、今回の持続化給付金の詐欺などの不正行為の防止に、そういった効果はあるのかどうか。その点だけお尋ねします。

○市民部長（黒崎達也君） 詐欺行為というのが、最近マスコミで非常に騒がれているところもありますけれども、マイナンバーカードを使った場合ということでは、支給履歴等が徹底して管理されることとなりますので、一定の抑止効果は見込まれるというふうに考えております。

○21番（中山弘幸君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中であります。本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後2時00分

第 4 号

6月16日(木)

令和4年第2回宇城市議会定例会（第4号）

令和4年6月16日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 報告第4号 | 令和3年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第3 | 報告第5号 | 令和3年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第4 | 報告第6号 | 令和3年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 報告第7号 | 令和3年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第8号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 報告第9号 | 令和3年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第8 | 承認第3号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号） |
| 日程第9 | 議案第51号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第52号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第53号 | 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第54号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第55号 | 宇城市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第56号 | 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第57号 | 財産の無償貸付けについて |
| 日程第16 | 議案第58号 | 財産の取得について |
| 日程第17 | 議案第59号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第18 | 同意第4号 | 宇城市固定資産評価員の選任について（黒崎 達也氏） |
| 日程第19 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（村岡 純子氏） |

- 日程第20 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（橋本 恵子氏）
 日程第21 議案第60号 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第2号）
 日程第22 同意第5号 監査委員の選任について（入江 学氏）
 日程第23 同意第6号 監査委員の選任について（高岡 実氏）
 日程第24 陳情第1号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を
 求める陳情
 日程第25 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勲君 |
| 13番 高橋佳大君 | 14番 高本敬義君 |
| 15番 溝見友一君 | 16番 園田幸雄君 |
| 17番 福田良二君 | 18番 河野正明君 |
| 19番 入江学君 | 20番 豊田紀代美君 |
| 21番 中山弘幸君 | 22番 石川洋一君 |

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君 副市長 浅井正文君
 教育長 平岡和徳君 総務部長 天川竜治君
 市長政策部長 元田智士君 市民部長 黒崎達也君
 福祉部長 岩井智君 保健衛生部長 杉浦正秀君

經濟部長	浦田敬介君	土木部長	梅本正直君
教育部長	豊住章君	総務部次長	舩井貴男君
市長政策部次長	福田真治君	市民部次長	星津章博君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	井住寿宏君
經濟部次長	中川裕二君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	植野修君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂本優子君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	坂井孝治君	農業委員会事務局長	岩竹泰治君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から、追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第21、議案第60号から日程第23、同意第6号までの3件であります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。

3番、村上真由子さんの発言を許します。

○3番（村上真由子君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、会派志成会、村上真由子です。今年の4月に無投票ではございましたが市議会議員に当選いたしました。本日1回生、初めての定例議会、そして私にとって初の一般質問です。初めてでございますので、不勉強のところも多々あるかと思っております。また、至らない質問もあるかと思っておりますが、精一杯頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

昨今の情勢でございますが、コロナ禍になってもう2年が経ち、友人や知人と会うのにもマスクの着用だったりソーシャルディスタンスなど、いろんな制限を受けて今までどおりの生活ができない中、そして先日iPhoneの値段が出て、日本は最安値となっておりますが、日本の経済がなかなかうまくいっていない中、そんな暗いニュースが多い中ではございますが、この宇城市からは明るい元気な市政を市民の皆さんに感じていただけるような、そんな市政になるよう励んでまいりたいと思っております。世界情勢を見ますと、やはりウクライナ情勢で日々テレビから凄惨な画像が届いたり、悲しい気持ちになったりいたします。どうかウクライナまたその周辺の人々に、一日でも早く安全・安心に暮らせる元の日々が戻ることを心より願っております。

さて、先ほど議長から質問の許可を得ましたので、質問をさせていただきたいと思っております。今回初めてのこともあり、質問の回数の制限を私がよくつかんでいなかったということもありますので、もしかするとお時間が早く終わってしまう可能性もあるかと思っております。精一杯、答弁を受けてそれをしっかりと理解し、またこちらからの質問の意図を理解していただけるように努めたいと思っております。

まず、大きい質問の1つ目、生理の貧困についてです。生理の貧困というのは、もう皆様もいろんなニュースや新聞で目にされたり、耳にされているかと思っております。

経済的な理由で生理用品を購入することが難しい、そういう女性がいるということです。この宇城市において、実際、私自身がそのアンケート調査や統計をとったりということはしておりませんので、一体どれだけの方が生理の貧困で悩んでいらっしゃるのか確実な数字は出ておりません。しかし、この新型コロナウイルス感染症、コロナ禍で、なかなか生活の家計が難しい中、それなりの数の方はいらっしゃるのではないかと推測しております。ここ宇城市でも、令和3年10月より、備蓄品ではございますが生理用品を無償配布していると伺いました。まず、小さい質問1つ目、配布場所についてお尋ねしたいと思います。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 本市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な理由で生理用品の購入が困難な市民を支援するため、災害備蓄品の有効活用として、生理用品の無償配布を令和3年10月から実施しております。

配布場所につきましては、希望される市民の利便性を考慮した上で、宇城市備蓄用生理用品配布実施要綱に基づき、現在、宇城市保健福祉センター及び三角支所の2か所で配布を行っており、各種健診や手続きに来られた際などに、御利用をいただいております。

また、生理用品の配布実績としましては、開始時に312件分を準備いたしまして、現段階で令和3年度に208件、令和4年度に62件、計270件の配布を行い、残りの在庫42袋について、引き続き配布を行っております。

○3番（村上真由子君） ただいま御回答いただきました配布場所ですが、宇城市保健福祉センターと三角支所の2か所、確かに宇城市の形から考えましても、松橋の保健福祉センターだと豊野また小川、松橋そして不知火の東部をカバーできておりますし、また三角支所は三角と不知火の西部がしっかりとカバーされていると思います。312件用意されていて、今年度まで270件、これは令和3年10月から現在までということなので、やはりそれなりに多くの生理の貧困の方がいらっしゃるかと推測いたします。コロナ禍の中、冒頭でも述べましたけど経済が不安定な今、生理の貧困はとても深刻な問題になっております。新聞やニュースで見られた方は、この生理用品が学校などの教育現場また市役所等の公共施設のトイレに、生理用品を備品化して置くという流れに、そういう動きが出てきております。生活困窮などの理由で困っている児童さんそして生徒さんのため、生理用品のトイレへの設置について、ここ宇城市ではどのように考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 現在、生理用品については、熊本地震関連の支援物資として配布されたものがまだ学校に保管されています。

児童生徒は、忘れたり、急に必要になったりした場合、保健室に必要な数を取りに来ますので、養護教諭などから渡しています。

トイレに生理用品を置くことは、衛生面、管理面、設置場所等に課題があるとともに、全ての女子児童生徒が対象となりますので、現状では厳しいかと考えています。

教育委員会としましては、当面は、今までどおり保健室に置き、児童生徒自身に取りに来ることを考えております。

○3番（村上真由子君） 学校では、必要になったら必要になった子が保健室に取りに行くシステムになっているんですね。ただ、児童生徒によっては、なかなか自分から取りに行くことができる生徒ばかりだとは思えないんですね。私みたいなのですと、本当に「生理になった、どうしよう、とりあえず保健室にあるから保健室に行こう」という感じで、ガラガラガラと開けて「先生、生理になったから生理用品をください」と言えるタイプの人もいれば、なかなかそういう児童生徒ばかりだとは限らないので、さらに令和の時代では、なかなか生徒さん同士のコミュニケーションもとるのも難しいですし、保健の先生、養護教諭の先生にもなかなかコミュニケーションをとりづらくて、我慢するという生徒もいないとは限りません。また、先ほど生理用品を置くのが厳しいというところで、衛生面、管理面のところがありましたけれど、実際生理用品、特に男性の方はスーパーで袋で見られたことはあるかと思うんですけど、その中身がどうなっているかというのは、御家族に女性のお子さんとかいらっしゃれば、目にすることもあるかと思うのですが、なかなか生理用品が、その袋の中にどう入っているのか分からないところもあるかと思います。ただ、この生理用品、一つ一つ個包装になっておりまして、着けるそのままが入っているわけではなくて、ちゃんと個包装されております。予備の備品として置いてあるトイレットペーパー、ここの議会棟のお手洗いもなんですが、トイレットペーパーがそのまま置いてあるわけではなくて、トイレットペーパーの周りに1枚紙が付いていると思います。なので、トイレットペーパーがそのまま1枚紙がぐるっと付いているだけで置いてあるのが、衛生面でどうなのかということと同じような感じなのですが、生理用品もちゃんと個包装されているので、そこまで衛生面に関して心配されることはないんじゃないかと思います。また、この生理の貧困が話題になって1年、2年近くぐらいかと思うのですが、それより以前に企業のお手洗いでは、既に女子トイレに生理用品をどうぞ御自由にお使いくださいといった感じで置いてあったり、また居酒屋とかでは、皆さんなかなか女子トイレに入ることはないと思うんですけど、生理用品の隣に綿棒とかが化粧くずれになったとき用として置いてあったりしますので、衛生面とか管理面、設置場所については、そこまで心配されるようなところではないかと思います。

また、全ての女子児童生徒が対象となるということで、ちょっと今難しい、厳し

いというところがございますが、これは、今、保健室に取りに行く生徒さんが、全ての女子児童生徒ではないという考えではないと思うんですね。例えば、やはり貧困家庭、困窮家庭の生徒にしか渡していないというなら、それはそれでちょっと問題になってくるのかなと思います。「生理用品が欲しい」と言いに来た子どもに、「あなたは貧困家庭ですか」と、そういうことはたぶん聞かれてはいないと思うんですね。取りに来た子に渡されていると思いますので、現在も、全ての女子児童生徒が対象となっているのではないかなと思います。ただ、もし貧困世帯にしか配られていないということだったら、もうお子さんて結構純粋で素直な分、いろいろ思ったことをすぐ言うてしまうので、「〇〇ちゃんは生理用品をもらいに行っていたけど、貧しいとね、貧乏ね」というところで、もしかすると、いじめの原因になってしまうという可能性もないとは言えないかなと思います。どのような渡し方をされているのかはちょっと気になったところですが、現在は、特に貧困世帯の女子児童生徒にだけ渡しているというのではないと思うので、全ての女子児童生徒が対象となっているのではないかなと考えます。

では、この点の再々質問となりますが、宇城市内の小中学校のトイレの設置数を教えていただきたいと思います。女性児童生徒が使用する屋内そして屋外ですね、全て使われるトイレの数。あと、先ほど保健室に保管されているということだったのですが、その生理用品の補充は大体どれくらいの頻度で行われているのかを、早い話が、学校では大体どれだけの児童生徒が利用されているのかを教えてください。

○**教育部長（豊住 章君）** 市内小中学校の女子トイレの設置数についてお答えいたします。

まず、小学校12校の設置数につきましては、校舎51か所、体育館8か所、屋外20か所、合わせて79か所になります。次に、中学校5校ですが、校舎25か所、体育館6か所、屋外7か所、合わせて38か所になり、小中学校全てを合わせますと117か所の設置数になります。

続きまして、生理用品の補充の頻度についてお答えいたします。生理用品の補充頻度につきましては、それぞれの学校により異なります。週に3、4人の児童生徒が生理用品を利用する学校もあれば、月に2、3人程度利用する学校、あるいは月に1人利用するかしないかといった学校もございます。それぞれの学校の利用状況により生理用品の補充を行っているところです。

○**3番（村上真由子君）** 小学校が12校で79か所、そして中学校が5校で38か所ですね、合わせての117か所。万が一、トイレに設置の場合、置くときにどれだけ手間がかかるのかなというのをちょっと知りたくて、お尋ねさせていただきました。体育館とか屋外にも児童生徒が使われるお手洗があるということなので、あ

りがとうございます。

そして補充頻度に関しても、やはり学校によって児童数、生徒数は異なると思いますので、やはり補充頻度も変わってくるかとももちろん分かります。週3人から4人が利用する学校と、また月に1人利用するかしない学校もあるということですね、ありがとうございます。前の質問のときに、全ての女子児童生徒が対象となるのではないかという話をさせていただいたのですが、今、利用されているこの人数も、保健室に声を出して取りに行くことができる児童生徒だけが、今対象になっているのかなとはちょっと思いました。もしかしたら、本当に必要な貧困家庭の児童生徒が声を出して、自分が貧しい家庭だと思われたくないとか、そう見られていじめられたくないとか、みじめな気持ちになりたくないと思って、あえて取りに行っていないというお子さんもいるかもしれないですね。一番手を差し伸べなければならないところに、手が届いていないかもしれないということがあるかもしれないと思われます。

先日、市に児童扶養手当を受けられている方の数をお尋ねしたところ、今月の段階で500人ちょっとのお答えをいただきました。もちろんひとり親世帯が必ずしも貧困というわけではないのですが、またひとり親世帯には、父子家庭で女の子をお子さんを育てていらっしゃる家庭もあれば、逆に今度は母子家庭で男のお子さんを育てていらっしゃる場所もあります。やはり父子家庭の中で娘さんが生理になったとき、貧困ではなくても、なかなかお父さんに生理用品の話をするのが難しいという家庭もあると聞いております。

東京の港区で、以前この生理についてこちらはインターネットで調べていただく出てくるのですが、港区ではおよそ2,400人の児童生徒にアンケート調査を行ったところ、「生理用品に困ったことがある」と答えたお子さんが17%いたとのこと。そしてそのうちの5%が、何らかの理由で忘れて困ったというわけではなく、「生理用品を用意できなかった」という回答がありました。こちらの要因として考えられるのが、困窮世帯だったり単親の父子家庭だったりとか、そういう理由も要因として考えられると思います。

生理用品で最大手なんですけど、ユニ・チャームという会社がありまして、その調べによりますと、初めて生理になる年齢が10歳から13歳という調査がっております。10歳だと小学校4年生とか、最近では小学校3年生で初潮が始まった子も100人中6人との調査結果が出ています。やはり、生理になったときに、もうみんな周りが全員初潮を迎えてしまっていたら、友だちとかにも恥ずかしくなく生理用品を持っているか聞けるかもしれないんですけど、まだなかなか周りが生理になっていないところで、保健室に取りに行ったりとかお友だちに持っていないか

聞くのも、結構お子さんとしてはストレスがかかるところではないかなと、勇気がいるのではないかなと思います。

この生理も、大人になっても人によっては定期的に来るものでもないですし、いきなり「明日か明後日と思っていたけど、今日来た」というときも結構あるような代物でございまして、まして児童生徒が自分の生理周期を理解するというのはなかなか難しいところですので、急に生理になったときに、もし持っていなかった場合、保健室に生理用品が置いてあったら、まず1回お手洗いで「生理だ」というのを確認して保健室に行って、そして保健室で生理用品をもらってまた戻って着けてというのは、小学生とかの休み時間、たぶん今まだ10分ぐらいではないかなと思うんですけど、その10分間でなかなかできるものではないのかなと思います。これが例えば生理用品をトイレットペーパーのように備品化して、各トイレに設置してあれば、わざわざ保健室まで取りに行く必要はないかと思われま。なかなかその生理を男性の方が理解するのは難しいとは思いますが、例えば、男性にも必ず排泄はありますので、例えばそれで考えてみますと、お手洗いでちょっと大きい方がしたいなと思ってトイレに行って、そしたらトイレットペーパーは保健室に取りに来てくださりだった場合、ちょっと理解していただけるかなと思います。それだったら、トイレットペーパーは置いてあるもんねというのが、その安心感、お子さんたちが安心して学校生活を送れる、そんな感じになってくると思いますので、もし、急な生理を、人によってはトイレットペーパーをぐるぐる巻きにして、生理用品の代わりに使っている方もいらっしゃるんで、それを備品化することでストレスを感じない学校生活を送れる、そしてそうなればまた学習、授業にも集中力を欠くことなく臨めるのではないかと考えます。生理をちゃんと体内のメカニズムとして、皆さんが考えてくださるようになれば、きっとトイレットペーパーと同じように備品化されてしかるべきではないかと思えます。月経、生理が始まるというのは、女性にとって子どもを育むというか、その準備が始まったということとございまして、一部の途上国においては、やはり血が出るということで生理を不浄のもの、けがれのものとする国もまだありますが、日本はもう、確かに人によってはそういう考えをされている方もいらっしゃるかもしれないんですけど、だんだん理解が深まってきておりますので、是非とも宇城市でもトイレに生理用品の設置を検討していただければ、もっとより住みやすいまちになると思います。

先ほどトイレの数を聞いたときに、体育館とか屋外にもあるとお答えがありました。体育の授業の最中に急に生理になった場合とかも、もし保健室に置いてあったら、わざわざ保健室に取りに行って、また体育の授業に参加してということになりますが、もし、体育館のトイレにも生理用品が置いてあったら、そこでささっとし

て、また体育の授業に戻れると思います。近くのトイレに行くだけで済むので、わざわざ保健室に行かなくてもいいかと思います。是非とも宇城市でも、この小中学校の女子トイレへの生理用品の設置を是非御検討いただければと思います。

続きまして、小さい質問の2点目ですが、災害時における市民の皆さんへの供給品が市に備蓄されていると思うのですが、防災計画に係る備蓄計画の内容についてお尋ねしたいと思います。特に、生理の貧困に起因する問題への対応としまして、先ほど市内2か所で生理用品の無償配布を実施していらっしゃいますが、今後もそのような有効活用が可能なのか、備蓄について、対応についてお尋ねさせていただきます。

○市民部長（黒崎達也君） 本市では、災害対策基本法第42条及び宇城市防災会議条例第2条の規定に基づきまして、宇城市防災会議において地域防災計画を策定しております。併せまして、別途備蓄計画を策定しております。

その基本的な考え方といたしましては、「大規模な災害が発生した場合、被災地域における流通機能が停止するなど、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが懸念されることから、自助、共助を基本としつつ、食料・生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材を備蓄する」と定めております。

大災害が発生した場合には、救援物資が到着するまでの間、必要不可欠な飲料水や食料、生活必需品である毛布や紙おむつなどの重要12品目を市民に供給できるよう備えております。その中に、生理用品も含まれており、昼用・夜用6,800枚の備蓄があります。仮に大規模な災害が発生し、使用した場合には、随時補充することとしております。

議員の御質問にありましたとおり、昨年、コロナ禍において経済的な理由で、生理用品の購入が難しいとされる市民に供給するために、宇城市備蓄用生理用品配布実施要綱を定め、市の備蓄品であった生理用品を無償配布いたしております。これにつきましては、先ほど保健衛生部長の答弁にあったとおりでございます。

今後におきましても、使用期限を確認しつつ、定期的に備蓄品の入替えを行ってまいります。生理用品につきましては、毎年3分の1ずつ入れ替える計画でございます。その際、今回のように市民に無償配布するなど、備蓄品の有効活用を図ってまいります。

○3番（村上真由子君） 常に昼用・夜用6,800枚が備蓄されているということですね。先ほど3分の1ずつ使用期限の近いものからというお答えがありまして、そうですね、いきなり一気に備蓄品をそういう無償配布してしまうと、今度、いざ有事の際というか、災害が起きたときに空っぽだったらいけませんので、3分の1ずつ。すばらしいローリングストックですね、使用期限の近くなったものから使用

して、そしてどんどん補充していく、これはもう本当に市の予算を無駄にしない適正な活用方法だとすごく思います。ちなみに、先ほども名前が出ました生理用品メーカー最大手のユニ・チャームによりますと、生理用品の使用期限でございますが、食べ物のように賞味期限とか消費期限とか厳密なわけではないのですが、大体3年と言われております。その3年も、もう3年経ったらポイっと捨てないといけないとか使えないようになるとかいうわけではなく、接着部分の接着がちょっと弱くなるみたいな感じでの話ではありました。未開封で大体3年ということですので、ちょうど3分の1とおっしゃっていたので、すごくいい活用方法だなと思います。是非とも、今後もそのような備蓄方法で進めさせていただき、災害時はもちろんその被災された方々への供給が第一でございますので、平時で特に何もなきときは、使用期限が近くなった生理用品に関しまして、前の質問でもお伝えしましたように、もし可能であれば、小中学校の女子トイレへの設置も是非とも御検討いただきたいと思っております。

また、この生理の貧困の質問に関しまして、最後でございますが、私が個人的にお尋ねした熊本県下のほかの自治体の取組についてお伝えさせていただきます。合志市では、教育長から学校長に十分な話し合いをされるように通知がなされているそうです。6月の校長会で現状の報告が予定されております。小学校では、今年の3月から、小学校8校あるうちの1校ではもう設置がなされていて、ただ今のところ消耗品での対応ということだそうです。御船町では、コロナの交付金を活用されるそうです。そして6月補正予算で、小中学校に設置開始を予定されております。目標としては、町内の小中学校の女子トイレ全個室に設置とのことでした。御船町のある1つの小学校では、大体2、3年ほど前から、養護教諭の先生がもう自主的に多目的トイレの1か所には置いていらっしゃるそうです。山都町に関しましては、今月の一般質問で、同じように学校の女子トイレに生理用品の設置を予定されております。こちらと同じく、防災備品のローリングストックを提案される予定だそうです。西原村は意外と早く、令和3年12月にもう一般質問がなされておりました。教育長の答弁といたしましては、各学校に設置を通達、そして中学校ではトイレ内の手洗い場に設置。ただ、体育館には置いていないそうです。玉名市も山鹿市と同じで、今月の一般質問をしてされる予定です。南関町も玉名市と同じです。大津町が、もっと早いんですね、昨年9月に一般質問がなされております。そして備蓄品から学校に配布をされています。ただ、トイレの場所でございますが、こちらは小中学校の全部のトイレというわけではなくて、中学校3年生が使うトイレ、そして小学校の高学年のトイレに設置をされています。ある中学校では個室に設置をしています。この大津町は、1人1台タブレットを持っておりますので、そのタブレ

ットで女子生徒にアンケートを採って、設置がなされているようです。宇城市もICTで皆さんたぶんタブレットを持っていらっしゃると思うので、もし試験的に置いていただけるようでしたら、また生徒たちの生の声を聞けるようにできたらなど期待しております。菊池市は、昨年要望書を提出されておりました、各学校に備蓄品は配布されていて、置き方としては各学校の学校判断によるとのことです。以上でございます。なので、宇城市も生理の貧困に対してでございますが、できるだけ女子トイレの設置を是非御検討いただきたいと思います。

今回、女子トイレの生理用品の設置について質問させていただきましたが、男女共同参画の観点から、男子トイレにもサニタリーボックス、いわゆる汚物入れですね、この設置についてもちょっとお尋ねさせていただきたかったのですが、こちらはちょっと通告の期限までに間に合いませんので、通告をしておりませんでしたので、また次回の一般質問にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、大きい質問の2番目、学校給食の無償化についてお尋ねしたいと思います。ただ、こちらの質問に関しましては、昨日、一昨日と、河野議員そして原田議員、中山議員のお三方が既に同じような質問をされておりますし、また昨日の中山議員の質問から24時間も経っておりませんので、早々内容が変わったことはないとは思っておりますが、ただ、昨日の中山議員の質問に対して、市長から「給食費の無償化に頑張ってもらいます」とのお声を聞いて、前向きに検討されていることが分かりました。やはりこの給食費の無償化は、保護者の方々からかなり期待をされておりました、中学校のお子さんがいらっしゃる親御さんからは、「すごい楽しみにしている、だけどいつになるんでしょうか」とか、「うちの子は早くしないと卒業するのですが」とか、「在学中になるんでしょうか」とかそういうお声をいただいたり、また小学校のお子さんをお持ちの親御さんからは、「うちの子が中学校に上がる頃にはなっているのでしょうか」とか、すごく関心を寄せられている無償化でございます。是非とも一日も早い実施が望まれておりますが、何度も質問を受けていらっしゃるかと思うのですが、具体的な開始時期がいつ頃になるか教えていただけますでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） 先の質問でもお答えいたしました、無料化を実現するにあたっては、毎年約2億円の財源が必要となります。

無料化の実施につきましては、子育て支援の充実及び定住促進を図るためにも恒久的に実施していかなければならない重要な施策であると捉えており、決して一過性のものとなってはならないと考えております。

現在は、継続的で恒久的な財源をどのように確保するか、関係部局と検討を重ねている段階でありまして、現段階で無料化の具体的な実施時期はお示しできません

が、保護者の負担軽減に資する新たな施策として、少しでも早く実現できますよう、今後も取り組んでまいります。

○3番（村上真由子君） もちろん、確かにこの給食費の無償化というのは、もう一過性のものであってはいけませんし、長く継続的に行っていかなければならないと私もそう思います。財源に関しまして、確かに新型コロナウイルス感染症の臨時交付金が給食費の負担軽減に使うことができるようになったとはいっても、やはりそれは継続的な財源とは言えないと思います。河野議員のときでしたか、値上げの負担軽減には使えたとしても、恒久的にその無償化として使えるわけではないと私も思います。ただ、冒頭でも言いましたけど、本当に今値上げのラッシュになっておりまして、4月からスーパーでお買い物をしたら、レシート見てひゃあっと驚くような値上げになっております。またこれからも上がっていくと伺っております。食材の価格高騰は結構家計に響いているところでもあります。特に、小麦に関しまして、現在でも小麦は値上げが進んでいるのですが、今回ウクライナ情勢でこれから日本に入ってくる小麦もまた値段が上がったり、少なくなったりしてくるかと思っております。秋口にはきっと更なる大幅な値上げとかもあるのではないかと予測しております。

そこでお尋ねさせていただきます。宇城市の給食の米飯とパン食の割合、また米飯、パン食の1食当たりの単価はどうなっているかお答えいただきたいです。

○教育部長（豊住 章君） 本市における米飯とパン食の割合については、メニューのバランスを考慮し、米飯が週4回、パン食が週1回となっております。

1食当たりの単価については、米飯が小学校で平均19.4円、中学校で24.9円、パン食については小学校で平均44.9円、中学校で48.25円となっております。

○3番（村上真由子君） 私が子どもの頃、この宇城市だったのですが、小学校、中学校、米飯が3回、パン食が2回でありました。土曜日は半ドンでしたので、ジュースが届いたりしていたのですが、現在は米飯4回、パン1回なんですね。小麦価格の高騰からもし昔のままだったら、米4、パン1かなと提案させていただこうかと思ったのですが、もう既になっているとなると、やはりなかなか難しいところかなと思います。週1回のパン食を楽しみにしていच्छるお子さんもいると思いますし、私も子どもの頃は揚げパンのときとかは、前日から眠れないくらい楽しみにしていたことがありますので、なかなか米4、パン1をあえてもう全部米飯というのは、なかなか厳しいところであるなと思います。給食は、お子さんがすごく楽しみにしているところでもありますので、私も学校に行っていた頃は、ほぼ給食のために学校に行っていたような感じで、勉強はそれに付随するものみたいな感じだったので、ただ、昨日の高橋議員の意見だったと記憶をしておりますが、小麦粉が

なかなか高騰してしまう場合は、米粉の活用をとおっしゃっていました。先ほど教育部長にお答えいただいた米飯とパン食の単価ですね、こちらを比較しましても、米飯に比べてパン食は2倍の値段が掛かっております。日本はお米の国でもございますし、自給率も米はかなり余るほどありますので、是非とも米粉の活用だったりいろいろなアイデアを出し合えば、無償化のための財源も少しずつ出てくるのではないかなと、そういう可能性もあるのではないかと思います。この給食費の無償化に関しましては、昨日、一昨日の質問で、今執行部の皆様がいちろんな財源から捻出されようとなさっているのはすごく分かりましたし、また、昨日の市長の前向きな「頑張ってまいります」の発言から、無償化の実現までそう遠くはないと思っております。是非とも、市民の皆さんの期待に一日でも早く応えていただきますよう、無償化の早期実施を目指して、みんなで知恵を出し合えたらと思います。

冒頭でも申し上げました今国内外が暗いニュースばかりになっておりますが、この宇城市は前向きに、そして市長はじめ執行部の皆さん、職員の皆さんそして議員みんなが一丸となって、明るく元気な市政を市民の皆さんに感じてもらえるよう頑張っていけたらと思います。

お時間がまだ残ってはおりますが、以上で、一般質問を終わらせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（溝見友一君） これで、村上真由子さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第2 報告第4号 令和3年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第3 報告第5号 令和3年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 報告第6号 令和3年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第5 報告第7号 令和3年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第6 報告第8号 令和3年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告につ

いて

日程第7 報告第9号 令和3年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（溝見友一君） 日程第2、報告第4号令和3年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第7、報告第9号令和3年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

これで、報告第4号から報告第9号までを終わります。

-----○-----

日程第8 承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）

○議長（溝見友一君） 日程第8、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第3号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第3号は承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第51号 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第52号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 1 1 議案第 5 3 号 令和 4 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 5 4 号 令和 4 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 5 号 宇城市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 5 6 号 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（溝見友一君） 日程第 9、議案第 5 1 号令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）から、日程第 1 4、議案第 5 6 号宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 1 5 議案第 5 7 号 財産の無償貸付けについて

○議長（溝見友一君） 日程第 1 5、議案第 5 7 号財産の無償貸付けについてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

○1 4 番（高本敬義君） 本件は、女子バレーボールフォレストリーヴズ熊本に対して、活動拠点として旧豊野公民館また豊野給食センターを、本年 7 月から単年度契約で最高 1 0 年更新という期間で無償貸与する内容というふうを受け止めました。まず、質疑通告の 1 点目ですが、連携協定書を提示してくださいということで、早速見せていただきました。内容的には一般的な条項で、目的としてはスポーツの振興、地域活性化、連携事項としてスポーツの普及、技術力の向上、交流人口の増加、公共施設の有効活用などがうたわれております。そこで、この議会がこの無償貸付けを審議、議論するには、相手方の活動内容また利用計画などが見えないと、適切な判断ができかねるのではないかというふうに思います。そこで、相手方のバレーボールチームの活動とか施設の利用、どのような計画になっているのかお伺いをしたいと思います。

通告の 2 点目、施設改修の具体的内容ということでお尋ねをいたします。先だっでの執行部説明会で今回の議案に対しての補足説明というようなことで行われました。施設の改修とか通常の維持管理費等は、基本的には相手方の負担で賄うというふうにされているようですけれども、市の負担で行う初期投資というか、そういった施設の改修などがあれば、その内容と予算をお伺いしたいと思います。

それとこの点について併せてですが、先だって、孫の送迎でお隣の豊野保育園の隣の道を通ったんですが、公民館の横を通るときに公民館の庭というか、そこに重

機が入って土を掘り起こしたり作業がなされておりました。通告質問の3点目にもあるのですが、ここはタイケン学園がくる話だったよねということで、その受入れの作業なのかなというふうに勝手に思っただけなのですが、今回このような議案が出されたということで、どうなるんだろうということ、現在、重機が入っているこの工事の内容をお伺いしたいということ、今回の議案第57号との無償貸付けとの関連をお伺いしたいと思います。

それから、通告した質疑の3点目、先ほど言いましたタイケン学園はどうなるんだろうということでの御尋ねですが、御存じのようにこの場所、施設は、日本ウェルネス高等学校の熊本キャンパスということで、宇城市がタイケン学園という高校を誘致するところというふうになってきました。去年のちょうど1年前ですかね、6月定例会では、山森議員の一般質問に対して執行部からの答弁でも、令和2年6月の連携協定に基づいて、令和4年4月ですから今回です、開校を目指して基本協定締結の最終段階で協議を進めております。中身については、校舎としては旧豊野公民館、寮生などの食堂としては豊野の給食センター、部活動は豊野小学校の体育施設や豊野グラウンドなどを拠点に使用する。併せて学生寮として仮設住宅を移設して、3DKを20戸ほど建設したい。そういう答弁も議会議事録の中では確認ができました。非常に執行部も熱心に積極的に答弁を繰り返され、対応されてきたんだろうなというふうに思っておりましたが、今回の提案ということになりました。そこで御尋ねは、このタイケン学園の結末と、今回の提案となった経緯をお伺いしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） まず、連携協定書の内容について御紹介したいと思います。

令和4年1月21日に締結をいたしました連携協定書につきましては、バレーボールをはじめとするスポーツの普及、競技力の向上に関する事。2点目に、公式戦の開催や合宿等による交流人口の増加に関する事。3点目に、旧豊野小学校体育館、旧豊野公民館、旧豊野給食センター等をはじめとした公共施設の有効活用に関する事。最後に、甲及び乙による情報発信に関する事を連携事項として締結をいたしております。

チームにおかれては、「コート外でも活躍するチームを目指します」ということで、2018年から2021年までの社会貢献活動報告書をいただいております。これに基づいて、社会貢献活動年間100日を掲げて頑張っている、熊本県唯一の女子バレーのプロチームでございます。

○教育部長（豊住 章君） 今後どのような計画をとということをお尋ねかと思っております。フォレストリーグズ熊本は、現在、週末に旧豊野小体育館にて練習をされておしま

す。チームの計画としましては、年間を通して土日の週末と祝日等を基本的な練習日とし、年間100日程度の利用になるかと思えます。利用人数は、チーム関係者の20人程度で、延べ2,000人になると見込まれます。利用時間としましては、午前9時から午後5時までの8時間が、基本的な施設利用時間と聞いております。

続きまして、施設改修の具体的な内容につきましてですが、先般、執行部説明会で御説明しましたが、貸付け後の施設の改修や維持管理費は、全て相手方であるフォレストリーヴズ熊本の負担となります。

貸付けを行います前に、現在破損しております水道の排水管の補修とトイレのタイルが剥がれておりますので、その部分の補修を行います。金額でいいますと約33万円程度でございます。

○土木部長（梅本正直君） 旧豊野公民館横の現在実施しております工事について御説明申し上げます。

旧豊野公民館の敷地に、熊本地震復興基金により、豊野グラウンドにあります仮設住宅を再利用し、市営住宅を2棟4戸建設しております。この住宅は、令和3年9月議会の建設経済常任委員会の中で、三角町と豊野町に建設をしていた施設でございます。

財源としましては、熊本地震復興基金を活用し建設する市営住宅であり、議案第57号にあります無償貸付けによる建物1,623.2平方メートルには含まれておりません。

○市長政策部長（元田智士君） 3点目のタイケン学園はということで御報告したいと思えます。

タイケン学園につきましては、通信制高校ということで誘致をしておりました。昨年7月に、タイケン学園側から運営の試算を出されたところ、多額の赤字が出るということで、具体的には3,000万円ほどの赤字が出るということで報告がありまして、その報告についてかなり開校についても難しいということの報告でございました。

それを受けまして、私それから副市長が7月、9月にタイケン学園理事長に会いにまいりました。協議を重ねましたが、経営収支の黒字化が見込めないということで、通信制高校の開校は断念するということで理事長から申出がありました。

通信制高校は断念されましたが、タイケン学園からは地域活性化に向けた国際交流や6次産業化等の構想をお聞きした次第でございますが、まだ具体性がないため、現時点では意見交換の段階でございます。今後進捗がありましたら、市へ効果等を検証しながら研究してまいりたいと思えます。

○教育部長（豊住 章君） 今回の無償貸付けとの関連ということでございますが、今

回の議案にあります無償貸付けの物件は、あくまでも旧豊野公民館と旧豊野給食センターの敷地と建物でございます。公民館の敷地内に市営住宅の建設工事が現在行われておりますが、今回の無償貸付けには該当いたしません。住宅建設完了後、確定した住宅敷地面積を貸付土地・面積から除外する手続きを行う予定でございます。

○14番（高本敬義君） 大体概要は分かりましたが、私もスポーツは好きな方ですので、できればいろんな形で市が行政が支援できる場所があれば、スポンサーというふうにはなっていくにくいかもしれませんが、それはそれでやっていいと思います。ただ1点感じるところがあって、先ほど利用計画というか利用予測等の話をしましたけれども、私たちがやはり無償ですから、安易にあそこの施設はもう古いからいいという、そういう安易な感覚で無償貸付けを了承するというふうにはなっていないように気を付けなければいけないのではないかなというところを思うんですね。例えば今後も今回と似たような団体が、スポーツに限らず文化のそういった団体もこのようなケースが出てくるかもしれない。またそれを市が応援しようというようなことが出てくるかもしれない。そのときにその団体が活動基盤、経営基盤が非常に弱い、せい弱でどこかを借りたいと。それについて、公共的な場所があればというようなことがあったときに、今回みたいな事例として議会が判断したり、執行部が判断される折に、1つの指針となるようなやはり結論を出すべきだろうと思います。そういった意味で判断材料となることを、議案提案説明のときに、また執行部の補足説明の折にも、先ほどのタイケン学園のことも含めてやはり説明すべきではないかなというところを感じました。最後にそのことについて、どなたか代表して結構ですが、所管の方でも結構ですけれども、お考えをお伺いして終わります。

○総務部長（天川竜治君） 高本議員の今の御指摘の点、地方自治法第96条第1項、普通地方公共団体は議会に次に掲げる事件を議決しなければならないということで、財産を著しい対価なくして譲渡する場合は、議会の議決が必要ということで、高本議員がおっしゃられるとおり、今後も丁寧に説明をしてまいりたいと思います。

○副市長（浅井正文君） 高本議員がおっしゃるとおりです。しっかり判断したいと思います。

○議長（溝見友一君） これで、議案第57号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第16 議案第58号 財産の取得について

日程第17 議案第59号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（溝見友一君） 日程第16、議案第58号財産の取得について及び日程第17、議案第59号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第51号から、議案第59号までにつきましては、お手元の令和4年第2回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第18 同意第4号 宇城市固定資産評価員の選任について（黒崎 達也氏）

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（村岡 純子氏）

日程第20 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（橋本 恵子氏）

○議長（溝見友一君） 日程第18、同意第4号宇城市固定資産評価員の選任について（黒崎達也氏）から日程第20、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（橋本恵子氏）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第4号から諮問第2号までについては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号から諮問第2号までについては、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第60号 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第2号）

日程第22 同意第5号 監査委員の選任について（入江 学氏）

日程第23 同意第6号 監査委員の選任について（高岡 実氏）

○議長（溝見友一君） 日程第21、議案第60号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第2号）から日程第23、同意第6号監査委員の選任について（高岡実氏）までを、一括して市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回提出します追加議案は、予算案件として一般会計補正予算1件、同意案件として監査委員の選任同意が2件の計3件になります。補正予算は新型コロナウイルス関連の給付金の補正でございます。詳細につきましては、総務部長が説明いたします。

当案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（溝見友一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第60号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第60号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第2号）について詳細説明します。配布しております令和4年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算書（第2号）の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,634万7千円を追加し、予算の総額を332億8,018万8千円としております。補正の内容につきましては、本年5月24日付けで専決処分を行いました補正予算（専決第1号）で実施します国の支援策、低所得の子育て世代生活支援特別給付金の支給に対し、県独自の施策として低所得のひとり親世帯には、国の給付金にさらに上乗せして給付金を支給し、家計を支援する旨の通知が県からありましたので、その施策に必要な経費を補正するものです。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算の補正です。歳入科目では、款16県支出金、項2県補助金で1,634万7千円を追加しております。

3ページ目に移ります。歳出科目では、款3民生費、項5母子福祉費で、歳入の補正額と同額を追加しております。

続いて、歳出の予算について説明をします。

7ページをお願いします。款3民生費、項5母子福祉費、目1母子福祉費、節18負担金補助及び交付金で、熊本県低所得者のひとり親世帯への生活支援特別給付金1,382万5千円と関連する事務経費を計上しております。児童扶養手当受給者等のひとり親世帯に対し、給付金2万円を支給。さらに第2子以降の子どもがいる世帯には一人当たり5,000円を加算して支給する、熊本県独自の施策に必要な経費を補正するものです。

以上で、議案第60号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第60号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第60号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第60号につきましては、民生常任委員会に審査を付託します。

次に、同意第5号及び同意第6号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集2ページ、同意第5号監査委員の選任について説明をいたします。

本案は、市議会選任の永木監査委員が令和4年4月30日をもって任期満了となったことに伴い、新たな監査委員の選任の同意をお願いするものです。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、市議会選任の監査委員として入江学議員の選任同意について提案を申し上げます。

以上で説明を終わります。

続いて、議案集3ページ、説明資料集2ページの履歴書をお願いいたします。

本案は、監査委員の池田秀人氏の任期が本年6月26日をもって満了となるため、新たに高岡実氏を選任したく、議会の同意をお願いするものです。高岡氏におかれましては、長年区長を歴任され、行政経営に関し優れた識見を有する方であり、監査委員として適任であると考えております。

地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有する監査委員として選任同意について御提案申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 同意第5号及び同意第6号の詳細説明が終わりました。

これから、同意第5号及び同意第6号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第5号及び同意第6号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号及び同意第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第24 陳情第1号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情

○議長（溝見友一君） 日程第24、陳情第1号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情を議題とします。

本陳情は、総務文教常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第25 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第25、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日17日金曜日から、来週23日木曜日までは、常任委員会及び議事整理のため、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、17日から23日までは休会することに決定しました。

なお、18日及び19日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時22分

第 5 号

6月24日 (金)

令和4年第2回宇城市議会定例会（第5号）

令和4年6月24日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 諸報告 |
| 日程第2 | 議案第51号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第52号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第53号 | 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第54号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第55号 | 宇城市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第56号 | 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第57号 | 財産の無償貸付けについて |
| 日程第9 | 議案第58号 | 財産の取得について |
| 日程第10 | 議案第59号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第11 | 議案第60号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 同意第4号 | 固定資産評価員の選任について（黒崎 達也氏） |
| 日程第13 | 同意第5号 | 監査委員の選任について（入江 学氏） |
| 日程第14 | 同意第6号 | 監査委員の選任について（高岡 実氏） |
| 日程第15 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（村岡 純子氏） |
| 日程第16 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（橋本 恵子氏） |
| 日程第17 | | 特別委員会の設置について |
| 日程第18 | | 各委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |

7番 嘉古田 茂 己 君
9番 永 木 誠 君
11番 三 角 隆 史 君
13番 高 橋 佳 大 君
15番 溝 見 友 一 君
17番 福 田 良 二 君
19番 入 江 学 君
21番 中 山 弘 幸 君

8番 原 田 祐 作 君
10番 山 森 悦 嗣 君
12番 坂 下 勲 君
14番 高 本 敬 義 君
16番 園 田 幸 雄 君
18番 河 野 正 明 君
20番 豊 田 紀代美 君
22番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 川 康 明 君 書 記 窪 田 潤 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	天 川 竜 治 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	黒 崎 達 也 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保 健 衛 生 部 長	杉 浦 正 秀 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	梅 本 正 直 君
教 育 部 長	豊 住 章 君	総 務 部 次 長	舛 井 貴 男 君
市長政策部次長	福 田 真 治 君	市 民 部 次 長	星 津 章 博 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 次 長	中 川 裕 二 君	土 木 部 次 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 次 長	植 野 修 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 本 優 子 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会 計 管 理 者	西 村 光 代 君
監査委員事務局長	坂 井 孝 治 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 竹 泰 治 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 諸報告

○議長（溝見友一君） 日程第1、諸報告を行います。

議員表彰受賞者の紹介をいたします。

全国市議会議長会第98回定期総会におきまして、全国市議会議長会会長から、まず議員在職20年以上の表彰を、本市議会からお二人が受賞されました。

今回の受賞者は、特別表彰として豊田紀代美さん及び元職の長谷誠一氏の2人です。また、全国市議会議長会評議員として会務運営に尽力された、前議長園田幸雄君がそれぞれ受賞されました。

議員各位の永年の御労苦及び功績に対し、改めて敬意を表しますとともに、栄えある受賞に心からお祝いを申し上げますと思います。

後ほど、豊田紀代美さん及び園田幸雄君には、表彰の伝達を行うことにいたしております。

なお、長谷誠一氏には、後日改めて議長室にて、私、議長から伝達することといたしております。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第51号 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第52号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第53号 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第54号 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第55号 宇城市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第56号 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第57号 財産の無償貸付けについて

日程第9 議案第58号 財産の取得について

日程第10 議案第59号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第11 議案第60号 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第2号）

○議長（溝見友一君） 日程第2、議案第51号令和4年度宇城市一般会計補正予算

(第1号)から、日程第11、議案第60号令和4年度宇城市一般会計補正予算(第2号)までを一括議題とします。

去る6月16日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長(三角隆史君) 総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件1件、その他案件2件、陳情1件の合計4件であります。委員会を6月20日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、支所長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第51号一般会計補正予算のeスポーツ普及事業について、委員から「本庁改修完成後に市長政策部が小川支所から退去した後、そのスペースを改修して行うeスポーツ普及事業の目的と内容は何か」との質疑に対し、執行部から「eスポーツは2019年から国体でも開催され、サッカーや野球、パズルなどのいわゆるゲームである。事業の目的は、ゲームをすることだけではなく、認知症予防や多世代または障がい者との交流も目的としている」との答弁がありました。また、委員から「普及方法や方向性はどのようなものか」との質疑に対し、執行部から「eスポーツを軸としているが、同時に企業と連携してスマホ教室を開催するなど、デジタルに弱いと言われている人を支援し、ITリテラシーの向上を目指す」との答弁がありました。

次に、公開型地理情報システム構築業務について、委員から「システムの内容はどのようなものか。また、これは市民にとって重要なものなのか」との質疑に対し、執行部から「現在、市役所では水道、下水道、航空写真、地番図の4つの地理情報システムをそれぞれの所管課が契約・利用しているが、今後はそれを一本化し、公開できる地理情報システムを構築する。これにより、例えば、現在は家を建てる前に水道管がどこまで来ているかの確認で、市役所に来庁していただく必要があるが、システム導入後は自分のスマホ等で確認できるようになる。市民は来庁の手間が省け、一本化により経費の削減も図られる」との答弁がありました。これに対し、委員から「システムをつくるだけではなく、市民へのサポートも含めて分かりやすく誰もが活用できる運用を検討してほしい」との意見がありました。

また、松橋総合体育文化センターの大規模改修工事費について、委員から「直流

電源装置の取替えやLED照明の改修などが追加される補正であるが、これらの工事の必要性は改修前に調査して分かっているはずである。設計段階で問題があったのではないか。工事費の値上げではないのだから、今回の増額補正は当初予算で要求すべきだったのではないか」との質疑に対し、執行部から「LED照明の改修は確かに当初で要求すべきだったと思う。しかし、直流電源装置等は老朽化しているものの、当初は取替え等は不要と考えていた。工事が進む中で不良箇所が徐々に判明し、有事の際に故障するリスクが高まり、利用者に危険が及ぶと考えたため、今回補正を計上した」との答弁がありました。

最後に、議案第57号財産の無償貸付けについて、委員から「旧豊野公民館と旧豊野学校給食センターを、バレーボールV2リーグ所属のフォレストリーブズ熊本に10年間無償で貸し付けるとのことだが、敷地内の管理や建物の修繕作業はどちらが行うのか。また、10年経たずに退去するとの申出があった場合の対応はどうなるのか」との質疑に対し、執行部から「除草作業など周辺の管理は相手方に対応願う。雨漏りなどの修繕作業も軽微なものは相手方が行うものとし、大規模なものは協議の上、実施する予定である。貸付期間満了前の退去についても原状回復が原則であるが、いずれも議会の議決後、契約を締結する際に詳細を協議して決定する」との答弁がありました。また、委員から「建物は建築から30年または40年を超えているが、耐震基準などの安全性の担保はできているのか」との質疑に対し、執行部から「耐震基準は満たしている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件1件、その他案件2件については全て可決、陳情1件については継続審査すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（坂下 勲君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件1件の合計4件であります。委員会を6月21日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第51号一般会計補正予算の農業振興費の補助金について、委員から「新規就農育成総合対策事業補助金を増額計上してあるが、新規就農者はどれくら

いいるのか」との質疑に対し、執行部から「毎年数人の就農者がおり、今年度は5人を予定している」との答弁がありました。

また、熊本地震復興基金事業費について、応急仮設住宅を解体し、資材を再利用して、豊野町誉ヶ丘公園内にバンガローとして再建築する際の上下水道管の布設等の増額補正に対し、委員から「バンガロー建設の予算はいつ可決したのか」との質疑に対し、執行部から「令和3年度からの繰越事業で、令和3年6月議会の補正予算で計上したものである」との答弁がありました。また、委員から「地域からの要望があったのか。また、建設するにあたり規制はないのか」との質疑に対し、執行部から「山森議員からの一般質問に対し、市長からバンガローを建設する旨の答弁があった。なお、行政区長会議の中で説明等を行い、事業を進めている。建設規制については、当該地は県の保健保安林及び水源かん養保安林と指定されているが、県に確認したところ、建設可能との回答をもらっている」との答弁がありました。

次に、議案第56号水道事業給水条例の一部改正について、委員から「水道料金改定により1立方メートル当たり税込39円引上げられるとのことだが、原因は何か」との質疑に対し、執行部から「企業団の受水単価値上げのほか、国からの高料金対策繰入金が増加したことが大きい。また、全国的な水道事業の問題として施設の更新費用があり、これらを賄うため、本市でも最低限の条件として、1立方メートル当たり税込39円の増額を達成しなければ今後の負担が大きくなる」との答弁がありました。

質疑を終結し、討論の有無を諮りました。反対討論として、「水道料金の値上げは、市が掲げる定住促進の点でも影響が出る。本市の水道料金が高いイメージを払拭するためにも、一般財源を繰り入れるなど、まだ議論の余地があると考え」との討論がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件、条例案件1件については全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 建設経済常任委員長長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件1件であります。委員会を6月20日に、第三委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第51号一般会計補正予算（第1号）のうち、清掃総務費について、委員から「新宇城クリーンセンター建設について、一般的に物価高騰している中で、建設費用への影響は予測しているか」との質疑に対し、執行部から「現在、宇城広域連合から設計変更などの話がないため、物価高騰による増額分があるかは不明である」との答弁がありました。

また、児童福祉施設整備工事費について、委員から「子どもセンターの工事時期、職員配置についてはどうなっているのか」との質疑に対し、執行部から「本庁舎の大規模改修が完了予定の11月以降に改修工事の着工を見込んでいる。職員については、現在のところ、児童福祉相談員、保育園の民営化に伴う保育士の職種変更希望者、保健福祉センターから母子担当の配置を考えているが、人事案件であるため、人数や所属など今後総務部との協議が必要」との答弁がありました。

また、機械器具購入費について、委員から「公用車を1台購入することだが、使用目的は何か」との質疑に対し、執行部から「母子保健業務等での訪問事業や施設への同行、また、児童虐待の通報があった場合など、迅速な対応を行うために購入する」との答弁がありました。

次に、議案第55号宇城市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「現行の条例を整備する必要性はあるのか」との質疑に対し、執行部から「社会福祉法により社会福祉法人への助成を行う場合は、その手続きについては必要により条例で定めることとされている。本条例では社会福祉法人を社会福祉協議会と限定しているため、本市が所轄する全ての社会福祉法人全体に適用されるように、社会福祉協議会という文言を削除するものである」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件、条例案件1件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○21番（中山弘幸君） 建設経済常任委員長にお尋ねをいたします。議案第56号宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてとありますけれども、審査の過程で執行部から同じ企業団から受水しているほかの自治体の対応等の比較の説明はあったのか。もう一点、水道事業の運営、料金を上げないための議論はなされたのか。以上2点をお尋ねいたします。

- 建設経済常任委員長（坂下 勲君） 先ほどの委員長報告のとおりです。
- 21番（中山弘幸君） この委員長報告を見る限りでは、そのような議論がなされた形跡はございません。よって、私はこれにはちょっと賛成できかねます。
- 議長（溝見友一君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（溝見友一君） これで質疑を終結します。
これから、議案第51号から議案第60号までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。
これから、議案第51号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第1号）を採決します。
- 8番（原田祐作君） ただいまから採決されます、議案第51号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第1号）につきましては、熊本地震復興事業に3,930万円についてどうしても賛成できませんので、本採決に限り棄権をしたいと思います。退場します。
- 21番（中山弘幸君） 議長、私も退場します。
(原田祐作君、中山弘幸君 退場)
- 議長（溝見友一君） 採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。
(ボタンを押す)
- 議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。
賛成多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決しました。
審議が終わりましたので、原田祐作君、中山弘幸君の入場を求めます。
(原田祐作君、中山弘幸君 入場)
- 議長（溝見友一君） これから、議案第52号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。
(ボタンを押す)
- 議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第53号令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第53号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第54号令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第55号宇城市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第56号宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第57号財産の無償貸付けについてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第57号は可決しました。

これから、議案第58号財産の取得についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第58号は可決しました。

これから、議案第59号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第59号は可決しました。

これから、議案第60号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原

案可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第12 同意第4号 固定資産評価員の選任について（黒崎 達也氏）

○議長（溝見友一君） 日程第12、同意第4号固定資産評価員の選任について（黒崎達也氏）を議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから同意第4号固定資産評価委員の選任について（黒崎達也氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第13 同意第5号 監査委員の選任について（入江 学氏）

○議長（溝見友一君） 日程第13、同意第5号監査委員の選任について（入江学氏）を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、入江学君の退場を求めます。

(入江学君 退場)

○議長（溝見友一君） これから、同意第5号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第5号監査委員の選任について（入江学氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、同意第5号はこれに同意することに決定しました。

審議が終わりましたので、入江学君の入場を求めます。

(入江学君 入場)

-----○-----

日程第14 同意第6号 監査委員の選任について (高岡 実氏)

○議長(溝見友一君) 日程第14、同意第6号監査委員の選任について(高岡実氏)を議題とします。

これから、同意第6号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第6号監査委員の選任について(高岡実氏)を採決します。採決は起立によって行います。同意第6号は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝見友一君) 起立多数です。したがって、同意第6号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について (村岡 純子氏)

日程第16 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について (橋本 恵子氏)

○議長(溝見友一君) 日程第15、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について(村岡純子氏)及び日程第16、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について(橋本恵子氏)を一括議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について(村岡純子氏)を採決します。採決は起立によって行います。諮問第1号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝見友一君) 起立多数です。したがって、諮問第1号は、適任と認め答申することに決定しました。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について(橋本恵子氏)を採決します。採決は起立によって行います。諮問第2号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝見友一君) 起立多数です。したがって、諮問第2号は、適任と認め答申することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 特別委員会の設置について

○議長（溝見友一君） 日程第 17、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。熊本天草幹線高規格道路について、8人の委員で構成する熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、熊本天草幹線高規格道路については、8人の委員で構成する熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

ただいま設置されました熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、石川洋一君、中山弘幸君、河野正明君、福田良二君、坂下勲君、三角隆史君、永木誠君、嘉古田茂己君、以上の8人を指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会の委員は、ただいまのとおり、選任することに決定しました。

-----○-----

日程第 18 各委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について

○議長（溝見友一君） 日程第 18、各委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和4年第2回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第164号
令和4年6月21日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

総務文教常任委員長 三角 隆史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第51号	令和4年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第57号	財産の無償貸付けについて	可決
議案第58号	財産の取得について	可決
議案第59号	熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更について	可決

宇城市議第164号
令和4年6月21日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

建設経済常任委員長 坂下 勲

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第51号	令和4年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第53号	令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第54号	令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第56号	宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

宇城市議第164号
令和4年6月21日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第51号	令和4年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第52号	令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第55号	宇城市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第60号	令和4年度宇城市一般会計補正予算（第2号）	原案可決

令和4年第2回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

議員名 件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	審議結果	賛成	反対
	坂元大介	四海公貴	村上真由子	河野真理	吉良邦夫	田中美君	嘉古田茂己	原田祐作	永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勲	高橋佳大	高本敬義	溝見友一	園田幸雄	福田良二	河野正明	入江学	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一			
承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第4号)	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
議案第51号 令和4年度宇城市一般会計補正予算(第1号)	棄	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	棄		○	○	○	○	○	棄	○	原案可決	17	0
議案第52号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第53号 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第54号 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第55号 宇城市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第56号 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●		○	○	○	○	○	○	●	原案可決	17	3
議案第57号 財産の無償貸付けについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄		○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第58号 財産の取得について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第59号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第60号 令和4年度宇城市一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0

議長のため表決には加わりません。